官報

発行　内閣府　（原稿作成　国立印刷局）

政府調達公告版

目次

入札公告
入札公告　1

資格
競争参加者の資格に関する公示　34

招請
意見招請に関する公示　65

随意契約
随意契約に関する公示　66

落札
落札者等の公示　67

この政府調達公告版に掲載される入札公告、入札公示及び落札者等の公示は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を含みます。

入札公告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年３月31日
支出負担行為担当官
会計担当内閣参事官　坂本　眞一
◎調達機関番号　005　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、29
⑵　購入等件名及び数量　防災庁ウェブサイトシステムの構築等業務　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　入札説明書による。
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札者の決定にあたっては、総合評価落札方式をもって行うので、入札説明書で示した提案書を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　電子調達システムの利用　本案件は、電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））の電子入札機能利用対象案件である。なお、電子入札によりがたい者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和７・８・９年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされている者であること。
⑷　内閣官房における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
⑸　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8914 東京都千代田区永田町１―６―１　内閣府大臣官房会計課契約第４係　高橋　由佳　電話03―5253―2111　内線82364
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から原則、「電子調達システム」に掲載する。
⑶　提案書の提出期限　令和８年５月21日正午
⑷　開札の日時及び場所　令和８年５月29日午後３時　内閣府庁舎１階第１入札室（郵送による場合は令和８年５月29日　正午までに必着のこと）
4　その他
⑴　入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者で、「紙」により入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書に示す書類を添付し、入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、「政府電子調達（ＧＥＰＳ）システム」により入札に参加を希望する者は、入札書データを受領期限までに同システムにより提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者であって、入札説明書で指定する要件のうち必須とした項目についての基準を全て満たしている内容を提案した入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。
⑺　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity SAKAMOTO Shinichi, Counsellor Cabinet's Secretariat, Cabinet
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 29
⑶　Nature and quantity of the Services to be required : Development of the Agency for Disaster Management Website System, 1 set.
⑷　Fulfillment period : According to the bid explanation form
⑸　Fulfillment place : as in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　have Grade A or B or C "offer of services etc" in terms of the qualification for participating in tenders competitive bidding by the Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) in fiscal years 2025, 2026, 2027.
④　not be suspended from transaction by the request of the officials in charge of contact.

(7) Time-limit for Tender of proposal : 12 : 00 PM, 21 May, 2026.

(8) Contact point for the notice : TAKAHASHI Yuka, Contract 4 Section, Accounts Division, Minister's Secretariat, Cabinet Office, 1―6―1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8914 Japan TEL 03―5253―2111 ext. 82364

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年３月31日

支出負担行為担当官

会計担当内閣参事官　坂本　眞一

◎調達機関番号　005　◎所在地番号　13

1　調達内容

(1) 品目分類番号　73

(2) 購入等件名及び数量

令和８年度　国内外の情勢に対応した内閣の重要政策に係る官邸オウンドメディアを活用した広報業務　一式

(3) 調達案件の仕様等　入札説明書による。

(4) 履行期間　入札説明書による。

(5) 履行場所　入札説明書による。

(6) 入札方法　落札の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、入札説明書で示した提案書等を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子調達システムの利用　本案件は、電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））の電子入札機能利用対象案件である。なお、電子入札によりがたい者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。

2　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和07・08・09年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（広告・宣伝）」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。

(4) 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3　入札書等の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒100―8914 東京都千代田区永田町１―６―１　内閣府大臣官房会計課契約第２係　北野安純美　電話03―5253―2111　内線82324

(2) 入札説明書の交付方法　本公告の日から原則、「電子調達システム」に掲載する。

(3) 入札説明会の開催日時及び場所等　令和８年４月９日午後２時～　内閣府本府庁舎及びオンライン

入札説明会に参加しようとする者は令和８年４月７日17時までに以下へ入札説明会参加の旨を連絡すること。

〒100―8968 東京都千代田区永田町１―６―１　内閣官房内閣広報室　広報戦略担当　島田　電話：03―5253―2111（内線82726）

(4) 技術等提案書等の受領期限　令和８年５月21日正午

(5) 郵送による入札書の受領期限　令和８年６月１日午前10時

(6) 開札の日時及び場所　令和８年６月１日午後２時　内閣府庁舎１階第２入札室

4　その他

(1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金　免除。

(3) 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否　要。

(5) 落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者であって、入札説明書で指定する要求事項のうち必須とした項目についての基準を全て満たしている内容を提案した入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

(6) 詳細は入札説明書による。

5　Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : SAKAMOTO Shinichi Counsellor of the Accounts Division, Minister's Secretariat, Cabinet Office

(2) Classification of the services to be procured : 73

(3) Nature and quantity of the services to be required : Public relations for Cabinet's key policies addressing domestic and international developments by utilizing owned media of the Prime Minister's Office 1unit

(4) Fulfillment period : According to the bid explanation form

(5) Fulfillment place : According to the bid explanation form

(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the Consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③ have Grade A, B or C "offer of services etc" in terms of the qualification for participating in tenders by Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) in fiscal years 2025, 2026 and 2027

④ not be suspended from transaction by the request of the officials in charge of contract.

(7) Time-limit for tender of proposal : 12 : 00 PM, 21 May, 2026

(8) Contact point for the notice : KITANO Asumi, Contract 2 Section, Accounts Division, Minister's Secretariat, Cabinet Office, 1―6―1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8914 Japan. TEL 03―5253―2111 ext. 82324

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年３月31日

支出負担行為担当官

会計担当内閣参事官　坂本　眞一

◎調達機関番号　005　◎所在地番号　13

1　調達内容

(1) 品目分類番号　73

(2) 購入等件名及び数量

令和８年度　国民の安心・安全な暮らしにつながる内閣の重要政策に係る官邸オウンドメディアを活用した広報業務　一式

(3) 調達案件の仕様等　入札説明書による。

(4) 履行期間　入札説明書による。

(5) 履行場所　入札説明書による。

(6) 入札方法　落札の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、入札説明書で示した提案書等を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子調達システムの利用　本案件は、電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））の電子入札機能利用対象案件である。なお、電子入札によりがたい者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。

2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和07・08・09年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（広告・宣伝）」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
⑷　内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
3　入札書等の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8914 東京都千代田区永田町１―６―１　内閣府大臣官房会計課契約第２係　北野安純美　電話03―5253―2111　内線82324
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から原則、「電子調達システム」に掲載する。
⑶　入札説明会の開催日時及び場所等　令和８年４月９日午後２時～　内閣府本府庁舎及びオンライン
入札説明会に参加しようとする者は令和８年４月７日17時までに以下へ入札説明会参加の旨を連絡すること。
〒100―8968 東京都千代田区永田町１―６―１　内閣官房内閣広報室広報戦略担当　島田　電話：03―5253―2111（内線82726）
⑷　技術等提案書等の受領期限　令和８年５月21日正午
⑸　郵送による入札書の受領期限　令和８年６月１日午前10時
⑹　開札の日時及び場所　令和８年６月１日午後３時　内閣府庁舎１階第２入札室
4　その他
⑴　入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者であって、入札説明書で指定する要求事項のうち必須とした項目についての基準を全て満たしている内容を提案した入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。
⑹　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: SAKAMOTO Shinichi Counsellor of the Accounts Division, Minister's Secretariat, Cabinet Office
⑵　Classification of the services to be procured: 73
⑶　Nature and quantity of the services to be required: Public relations for Cabinet's key policies contributing to the safety and security of the people byutilizing owned media of the Prime Minister's Office 1unit
⑷　Fulfillment period: According to the bid explanation form
⑸　Fulfillment place: According to the bid explanation form
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the Consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　have Grade A, B or C "offer of services etc" in terms of the qualification for participating in tenders by Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) in fiscal years 2025, 2026 and 2027
④　not be suspended from transaction by the request of the officials in charge of contract.
⑺　Time-limit for tender of proposal: 12:00 PM, 21 May, 2026
⑻　Contact point for the notice: KITANO Asumi, Contract 2 Section, Accounts Division, Minister's Secretariat, Cabinet Office, 1―6―1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8914 Japan. TEL 03―5253―2111 ext. 82324

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年３月31日
支出負担行為担当官
消費者庁総務課長　堀内　隆広
◎調達機関番号　022　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　残留農薬情報管理・公開システム設計・開発業務　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　入札説明書による。
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　電子入札システムの利用　本案件は、電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））の電子入札機能利用対象案件である。なお、電子入札によりがたい者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和７・８・９年度内閣府所管競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされている者であること。
⑷　消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8958 東京都千代田区霞が関３―１―１　消費者庁総務課管理室契約係　植田倫弘　電話03―3507―8800　内線2424
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の場所及び電子調達システムにて交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　実施しない。
⑷　開札の日時及び場所　令和８年５月22日14時00分　消費者庁入札室（郵送による場合は令和８年５月22日正午までに必着のこと）
4　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を令和８年５月８日正午までに提出しなければならない。入札者は、開札日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、入札説明書において明らかにした技術等の要求要件のうち必須とされた項目をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方式をもって落札者を決定する。
⑺　詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : HORIUCHI Takahiro, Director, of the General Affairs Division, of Consumer Affairs Agency
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the Services to be required : Design and Development Services for the Pesticide Residue Information Management and Disclosure System 1 set
⑷　Fulfillment period : Refer to the tender documentation
⑸　Fulfillment place : Refer to the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　have Grade A, B or C “offer of services etc” in terms of the qualification for participating in tenders competitive bidding by the Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2025, 2026, 2027.
④　not be suspended from transaction by the request of Consumer Affairs Agency.
⑺　Time limit for the submission of the certificate : 12 : 00, 8 May, 2026
⑻　Time limit for Tender : 14 : 00, 22 May, 2026 (in case of by mail : 12 : 00, 22 May, 2026)
⑼　Contact point for the notice : UEDA Michihiro, Contract Section, Management Office, General Affairs Division, Consumer Affairs Agency, 3―1―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8958 Japan, TEL 03―3507―8800 ext. 2424

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年３月31日
支出負担行為担当官
消防庁総務課長　大塚　大輔
◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　17
⑵　購入等件名及び数量
救助用資機材搭載型小型動力ポンプ積載車（3.5ｔ未満）の調達　15台
⑶　調達件名の特質等　仕様書のとおり
⑷　履行期間　仕様書のとおり
⑸　履行場所　仕様書のとおり
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　本調達案件は、「電子調達システム」を利用した応札、入開札及び契約手続を実施するものとする。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、入札説明書に定める理由書を下記４⑴に示す場所に令和８年３月31日午前10時から令和８年５月20日午後５時までに提出し、承認を得た場合に限り、紙による応札、入開札及び契約手続によることができるものとする。なお、詳細については入札説明書のとおり。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和７・８・９年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売（車両類若しくはその他）」又は「物品の製造（車両類若しくはその他）」の資格等級Ａ、Ｂ又はＣに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。なお、詳細については、入札説明書のとおり。
⑸　暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
3　入札者に求められる義務等
入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている各種書類を令和８年３月31日午前10時から令和８年５月20日午後５時までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、下記４⑴に示す場所に期限までに提出しなければならない。なお、提出した各種書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
4　入札書等の提出場所等
⑴　入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の問い合わせ先
〒100―8927 東京都千代田区霞が関２―１―２　消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室消防団係　水野　達也　電話03―5253―7561
⑵　入札説明書の交付方法　政府電子調達（ＧＥＰＳ）システムへアクセスし入手すること。https://www.geps.go.jp
⑶　入札説明会の日時及び場所　令和８年４月10日午前10時00分　中央合同庁舎第２号館３階消防庁第１会議室
⑷　入札書等の受領期限　令和８年５月20日午後５時まで
⑸　開札の日時及び場所　令和８年６月４日午前10時00分　中央合同庁舎第２号館３階消防庁第２会議室
5　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　契約書の作成の要否　要
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者、各種提出書類に虚偽又は不正の記載をした者、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格で有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、詳細については、入札説明書のとおり。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無
⑺　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Daisuke Otsuka, Director of the General Affairs Division, Fire and Disaster Management Agency
⑵　Classification of the products to be procured : 17
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Fire truck car with rescue equipment (Less than 3.5tons) : 15 sets
⑷　Delivery period : as shown in the tender documentation
⑸　Delivery place : as shown in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

③　have Grade A, B or C in “Manufacturing (Vehicles or Others)” or “Selling (Vehicles or Others)”, in the Kanto・Koushin’etsu district, in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Internal Affairs and Communications (Single qualification for every ministry and agency)

⑺　Time limit for submission of tenders by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 20 May 2026. (tenders brought with 5 : 00 P.M. 20 May 2026 or submitted by mail : 5 : 00 P.M. 20 May 2026)

⑻　Contact point for the notice : Tatsuya Mizuno, Fire Corps Section, Regional Disaster Management Office, Disaster Management Division, Civil protection and Disaster Management Department, Fire and Disaster Management Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8927 Japan, Tel 03―5253―7561

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年３月31日

支出負担行為担当官

消防庁総務課長　大塚　大輔

◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　17

⑵　購入等件名及び数量

救助用資機材搭載型小型動力ポンプ積載車（５ｔ未満）の調達　４台

⑶　調達件名の特質等　仕様書のとおり

⑷　履行期間　仕様書のとおり

⑸　履行場所　仕様書のとおり

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　本調達案件は、「電子調達システム」を利用した応札、入開札及び契約手続を実施するものとする。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、入札説明書に定める理由書を下記４⑴に示す場所に令和８年３月31日午前10時から令和８年５月20日午後５時までに提出し、承認を得た場合に限り、紙による応札、入開札及び契約手続によることができるものとする。なお、詳細については入札説明書のとおり。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和７・８・９年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売（車両類若しくはその他）」又は「物品の製造（車両類若しくはその他）」の資格等級Ａ、Ｂ又はＣに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。なお、詳細については、入札説明書のとおり。

⑸　暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

３　入札者に求められる義務等

入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている各種書類を令和８年３月31日午前10時から令和８年５月20日午後５時までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、下記４⑴に示す場所に期限までに提出しなければならない。なお、提出した各種書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

４　入札書等の提出場所等

⑴　入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の問い合わせ先

〒100―8927 東京都千代田区霞が関２―１―２　消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室消防団係　水野　達也　電話03―5253―7561

⑵　入札説明書の交付方法　政府電子調達（ＧＥＰＳ）システムへアクセスし入手すること。https://www.geps.go.jp

⑶　入札説明会の日時及び場所　令和８年４月10日午前10時00分　中央合同庁舎第２号館３階消防庁第１会議室

⑷　入札書等の受領期限　令和８年５月20日午後５時まで

⑸　開札の日時及び場所　令和８年６月４日午前10時30分　中央合同庁舎第２号館３階消防庁第２会議室

５　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　契約書の作成の要否　要

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者、各種提出書類に虚偽又は不正の記載をした者、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格で有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、詳細については、入札説明書のとおり。

⑹　手続きにおける交渉の有無　無

⑺　詳細は入札説明書による。

６　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Daisuke Otsuka, Director of the General Affairs Division, Fire and Disaster Management Agency

⑵　Classification of the products to be procured : 17

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Fire truck car with rescue equipment (Less than 5tons) : 4 sets

⑷　Delivery period : as shown in the tender documentation

⑸　Delivery place : as shown in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

③　have Grade A, B or C in “Manufacturing (Vehicles or Others)” or “Selling (Vehicles or Others)”, in the Kanto・Koushin’etsu district, in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Internal Affairs and Communications (Single qualification for every ministry and agency)

⑺　Time limit for submission of tenders by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 20 May 2026. (tenders brought with 5 : 00 P.M. 20 May 2026 or submitted by mail : 5 : 00 P.M. 20 May 2026)

⑻　Contact point for the notice : Tatsuya Mizuno, Fire Corps Section, Regional Disaster Management Office, Disaster Management Division, Civil protection and Disaster Management Department, Fire and Disaster Management Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8927 Japan, Tel 03―5253―7561

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年３月31日

支出負担行為担当官

消防庁総務課長　大塚　大輔

◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　17

⑵　購入等件名及び数量

救助用資機材・小型動力ポンプ搬送車の調達　21台

⑶　調達件名の特質等　仕様書のとおり

⑷　履行期間　仕様書のとおり

⑸　履行場所　仕様書のとおり
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　本調達案件は、「電子調達システム」を利用した応札、入開札及び契約手続を実施するものとする。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、入札説明書に定める理由書を下記４⑴に示す場所に令和８年３月31日午前10時から令和８年５月20日午後５時までに提出し、承認を得た場合に限り、紙による応札、入開札及び契約手続によることができるものとする。なお、詳細については入札説明書のとおり。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和７・８・９年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売（車両類若しくはその他）」又は「物品の製造（車両類若しくはその他）」の資格等級Ａ、Ｂ又はＣに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。なお、詳細については、入札説明書のとおり。
⑸　暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
３　入札者に求められる義務等
入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている各種書類を令和８年３月31日午前10時から令和８年５月20日午後５時までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、下記４⑴に示す場所に期限までに提出しなければならない。なお、提出した各種書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
４　入札書等の提出場所等
⑴　入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の問い合わせ先
〒100―8927 東京都千代田区霞が関２―１―２　消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室消防団係　水野　達也　電話03―5253―7561
⑵　入札説明書の交付方法　政府電子調達（ＧＥＰＳ）システムへアクセスし入手すること。https://www.geps.go.jp
⑶　入札説明会の日時及び場所　令和８年４月10日午前10時00分　中央合同庁舎第２号館３階消防庁第１会議室
⑷　入札書等の受領期限　令和８年５月20日午後５時まで
⑸　開札の日時及び場所　令和８年６月４日午前11時00分　中央合同庁舎第２号館３階消防庁第２会議室
５　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　契約書の作成の要否　要
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者、各種提出書類に虚偽又は不正の記載をした者、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格で有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、詳細については、入札説明書のとおり。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無
⑺　詳細は入札説明書による。
６　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Daisuke Otsuka, Director of the General Affairs Division, Fire and Disaster Management Agency
⑵　Classification of the products to be procured : 17
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Fire Conveyance car with rescue equipment : 21 sets
⑷　Delivery period : as shown in the tender documentation
⑸　Delivery place : as shown in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
③　have Grade A, B or C in “Manufacturing (Vehicles or Others)” or “Selling (Vehicles or Others)”, in the Kanto・Koushin’etsu district, in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Internal Affairs and Communications (Single qualification for every ministry and agency)
⑺　Time limit for submission of tenders by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 20 May 2026. (tenders brought with 5 : 00 P.M. 20 May 2026 or submitted by mail : 5 : 00 P.M. 20 May 2026)
⑻　Contact point for the notice : Tatsuya Mizuno, Fire Corps Section, Regional Disaster Management Office, Disaster Management Division, Civil protection and Disaster Management Department, Fire and Disaster Management Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8927 Japan, Tel 03―5253―7561

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年３月31日
支出負担行為担当官
消防庁総務課長　大塚　大輔
◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　17
⑵　購入等件名及び数量
救助用資機材・小型動力ポンプ搭載多機能車の調達　13台
⑶　調達件名の特質等　仕様書のとおり
⑷　履行期間　仕様書のとおり
⑸　履行場所　仕様書のとおり
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　本調達案件は、「電子調達システム」を利用した応札、入開札及び契約手続を実施するものとする。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、入札説明書に定める理由書を下記４⑴に示す場所に令和８年３月31日午前10時から令和８年５月20日午後５時までに提出し、承認を得た場合に限り、紙による応札、入開札及び契約手続によることができるものとする。なお、詳細については入札説明書のとおり。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和７・８・９年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売（車両類若しくはその他）」又は「物品の製造（車両類若しくはその他）」の資格等級Ａ、Ｂ又はＣに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。なお、詳細については、入札説明書のとおり。
⑸　暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
3　入札者に求められる義務等
入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている各種書類を令和８年３月31日午前10時から令和８年５月20日午後５時までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、下記４⑴に示す場所に期限までに提出しなければならない。なお、提出した各種書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
4　入札書等の提出場所等
⑴　入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の問い合わせ先
〒100―8927 東京都千代田区霞が関２―１―２　消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室消防団係　水野　達也　電話03―5253―7561
⑵　入札説明書の交付方法　政府電子調達（ＧＥＰＳ）システムへアクセスし入手すること。https://www.geps.go.jp
⑶　入札説明会の日時及び場所　令和８年４月10日午前10時00分　中央合同庁舎第２号館３階消防庁第１会議室
⑷　入札書等の受領期限　令和８年５月20日午後５時まで
⑸　開札の日時及び場所　令和８年６月４日午前11時30分　中央合同庁舎第２号館３階消防庁第２会議室
5　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　契約書の作成の要否　要
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者、各種提出書類に虚偽又は不正の記載をした者、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格で有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、詳細については、入札説明書のとおり。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無
⑺　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Daisuke Otsuka, Director of the General Affairs Division, Fire and Disaster Management Agency
⑵　Classification of the products to be procured : 17
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Fire Multifunctional car with rescue equipment : 13 sets
⑷　Delivery period : as shown in the tender documentation
⑸　Delivery place : as shown in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
③　have Grade A, B or C in “Manufacturing (Vehicles or Others)” or “Selling (Vehicles or Others)”, in the Kanto・Koushin’etsu district, in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Internal Affairs and Communications (Single qualification for every ministry and agency)
⑺　Time limit for submission of tenders by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 20 May 2026. (tenders brought with 5 : 00 P.M. 20 May 2026 or submitted by mail : 5 : 00 P.M. 20 May 2026)
⑻　Contact point for the notice : Tatsuya Mizuno, Fire Corps Section, Regional Disaster Management Office, Disaster Management Division, Civil protection and Disaster Management Department, Fire and Disaster Management Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8927 Japan, Tel 03―5253―7561

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年３月31日
支出負担行為担当官
消防庁総務課長　大塚　大輔
◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　17
⑵　購入等件名及び数量
救助用資機材・防災学習用資機材搭載型小型動力ポンプ積載車の調達　７台
⑶　調達件名の特質等　仕様書のとおり
⑷　履行期間　仕様書のとおり
⑸　履行場所　仕様書のとおり
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　本調達案件は、「電子調達システム」を利用した応札、入開札及び契約手続を実施するものとする。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、入札説明書に定める理由書を下記４⑴に示す場所に令和８年３月31日午前10時から令和８年５月20日午後５時までに提出し、承認を得た場合に限り、紙による応札、入開札及び契約手続によることができるものとする。なお、詳細については入札説明書のとおり。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和７・８・９年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売（車両類若しくはその他）」又は「物品の製造（車両類若しくはその他）」の資格等級Ａ、Ｂ又はＣに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。なお、詳細については、入札説明書のとおり。
⑸　暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
3　入札者に求められる義務等
入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている各種書類を令和８年３月31日午前10時から令和８年５月20日午後５時までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、下記４⑴に示す場所に期限までに提出しなければならない。なお、提出した各種書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
4　入札書等の提出場所等
⑴　入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の問い合わせ先
〒100―8927 東京都千代田区霞が関２―１―２　消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室消防団係　水野　達也　電話03―5253―7561
⑵　入札説明書の交付方法　政府電子調達（ＧＥＰＳ）システムへアクセスし入手すること。https://www.geps.go.jp
⑶　入札説明会の日時及び場所　令和８年４月10日午前10時00分　中央合同庁舎第２号館３階消防庁第１会議室

⑷　入札書等の受領期限　令和８年５月20日午後５時まで
⑸　開札の日時及び場所　令和８年６月４日午後２時00分　中央合同庁舎第２号館３階消防庁第２会議室
5　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　契約書の作成の要否　要
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者、各種提出書類に虚偽又は不正の記載をした者、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格で有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、詳細については、入札説明書のとおり。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無
⑺　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Daisuke Otsuka, Director of the General Affairs Division, Fire and Disaster Management Agency
⑵　Classification of the products to be procured : 17
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Disaster Prevention Learning Guide car with rescue equipment : 7 sets
⑷　Delivery period : as shown in the tender documentation
⑸　Delivery place : as shown in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
③　have Grade A, B or C in “Manufacturing (Vehicles or Others)” or “Selling (Vehicles or Others)”, in the Kanto・Koushin’etsu district, in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Internal Affairs and Communications (Single qualification for every ministry and agency)
⑺　Time limit for submission of tenders by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 20 May 2026. (tenders brought with 5 : 00 P.M. 20 May 2026 or submitted by mail : 5 : 00 P.M. 20 May 2026)
⑻　Contact point for the notice : Tatsuya Mizuno, Fire Corps Section, Regional Disaster Management Office, Disaster Management Division, Civil protection and Disaster Management Department, Fire and Disaster Management Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8927 Japan, Tel 03―5253―7561

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年３月31日
支出負担行為担当官
消防庁総務課長　大塚　大輔
◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　17
⑵　購入等件名及び数量
救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車（3.5ｔ未満）の調達　19台
⑶　調達件名の特質等　仕様書のとおり
⑷　履行期間　仕様書のとおり
⑸　履行場所　仕様書のとおり
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　本調達案件は、「電子調達システム」を利用した応札、入開札及び契約手続を実施するものとする。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、入札説明書に定める理由書を下記４⑴に示す場所に令和８年３月31日午前10時から令和８年５月20日午後５時までに提出し、承認を得た場合に限り、紙による応札、入開札及び契約手続によることができるものとする。なお、詳細については入札説明書のとおり。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和７・８・９年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売（車両類若しくはその他）」又は「物品の製造（車両類若しくはその他）」の資格等級Ａ、Ｂ又はＣに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。なお、詳細については、入札説明書のとおり。
⑸　暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
3　入札者に求められる義務等
入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている各種書類を令和８年３月31日午前10時から令和８年５月20日午後５時までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、下記４⑴に示す場所に期限までに提出しなければならない。なお、提出した各種書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
4　入札書等の提出場所等
⑴　入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の問い合わせ先
〒100―8927 東京都千代田区霞が関２―１―２　消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室消防団係　水野　達也　電話03―5253―7561
⑵　入札説明書の交付方法　政府電子調達（ＧＥＰＳ）システムへアクセスし入手すること。https://www.geps.go.jp
⑶　入札説明会の日時及び場所　令和８年４月10日午前10時00分　中央合同庁舎第２号館３階消防庁第１会議室
⑷　入札書等の受領期限　令和８年５月20日午後５時まで
⑸　開札の日時及び場所　令和８年６月４日午後２時30分　中央合同庁舎第２号館３階消防庁第２会議室
5　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　契約書の作成の要否　要
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者、各種提出書類に虚偽又は不正の記載をした者、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格で有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、詳細については、入札説明書のとおり。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無
⑺　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Daisuke Otsuka, Director of the General Affairs Division, Fire and Disaster Management Agency
⑵　Classification of the products to be procured : 17
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Fire pump car with rescue equipment (Less than 3. 5 tons) : 19 sets
⑷　Delivery period : as shown in the tender documentation

(5) Delivery place : as shown in the tender documentation

(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause

② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

③ have Grade A, B or C in "Manufacturing (Vehicles or Others)" or "Selling (Vehicles or Others)", in the Kanto・Koushin'etsu district, in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Internal Affairs and Communications (Single qualification for every ministry and agency)

(7) Time limit for submission of tenders by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 20 May 2026. (tenders brought with 5 : 00 P.M. 20 May 2026 or submitted by mail : 5 : 00 P.M. 20 May 2026)

(8) Contact point for the notice : Tatsuya Mizuno, Fire Corps Section, Regional Disaster Management Office, Disaster Management Division, Civil protection and Disaster Management Department, Fire and Disaster Management Agency, 2—1—2 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100—8927 Japan, Tel 03—5253—7561

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年３月31日

支出負担行為担当官

消防庁総務課長　大塚　大輔

◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13

1　調達内容

(1) 品目分類番号　17

(2) 購入等件名及び数量

救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車（５ｔ未満）の調達　19台

(3) 調達件名の特質等　仕様書のとおり

(4) 履行期間　仕様書のとおり

(5) 履行場所　仕様書のとおり

(6) 入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 本調達案件は、「電子調達システム」を利用した応札、入開札及び契約手続を実施するものとする。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、入札説明書に定める理由書を下記４(1)に示す場所に令和８年３月31日午前10時から令和８年５月20日午後５時までに提出し、承認を得た場合に限り、紙による応札、入開札及び契約手続によることができるものとする。なお、詳細については入札説明書のとおり。

2　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和７・８・９年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売（車両類若しくはその他）」又は「物品の製造（車両類若しくはその他）」の資格等級Ａ、Ｂ又はＣに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。なお、詳細については、入札説明書のとおり。

(5) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

3　入札者に求められる義務等

入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている各種書類を令和８年３月31日午前10時から令和８年５月20日午後５時までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、下記４(1)に示す場所に期限までに提出しなければならない。なお、提出した各種書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4　入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の問い合わせ先

〒100—8927 東京都千代田区霞が関２—１—２　消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室消防団係　水野　達也　電話03—5253—7561

(2) 入札説明書の交付方法　政府電子調達（ＧＥＰＳ）システムへアクセスし入手すること。https://www.geps.go.jp

(3) 入札説明会の日時及び場所　令和８年４月10日午前10時00分　中央合同庁舎第２号館３階消防庁第１会議室

(4) 入札書等の受領期限　令和８年５月20日午後５時まで

(5) 開札の日時及び場所　令和８年６月４日午後３時00分　中央合同庁舎第２号館３階消防庁第２会議室

5　その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金　免除

(3) 契約書の作成の要否　要

(4) 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者、各種提出書類に虚偽又は不正の記載をした者、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格で有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、詳細については、入札説明書のとおり。

(6) 手続きにおける交渉の有無　無

(7) 詳細は入札説明書による。

6　Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Daisuke Otsuka, Director of the General Affairs Division, Fire and Disaster Management Agency

(2) Classification of the products to be procured : 17

(3) Nature and quantity of the products to be purchased : Fire pump car with rescue equipment (Less than 5 tons) : 19 sets

(4) Delivery period : as shown in the tender documentation

(5) Delivery place : as shown in the tender documentation

(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause

② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

③ have Grade A, B or C in "Manufacturing (Vehicles or Others)" or "Selling (Vehicles or Others)", in the Kanto・Koushin'etsu district, in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Internal Affairs and Communications (Single qualification for every ministry and agency)

(7) Time limit for submission of tenders by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 20 May 2026. (tenders brought with 5 : 00 P.M. 20 May 2026 or submitted by mail : 5 : 00 P.M. 20 May 2026)

⑻ Contact point for the notice : Tatsuya Mizuno, Fire Corps Section, Regional Disaster Management Office, Disaster Management Division, Civil protection and Disaster Management Department, Fire and Disaster Management Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8927 Japan, Tel 03―5253―7561

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年３月31日
支出負担行為担当官
消防庁総務課長　大塚　大輔
◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　17
⑵　購入等件名及び数量
救助用資機材搭載型オフロードバイク（250cc未満）の調達　12台
⑶　調達件名の特質等　仕様書のとおり
⑷　履行期間　仕様書のとおり
⑸　履行場所　仕様書のとおり
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　本調達案件は、「電子調達システム」を利用した応札、入開札及び契約手続を実施するものとする。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、入札説明書に定める理由書を下記４⑴に示す場所に令和８年３月31日午前10時から令和８年５月20日午後５時までに提出し、承認を得た場合に限り、紙による応札、入開札及び契約手続によることができるものとする。なお、詳細については入札説明書のとおり。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和７・８・９年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売（車両類若しくはその他）」又は「物品の製造（車両類若しくはその他）」の資格等級Ａ、Ｂ又はＣに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。なお、詳細については、入札説明書のとおり。
⑸　暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
3　入札者に求められる義務等
入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている各種書類を令和８年３月31日午前10時から令和８年５月20日午後５時までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、下記４⑴に示す場所に期限までに提出しなければならない。なお、提出した各種書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
4　入札書等の提出場所等
⑴　入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の問い合わせ先
〒100―8927 東京都千代田区霞が関２―１―２　消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室消防団係　水野　達也　電話03―5253―7561
⑵　入札説明書の交付方法　政府電子調達（ＧＥＰＳ）システムへアクセスし入手すること。https://www.geps.go.jp
⑶　入札説明会の日時及び場所　令和８年４月10日午前10時00分　中央合同庁舎第２号館３階消防庁第１会議室
⑷　入札書等の受領期限　令和８年５月20日午後５時まで
⑸　開札の日時及び場所　令和８年６月４日午後３時30分　中央合同庁舎第２号館３階消防庁第２会議室
5　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　契約書の作成の要否　要
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者、各種提出書類に虚偽又は不正の記載をした者、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格で有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、詳細については、入札説明書のとおり。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無
⑺　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Daisuke Otsuka, Director of the General Affairs Division, Fire and Disaster Management Agency
⑵　Classification of the products to be procured : 17
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Off-road motorcycle with rescue equipment (Less than 250 cc) : 12 sets
⑷　Delivery period : as shown in the tender documentation
⑸　Delivery place : as shown in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
③　have Grade A, B or C in “Manufacturing (Vehicles or Others)” or “Selling (Vehicles or Others)”, in the Kanto・Koushin’etsu district, in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Internal Affairs and Communications (Single qualification for every ministry and agency)
⑺　Time limit for submission of tenders by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 20 May 2026. (tenders brought with 5 : 00 P.M. 20 May 2026 or submitted by mail : 5 : 00 P.M. 20 May 2026)
⑻　Contact point for the notice : Tatsuya Mizuno, Fire Corps Section, Regional Disaster Management Office, Disaster Management Division, Civil protection and Disaster Management Department, Fire and Disaster Management Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100―8927 Japan, Tel 03―5253―7561

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年３月31日
支出負担行為担当官
厚生労働省大臣官房会計課長　吉田　一生
◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　調達件名及び数量
事業者・自治体間の障害福祉関係手続共通化のシステム構築に向けた工程管理支援等業務一式
⑶　調達件名の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期間　契約日から令和９年３月31日まで
⑸　履行場所　支出負担行為担当官が別途指定する場所
⑹　入札方法　入札金額は総価で行う。落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費

税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　政府電子調達（ＧＥＰＳ）の利用　本案件は、ＧＥＰＳで行う。なお、ＧＥＰＳによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り紙入札方式によることができる。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑷　令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「役務の提供等」でＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑸　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

⑹　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

⑺　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3　照会先

⑴　入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒100―8916 東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館11階（８号室）

厚生労働省大臣官房会計課経理室契約班契約第一係　田邉　電話03―5253―1111（内線7196）

なお、入札説明書は、調達ポータルサイトにおいて入手すること。

⑵　入札説明会の日時及び場所　実施しない

⑶　入札書の提出期限　令和８年５月21日12時00分

⑷　開札の日時及び場所　令和８年５月29日15時00分　厚生労働省入札室（中央合同庁舎第５号館地下１階）

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書及び入札説明書に示した無効となる入札書の類型に該当する入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が、⑶の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、入札説明書において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札者の価格及び性能、機能、技術等をもって申込をした内容が総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

⑺　手続における交渉の有無　無

⑻　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : YOSHIDA Kazunari, the Obligating Officer, Director of Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Health, Labour and Welfare

⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Comprehensive Contract for Project Management Support toward the Standardization of Administrative Procedures between Service Providers and Local Governments in the Field of Disability Welfare

⑷　Services period : From a contract day to March, 31, 2027

⑸　Services place : The place specified by the Official in charge of disbursement of the procuring entity

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ③Are not being suspended from transactions by request of the officials in charge of contract ④Have Grade "A", "B", or "C" on "offer of services etc." in the Kanto-Koshinetsu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2025, 2026 and 2027 ⑤Prove to have no false statement in tendering documents ⑥Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating ⑦Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order

⑺　Time-limit for tender : 12 : 00 May, 21, 2026

⑻　Contact point for the notice : TANABE Procurement Section, Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Health, Labour and Welfare, 1―2―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8916 Japan TEL 03―5253―1111 (ext. 7196)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年３月31日

支出負担行為担当官

厚生労働省労働基準局

労災管理課長　宮下　雅行

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　調達件名及び数量

令和８年度ＩＣＰ―ＭＳ　誘導結合プラズマ質量分析装置の購入等業務　一式

⑶　調達案件の仕様等　仕様書による。

⑷　履行期間　令和８年５月22日（予定）から令和８年９月24日

⑸　履行場所　支出負担行為担当官が指定する場所

⑹　入札方法　入札金額は総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和７・８・９年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において、Ａ、Ｂ又はＣの等級に格付けされている者であること。

⑷　次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（オ及びカについては２保険年度）の保険料について滞納がないこと。
ア　厚生年金保険
イ　健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
ウ　船員保険
エ　国民年金
オ　労働者災害補償保険
カ　雇用保険
⑸　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑹　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑺　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑻　過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
※労働基準関係法令については以下のとおり。労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
⑼　過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
⑽　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
３　入札説明書の交付等
⑴　入札説明書の交付方法　調達ポータルサイトにおいて交付を行う。
４　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒100―8916 東京都千代田区霞が関１―２―２　厚生労働省労働基準局労災管理課経理係
メールアドレス　rousai-keiri@mhlw.go.jp
⑵　入札書の提出期限　令和８年５月21日16時00分
⑶　入札書の提出方法　入札書の提出に当たっては、原則、電子調達システムで行う。
なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。紙入札方式により提出する場合は封筒に入れ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、あて名（支出負担行為担当官厚生労働省労働基準局労災管理課長あて）及び「令和８年５月22日開札［令和８年度ＩＣＰ―ＭＳ誘導結合プラズマ質量分析装置の購入等業務］入札書在中」と朱記しなければならない。
再度入札となることも考慮し、必要に応じて複数枚の入札書を提出すること（封筒に、必要事項の他、何回目の入札書であるかを必ず明記する。）。
⑷　開札の日時　令和８年５月22日11時00分
応札者は立ち会わないこととし、入札結果については応札者全員にメール等で連絡する。
５　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この入札に参加を希望する者は、上記２の競争参加資格を有することを証明する書類を令和８年５月21日10時00分までに提出しなければならない。
また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類と合わせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。⑶の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合は、当該者の入札を無効とする。
⑸　担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。また、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。
⑹　契約書作成の要否　要
⑺　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑻　契約締結日までに国の予算（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるので、その際は双方で別途協議する。
⑼　手続きにおける交渉の有無　無
⑽　その他　詳細は入札説明書による。
６　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : MIYASHITA Masayuki Director, Worker's Compensation Administration Division, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be required : Purchase of ICP-MS inductive coupling plasma mass spectrometry device, 1 set
⑷　Term of a fulfillment : From May 22, 2026 through September 24, 2026
⑸　An observance of a fulfillment place : Places designated by Official in charge of disbursement of the procuring entity.
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Persons under Conservatorship or Persons under Assistance who have obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　Have Grade "A, B or C" on "Purchase of items" in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years of 2025, 2026 and 2027.
④　For bidders subject to the following insurance system of each item, and it is not in arrears either of insurance premiums (2 insurance year about ⓔ and ⓕ) for the last two years of the bid submission deadline of this bid :
ⓐ　Welfare annuity insurance
ⓑ　Health insurance (the thing which association of national health in surance has jurisdiction over)
ⓒ　Seamen's insurance
ⓓ　National pension
ⓔ　Worker's compensation insurance
ⓕ　Unemployment insurance
⑤　Prove to have no false statement in tendering documents.
⑥　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating.
⑦　Do not go out of Ministry of Health Labour and Welfare about duties during a period taking a nomination stop.
⑧　Not received any administrative sanctions for violation of the Laws and Regulations under the jurisdiction Ministry of Labour, Health and Welfare within 1 year. However, this shall not apply in the case where the supplier took corrective

actions and received “Notification of withdrawing for the order of suspension of use” after received an order of suspension of use by Labour Standard Inspection Administration, due to violation of the Labour Standard related laws and regulations (*).

⑨　Not be sent the documents to the public prosecutor’s office due to violation of the Laws and Regulations under the jurisdiction Ministry of Labour, Health and Welfare and be made this fact public.

⑩　Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

(*)　Labour Standards Law, Industrial Safety and Health Act, Minimum Wage Act, Act on Securing the Payment of Wages, Industrial Homework Act, Working Environment Measurement Act, Pneumoconiosis Act, Act on Special Measures concerning Carbon Monoxide Poisoning Caused by Coal-Mine Accident

⑺　Time-limit for tender : 16 : 00, May 21, 2026

⑻　Contact point for the notice : Accounting Section, Worker’s Compensation Administration Division, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare, 1—2—2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100—8916 Japan
Mail rousai-keiri@mhlw.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年３月31日
支出負担行為担当官
九州農政局長　緒方　和之
◎調達機関番号　018　◎所在地番号　43
１　調達内容
⑴　品目分類番号　16
⑵　購入等件名及び数量　令和７年度防災情報ネットワーク事業　災害応急用ポンプ購入
水中ポンプ　12台、水中ポンプ制御盤　８面、排水ホース　24本（電子入札方式対象案件）
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　納入期間　契約締結日から令和９年３月18日まで。
⑸　納入場所　入札説明書及び仕様書による。
⑹　入札方法　入札は、電子調達システムによる。また、本業務においては、個人事業主に加えて、入札参加者から委任等を受けた者のマイナンバーカードを用いて電子入札を行うことができるものとする。
入札者は、購入物品の本体等価格のほか、輸送（配送）費及び仕様書等に記載する作業等に関する経費等、納入に要する一切の諸経費等を含めた代金額の総価を入札書に記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和７・８・９年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、「A」又は「B」の等級に格付けされている九州・沖縄地域の競争参加有資格者であること。
⑷　購入物品に係る、迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
⑸　九州農政局長から、九州農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月23日付け26九総第548号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
３　電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用
本案件は、入札及び契約手続き等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難い場合は、事前に発注者宛てに紙入札による申出書を提出すること。また、落札者が紙媒体による契約手続きを希望する場合には、紙契約方式による申出書を提出すること。
４　入札書の提出方法及び提出場所等
⑴　入札書の提出方法　電子調達システムによるが、電子調達システムに停電等の不具合、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、紙入札に移行することがある。
⑵　入札書の提出場所
〒860—8527 熊本県熊本市西区春日２—10—１　九州農政局総務部会計課審査係　中野　翔太　電話096—211—9111　内線4076
⑶　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒860—8527 熊本県熊本市西区春日２—10—１　九州農政局総務部会計課調達係　改世　敏和　電話096—211—9111　内線4086
⑷　入札説明書の交付方法　本公告日から調達ポータル上にてダウンロード可能。
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101
又は、上記４の⑶の交付場所にて無料で交付する（行政機関の休日を除く）。
⑸　入札書の受領期限
①　電子調達システムにより入札する場合　令和８年６月11日午前９時50分まで。
②　郵送（書留郵便に限る。）により入札する場合　令和８年６月10日午後５時までに上記４の⑵宛てに必着。
③　持参により入札する場合　令和８年６月11日午前９時50分までに下記４⑹へ持参。
⑹　開札の日時及び場所　令和８年６月11日午前10時00分　九州農政局入札室
５　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した競争参加に必要な証明書類を令和８年５月20日午前12時までに上記４の⑶宛てに持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子調達システムで提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該証明書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該証明書類に関し説明の義務を履行しない者は、落札決定の対象としない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、証明書類に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札及び九州農政局競争契約入札心得第４条の３の規定に違反した者の入札は無効とする。
⑸　契約書の作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した証明書類を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無。
⑻　詳細は入札説明書による。
６　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : OGATA Kazuyuki, Director General of Kyushu Regional Agricultural Administration Office
⑵　Classification of the products to be procured : 16
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Purchase of emergency pumps for disaster response. (Submersible dewatering pump : 12 sets, Control panel : 8 sets, Discharge hose : 24 sets)
⑷　Delivery period : From the contract day through 18 March, 2027
⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation and specification
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or

Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③ have the grade “A” or “B” in terms of qualification “Sale of product.” at Kyushu-Okinawa area for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2025, 2026 and 2027.

④ prove to have prepared a system to provide rapid after sales service and maintenance for the procured products.

⑤ Prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.

⑺ Time limit for tender : 9 : 50 A.M., 11 June, 2026 (mail : 5 : 00 P.M., 10 June, 2026)

⑻ Contact point for the notice : Kaise Toshikazu, Procurement Section, Accounts Division, Administration Department, Kyushu Regional Agricultural Administration Office, 2―10―1 Kasuga, Nishiku, Kumamoto city, Kumamoto prefecture 860―8527 Japan. TEL 096―211―9111 ex. 4086

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年３月31日

支出負担行為担当官

九州農政局長　緒方　和之

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　43

１　調達内容

⑴　品目分類番号　16

⑵　購入等件名及び数量　令和７年度防災情報ネットワーク事業　災害応急用ポンプ（排水ポンプ車用）等購入　水中ポンプ６台、排水ポンプユニット　１式、排水ホース　２本（電子入札方式対象案件）

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　納入期間　契約締結日から令和９年３月18日まで。

⑸　納入場所　入札説明書及び仕様書による。

⑹　入札方法　入札は、電子調達システムによる。また、本業務においては、個人事業主に加えて、入札参加者から委任等を受けた者のマイナンバーカードを用いて電子入札を行うことができるものとする。

入札者は、購入物品の本体等価格のほか、輸送（配送）費及び仕様書等に記載する作業等に関する経費等、納入に要する一切の諸経費等を含めた代金額の総価を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和７・８・９年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、「A」又は「B」の等級に格付けされている九州・沖縄地域の競争参加有資格者であること。

⑷　購入物品に係る、迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

⑸　九州農政局長から、九州農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月23日付け26九総第548号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

３　電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用

本案件は、入札及び契約手続き等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難い場合は、事前に発注者宛てに紙入札による申出書を提出すること。また、落札者が紙媒体による契約手続きを希望する場合には、紙契約方式による申出書を提出すること。

４　入札書の提出方法及び提出場所等

⑴　入札書の提出方法　電子調達システムによるが、電子調達システムに停電等の不具合、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、紙入札に移行することがある。

⑵　入札書の提出場所

〒860―8527 熊本県熊本市西区春日２―10―１　九州農政局総務部会計課審査係　中野　翔太　電話096―211―9111　内線4076

⑶　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒860―8527 熊本県熊本市西区春日２―10―１　九州農政局総務部会計課調達係　改世　敏和　電話096―211―9111　内線4086

⑷　入札説明書の交付方法　本公告日から調達ポータル上にてダウンロード可能。

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101

又は、上記４の⑶の交付場所にて無料で交付する（行政機関の休日を除く）。

⑸　入札書の受領期限

①　電子調達システムにより入札する場合　令和８年６月11日午後１時20分まで。

②　郵送（書留郵便に限る。）により入札する場合　令和８年６月10日午後５時までに上記４の⑵宛てに必着。

③　持参により入札する場合　令和８年６月11日午後１時20分までに下記４⑹へ持参。

⑹　開札の日時及び場所　令和８年６月11日午後１時30分　九州農政局入札室

５　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した競争参加に必要な証明書類を令和８年５月20日午前12時までに上記４の⑶宛てに持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子調達システムで提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該証明書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該証明書類に関し説明の義務を履行しない者は、落札決定の対象としない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、証明書類に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札及び九州農政局競争契約入札心得第４条の３の規定に違反した者の入札は無効とする。

⑸　契約書の作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した証明書類を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無。

⑻　詳細は入札説明書による。

６　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : OGATA Kazuyuki, Director General of Kyushu Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the products to be procured : 16

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Purchase of emergency pumps (for drainage pump Vehicles), etc. (Submersible dewatering pump : 6 sets, Drainage pump (package type) : 1 set, Discharge hose : 2 sets)

⑷　Delivery period : From the contract day through 18 March, 2027

⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation and specification

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or

Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③ have the grade “A” or “B” in terms of qualification “Sale of product.” at Kyushu-Okinawa area for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2025, 2026 and 2027.

④ prove to have prepared a system to provide rapid after sales service and maintenance for the procured products.

⑤ Prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.

⑺ Time limit for tender: 1:20 P.M., 11 June, 2026 (mail: 5:00 P.M., 10 June, 2026)

⑻ Contact point for the notice: Kaise Toshikazu, Procurement Section, Accounts Division, Administration Department, Kyushu Regional Agricultural Administration Office, 2―10―1 Kasuga, Nishiku, Kumamoto city, Kumamoto prefecture 860―8527 Japan. TEL 096―211―9111 ex. 4086

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該契約に係る令和８年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和８年３月31日

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長　梶本　洋之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発機械第43号（No.43）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　17

⑵　購入等件名及び数量

令和８年度　標識車（追突衝撃緩和装置付）４台（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　納入期限　令和９年３月26日

⑸　納入場所　支出負担行為担当官が指定する場所。

⑹　入札方法　国の所有に属する自動車等との交換契約とし総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された交換差金（自動車重量税及び新規に購入する自動車に係るリサイクル料金等を含む）に、国が引渡す物品と国が購入する物品の差額（自動車重量税及びリサイクル料金等を除く）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が引渡す物品と国が購入する物品の差額（自動車重量税及びリサイクル料金等を除く）の110分の100に相当する金額に自動車重量税及びリサイクル料金等を加算した金額を記載すること。また、自動車重量税（不課税）についてはその金額を、リサイクル料金等については、資金管理料金（消費税及び地方消費税を含む）と再資源化等預託金及び情報管理預託金（不課税）を区分し、入札時に「リサイクル料金等内訳書」を提出すること。

⑺　電子調達システムの利用　本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難い場合は、紙入札方式参加願及び紙契約手続願を提出するものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」において、Ａ、Ｂ又はＣ等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」に基づき書類を提出した者を除く。）でないこと。

⑷　当該調達物品又は類似品に係る製造実績若しくは納入実績があることを証明した者であること。

⑸　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑹　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

⑺　申請書等の受領期限の日から開札の時までの間に、北海道開発局長から指名停止を受けていないこと。

⑻　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼　電子調達システムから入札説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から入札説明書等の交付を受けた者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目

北海道開発局事業振興部機械課機械予算スタッフ　東　　亮輔　電話011―709―2311内線5399

⑵　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

政府電子調達（ＧＥＰＳ）

https://www.geps.go.jp/

上記３⑴の問い合わせ先に同じ。

⑶　入札説明書の交付方法　電子調達システムにより交付する（入札説明書等に対する質問回答書についても同様に交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックすること。）。

ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記３⑴に問い合わせること。

⑷　電子調達システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　令和８年４月30日12時00分

⑸　電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　令和８年５月26日12時00分

⑹　開札の日時及び場所　令和８年５月28日９時00分　北海道開発局事業振興部機械課

⑺　本入札に係る落札決定及び契約締結は、令和８年５月28日を予定しているが、予算成立が５月29日以降となった場合は、予算成立日に落札決定及び契約締結する。

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項

①　電子調達システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（申請書等）を所定の受領期限までに上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。

②　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な申請書等を所定の受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。

なお、上記①及び②のいずれの場合も、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記３⑷により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。なお、当該資格の申請は「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年３月31日付官報）により随時受け付ける。

⑼　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : KAJIMOTO Hiroyuki, Director of Development Administration Department, Hokkaido Regional Development Bureau
⑵　Classification of the products to be procured : 17
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Traffic contorol sign truck (rear-end collision shock absorber) Quantity : 4
⑷　Delivery period : 26 March 2027
⑸　Delivery place : The place specified by the Obligating Officer
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　have Grade A, B or C in terms of the qualification for participating in tenders of the “manufacture of product” or “sale of product” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2025・2026・2027
③　have proven to have actually manufactured or delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned
④　have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned
⑤　obtained a bid manual directly from system or the person of ordering
⑥　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑦　not be currently under suspension of nomination by Director-General, Hokkaido Regional Development Bureau during the time of tender opening from time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification
⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 30 April 2026
⑻　Time limit for tender : 12 : 00 p.m. 26 May 2026
⑼　Contact point for the notice : HIGASHI Ryosuke, Machinery Budget Staff, Machinery Division, Hokkaido Regional Development Bureau, Nishi 2-Chome, Kita 8Jo, Kita-ku, Sapporo, Hokkaido, 060―8511, Japan TEL 011―709―2311 ext. 5399

○開発機械第 44 号（No.44）

1　調達内容
⑴　品目分類番号　17
⑵　購入等件名及び数量
令和８年度　散水車（6,300Ｌ）４台（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　開発機械第43号の１⑶に同じ。
⑷　納入期限　令和９年３月26日
⑸　開発機械第43号の１⑸に同じ。
⑹　開発機械第43号の１⑹に同じ。
⑺　開発機械第43号の１⑺に同じ。
2　開発機械第43号の２に同じ。
3　入札書の提出場所等
⑴　開発機械第43号の３⑴に同じ。
⑵　開発機械第43号の３⑵に同じ。
⑶　開発機械第43号の３⑶に同じ。
⑷　電子調達システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　令和８年４月30日12時00分
⑸　電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　令和８年５月26日12時00分
⑹　開札の日時及び場所　令和８年５月28日９時20分　北海道開発局事業振興部機械課
⑺　開発機械第43号の３⑺に同じ。
4　開発機械第43号の４に同じ。
5　Summary
⑴　The same with the notice above (No. 43)
⑵　Classification of the products to be procured : 17
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Water sprinkler truck (6,300 liter) Quantity : 4
⑷　Delivery period : 26 March 2027
⑸　The same with the notice above (No. 43)
⑹　The same with the notice above (No. 43)
⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 30 April 2026
⑻　Time limit for tender : 12 : 00 p.m. 26 May 2026
⑼　The same with the notice above (No. 43)

○開発機械第 45 号（No.45）

1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　購入等件名及び数量
高規格道路情報システム改修　一式（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　開発機械第43号の１⑶に同じ。
⑷　納入期限　令和９年３月23日
⑸　開発機械第43号の１⑸に同じ。
⑹　入札方法　総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
⑺　開発機械第43号の１⑺に同じ。
2　競争参加資格
⑴　開発機械第43号の２⑴に同じ。
⑵　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」において、A、B、C又はD等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
⑶　開発機械第43号の２⑶に同じ。
⑷　当該装置又は類似品に係る、製造、改修、据付調整、工事のいずれかの実績があることを証明した者であること。
⑸　開発機械第43号の２⑹に同じ。
⑹　開発機械第43号の２⑺に同じ。
⑺　開発機械第43号の２⑻に同じ。
⑻　開発機械第43号の２⑼に同じ。
3　入札書の提出場所等
⑴　開発機械第43号の３⑴に同じ。
⑵　開発機械第43号の３⑵に同じ。
⑶　開発機械第43号の３⑶に同じ。
⑷　電子調達システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　令和８年４月30日12時00分
⑸　電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　令和８年５月26日12時00分
⑹　開札の日時及び場所　令和８年５月28日11時00分　北海道開発局事業振興部機械課
⑺　開発機械第43号の３⑺に同じ。
4　その他
⑴　開発機械第43号の４⑴に同じ。
⑵　開発機械第43号の４⑵に同じ。
⑶　開発機械第43号の４⑶に同じ。
⑷　開発機械第43号の４⑷に同じ。
⑸　開発機械第43号の４⑸に同じ。
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　開発機械第43号の４⑺に同じ。
⑻　開発機械第43号の４⑻に同じ。
⑼　開発機械第43号の４⑼に同じ。
5　Summary
⑴　The same with the notice above (No. 43)
⑵　Classification of the products to be procured : 14
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Improve on Road information System for High Standard Road
⑷　Delivery period : 23 March 2027

(5) The same with the notice above (No. 43)
(6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
① The same with the notice above (No. 43 ①)
② have Grade A, B, C or D in terms of the qualification for participating in tenders of the "manufacture of product" or "sale of product" by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2025・2026・2027
③ have proven to have actually Production or Improvement or Installation or Construction the products concerned of the products with performance similar to that of the products concerned
④ The same with the notice above (No. 43 ⑤)
⑤ The same with the notice above (No. 43 ⑥)
⑥ The same with the notice above (No. 43 ⑦)
(7) Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 30 April 2026
(8) Time limit for tender : 12 : 00 p.m. 26 May 2026
(9) The same with the notice above (No. 43)

○開発機械第 46 号（№46）

1　調達内容
(1) 品目分類番号　14
(2) 購入等件名及び数量
統一河川情報システム改修　一式（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
(3) 開発機械第43号の１(3)に同じ。
(4) 納入期限　令和９年３月23日
(5) 開発機械第43号の１(5)に同じ。
(6) 開発機械第45号の１(6)に同じ。
(7) 開発機械第43号の１(7)に同じ。
2　競争参加資格
(1) 開発機械第43号の２(1)に同じ。
(2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」において、Ａ又はＢ等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
(3) 開発機械第43号の２(3)に同じ。
(4) 開発機械第45号の２(4)に同じ。
(5) 開発機械第43号の２(6)に同じ。
(6) 開発機械第43号の２(7)に同じ。
(7) 開発機械第43号の２(8)に同じ。
(8) 開発機械第43号の２(9)に同じ。
3　入札書の提出場所等
(1) 開発機械第43号の３(1)に同じ。
(2) 開発機械第43号の３(2)に同じ。
(3) 開発機械第43号の３(3)に同じ。
(4) 電子調達システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　令和８年４月30日12時00分
(5) 電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　令和８年５月26日12時00分
(6) 開札の日時及び場所　令和８年５月28日９時40分　北海道開発局事業振興部機械課
(7) 開発機械第43号の３(7)に同じ。
4　その他
(1) 開発機械第43号の４(1)に同じ。
(2) 開発機械第43号の４(2)に同じ。
(3) 開発機械第43号の４(3)に同じ。
(4) 開発機械第43号の４(4)に同じ。
(5) 開発機械第43号の４(5)に同じ。
(6) 開発機械第45号の４(6)に同じ。
(7) 開発機械第43号の４(7)に同じ。
(8) 開発機械第43号の４(8)に同じ。
(9) 開発機械第43号の４(9)に同じ。
5　Summary
(1) The same with the notice above (No. 43)
(2) Classification of the products to be procured : 14
(3) Nature and quantity of the products to be purchased : Improve on Unified River Information System
(4) Delivery period : 23 March 2027
(5) The same with the notice above (No. 43)
(6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
① The same with the notice above (No. 43 ①)
② have Grade A or B in terms of the qualification for participating in tenders of the "manufacture of product" or "sale of product" by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2025・2026・2027
③ The same with the notice above (No. 45 ③)
④ The same with the notice above (No. 43 ⑤)
⑤ The same with the notice above (No. 43 ⑥)
⑥ The same with the notice above (No. 43 ⑦)
(7) Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 30 April 2026
(8) Time limit for tender : 12 : 00 p.m. 26 May 2026
(9) The same with the notice above (No. 43)

○開発機械第 47 号（№47）

1　調達内容
(1) 品目分類番号　14
(2) 購入等件名及び数量
ネットワーク監視設備外製造及び据付調整一式（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
(3) 開発機械第43号の１(3)に同じ。
(4) 納入期限　令和９年３月23日
(5) 開発機械第43号の１(5)に同じ。
(6) 開発機械第45号の１(6)に同じ。
(7) 開発機械第43号の１(7)に同じ。
2　開発機械第46号の２に同じ。
3　入札書の提出場所等
(1) 開発機械第43号の３(1)に同じ。
(2) 開発機械第43号の３(2)に同じ。
(3) 開発機械第43号の３(3)に同じ。
(4) 電子調達システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　令和８年４月30日12時00分
(5) 電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　令和８年５月26日12時00分
(6) 開札の日時及び場所　令和８年５月28日10時00分　北海道開発局事業振興部機械課
(7) 開発機械第43号の３(7)に同じ。
4　開発機械第45号の４に同じ。
5　Summary
(1) The same with the notice above (No. 43)
(2) Classification of the products to be procured : 14
(3) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 set of Network Monitoring Equipment and other
(4) Delivery period : 23 March 2027
(5) The same with the notice above (No. 43)
(6) The same with the notice above (No. 46)
(7) Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 30 April 2026
(8) Time limit for tender : 12 : 00 p.m. 26 May 2026
(9) The same with the notice above (No. 43)

○開発機械第 48 号（№48）

1　調達内容
(1) 品目分類番号　14
(2) 購入等件名及び数量
カメラ管理制御装置改修　一式（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
(3) 開発機械第43号の１(3)に同じ。
(4) 納入期限　令和９年３月23日
(5) 開発機械第43号の１(5)に同じ。
(6) 開発機械第45号の１(6)に同じ。
(7) 開発機械第43号の１(7)に同じ。
2　競争参加資格
(1) 開発機械第43号の２(1)に同じ。
(2) 開発機械第43号の２(2)に同じ。
(3) 開発機械第43号の２(3)に同じ。
(4) 開発機械第45号の２(4)に同じ。
(5) 開発機械第43号の２(6)に同じ。
(6) 開発機械第43号の２(7)に同じ。
(7) 開発機械第43号の２(8)に同じ。
(8) 開発機械第43号の２(9)に同じ。
3　入札書の提出場所等
(1) 開発機械第43号の３(1)に同じ。
(2) 開発機械第43号の３(2)に同じ。
(3) 開発機械第43号の３(3)に同じ。

⑷　電子調達システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　令和８年４月30日12時00分
⑸　電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　令和８年５月26日12時00分
⑹　開札の日時及び場所　令和８年５月28日10時20分　北海道開発局事業振興部機械課
⑺　開発機械第43号の３⑺に同じ。
4　開発機械第45号の４に同じ。
5　Summary
⑴　The same with the notice above (No. 43)
⑵　Classification of the products to be procured : 14
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Improve on Camera management control device
⑷　Delivery period : 23 March 2027
⑸　The same with the notice above (No. 43)
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　The same with the notice above (No. 43 ①)
②　The same with the notice above (No. 43 ②)
③　The same with the notice above (No. 45 ③)
④　The same with the notice above (No. 43 ⑤)
⑤　The same with the notice above (No. 43 ⑥)
⑥　The same with the notice above (No. 43 ⑦)
⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 30 April 2026
⑻　Time limit for tender : 12 : 00 p.m. 26 May 2026
⑼　The same with the notice above (No. 43)

○開発機械第 49 号（No.49）

1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　購入等件名及び数量
道路情報表示装置制御装置改修　一式（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　開発機械第43号の１⑶に同じ。
⑷　納入期限　令和９年３月15日
⑸　開発機械第43号の１⑸に同じ。
⑹　入札方法　総価で行う。落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
⑺　開発機械第43号の１⑺に同じ。
2　競争参加資格
⑴　開発機械第43号の２⑴に同じ。
⑵　開発機械第45号の２⑵に同じ。
⑶　開発機械第43号の２⑶に同じ。
⑷　当該製造物品又は類似品に係る製造実績若しくは納入実績があることを証明した者であること。
⑸　開発機械第43号の２⑹に同じ。
⑹　開発機械第43号の２⑺に同じ。
⑺　開発機械第43号の２⑻に同じ。
⑻　開発機械第43号の２⑼に同じ。
3　入札書の提出場所等
⑴　開発機械第43号の３⑴に同じ。
⑵　開発機械第43号の３⑵に同じ。
⑶　開発機械第43号の３⑶に同じ。
⑷　電子調達システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　令和８年４月30日12時00分
⑸　電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　令和８年５月26日12時00分
⑹　開札の日時及び場所　令和８年６月４日９時40分　北海道開発局事業振興部機械課
⑺　本入札に係る落札決定及び契約締結は、令和８年６月４日を予定しているが、予算成立が６月５日以降となった場合は、予算成立日に落札決定及び契約締結する。
4　その他
⑴　開発機械第43号の４⑴に同じ。
⑵　開発機械第43号の４⑵に同じ。
⑶　開発機械第43号の４⑶に同じ。
⑷　開発機械第43号の４⑷に同じ。
⑸　開発機械第43号の４⑸に同じ。
⑹　落札者の決定方法　総合評価落札方式とする。本公告４⑶に従い申請書等を提出した入札者であって、本公告２の競争参加資格をすべて満たすとともに、入札説明書において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）の最も高い者をもって落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
⑺　開発機械第43号の４⑺に同じ。
⑻　開発機械第43号の４⑻に同じ。
⑼　開発機械第43号の４⑼に同じ。
5　Summary
⑴　The same with the notice above (No. 43)
⑵　Classification of the products to be procured : 15, 28
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : 1 set of Resilient Packet Ring Equipment for Multiplex Communication use
⑷　Delivery period : 15 March 2027
⑸　The same with the notice above (No. 43)
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　The same with the notice above (No. 43 ①)
②　The same with the notice above (No. 45 ②)

③　The same with the notice above (No. 43 ③)
④　The same with the notice above (No. 43 ⑤)
⑤　The same with the notice above (No. 43 ⑥)
⑥　The same with the notice above (No. 43 ⑦)
⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 30 April 2026
⑻　Time limit for tender : 12 : 00 p.m. 26 May 2026
⑼　The same with the notice above (No. 43)

○開発機械第 51 号（№51）

1　調達内容
⑴　品目分類番号　15、28
⑵　購入等件名及び数量
ＩＰ伝送装置外製造及び据付調整　一式（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　開発機械第43号の１⑶に同じ。
⑷　納入期限　令和９年３月15日
⑸　開発機械第43号の１⑸に同じ。
⑹　開発機械第50号の１⑹に同じ。
⑺　開発機械第43号の１⑺に同じ。

2　競争参加資格
⑴　開発機械第43号の２⑴に同じ。
⑵　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」において、Ａ等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
⑶　開発機械第43号の２⑶に同じ。
⑷　開発機械第50号の２⑷に同じ。
⑸　開発機械第43号の２⑹に同じ。
⑹　開発機械第43号の２⑺に同じ。
⑺　開発機械第43号の２⑻に同じ。
⑻　開発機械第43号の２⑼に同じ。

3　入札書の提出場所等
⑴　開発機械第43号の３⑴に同じ。
⑵　開発機械第43号の３⑵に同じ。
⑶　開発機械第43号の３⑶に同じ。
⑷　電子調達システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　令和８年４月30日12時00分
⑸　電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　令和８年５月26日12時00分
⑹　開札の日時及び場所　令和８年６月４日10時00分　北海道開発局事業振興部機械課
⑺　開発機械第50号の３⑺に同じ。

4　開発機械第50号の４に同じ。

5　Summary
⑴　The same with the notice above (No. 43)
⑵　Classification of the products to be procured : 15, 28
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : 1 set of IP Transmission Equipment and other
⑷　Delivery period : 15 March 2027
⑸　The same with the notice above (No. 43)
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　The same with the notice above (No. 43 ①)
②　have Grade A in terms of the qualification for participating in tenders of the “manufacture of product” or “sale of product” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2025・2026・2027
③　The same with the notice above (No. 43 ③)
④　The same with the notice above (No. 43 ⑤)
⑤　The same with the notice above (No. 43 ⑥)
⑥　The same with the notice above (No. 43 ⑦)
⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 30 April 2026
⑻　Time limit for tender : 12 : 00 p.m. 26 May 2026
⑼　The same with the notice above (No. 43)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年３月31日
分任支出負担行為担当官
防衛装備庁調達事業部
調達総括官　末田　毅
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

○第 94 号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　12、13、16、24、26
⑵　購入等件名及び数量：
①　携帯浄水器　45個
②　浄水セット，逆浸透２型　１ＳＴ
③　空気調和装置Ｎ－ＨＤ－174Ｃ　２ＳＥ
④　冷凍冷蔵車（コンテナ形）　１ＵＮ
⑤　木工機　４台
⑥　機体模型計測補助装置　１式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　入札説明書による。
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　１⑵の件名により入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和７・８・９年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において次に示す等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
１⑵①、③、⑤　「物品の製造」又は「物品の販売」の「Ａ」「Ｂ」「Ｃ」又は「Ｄ」
１⑵②　「物品の製造」「Ａ」「Ｂ」又は「Ｃ」
１⑵④　「物品の製造」の「Ａ」「Ｂ」「Ｃ」又は「Ｄ」
１⑵⑥　「物品の製造」又は「物品の販売」の「Ａ」「Ｂ」又は「Ｃ」
⑷　大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑸　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者ではないこと。

3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒162―8870 東京都新宿区市谷本村町５－１　防衛装備庁調達事業部需品調達官付機械車両室調達第３班　電話03―3268―3111　内線35296
⑵　紙入札、郵送による入札書、及び電子入札による入札書の受領期限
１⑵①、②　令和８年５月11日18：00
１⑵③～⑥　令和８年５月27日18：00
⑶　開札の日時及び場所
１⑵①　令和８年５月12日13：10
１⑵②　令和８年５月12日13：30
１⑵③　令和８年５月28日13：10
１⑵④　令和８年５月28日13：30
１⑵⑤　令和８年５月28日13：50
１⑵⑥　令和８年５月28日14：10
１⑵①～⑥　防衛装備庁第１入札室

4　防衛装備品等調達システムの利用
本件は、「防衛装備品等調達システム」を利用した応札及び入札開札手続きを使用するものとする。ただし、「防衛装備品等調達システム」によりがたい場合は、紙入札による参加届を提出すること。詳細については入札説明書による。

5　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金
　①　入札保証金　免除
　②　契約保証金　落札者となった場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとし、契約保証金は契約者がその義務を履行しないときは、国庫に帰属する。
　③　５⑵②の保証金以上の金額につき、保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだときは、これを免除する。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに必要な証明書等を入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、分任支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : SUEDA Tsuyoshi Deputy Director General, Procurement Operations (Supplies and Arms) for Department of Procurement Operations, Acquisition, Technology and Logistics Agency
⑵　Classification of the products to be procured : 12, 13, 16, 24, 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :
　①　WATER PURIFICATION UNIT, UNMOUNTED, 45 each
　②　WATER PURIFICATION EQUIPMENT, 1 set
　③　AIR CONDITIONER, 2 set
　④　REFRIGERATOR—FREEZER, MECHANIC, 1 unit
　⑤　WOOD PLANING MACHINE, 4 each
　⑥　BALANCE SYSTEM, 1 unit
⑷　Delivery period : as in the tender documentation
⑸　Delivery place : as in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
　①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
　②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
　③　have Grade :
　　6⑶①, ③, ⑤　A, B, C or D in the “Manufacture” or “Sale”
　　6⑶②　A, B or C in the “Manufacture”
　　6⑶④　A, B, C or D in the “Manufacture”
　　6⑶⑥　A, B or C in the “Manufacture” or “Sale”
　　in the Kanto and Koushinetsu area in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Defense. (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2025, 2026 and 2027.
　④　The person who is not being under suspension of nomination by Director General for Health and Medicine, Director General, Bureau of Defense Policy or Commissioner, Acquisition, Technology and Logistics Agency.
⑺　Time-limit for tender :
　6⑶①, ②　18 : 00　11 May 2026
　6⑶③～⑥　18 : 00　27 May 2026
⑻　Contact point for the notice : Machinery and Vehicles Office Department of Procurement Operations, Acquisition, Technology and Logistics Agency, 5—1 Ichigayahonmuracho Shinjukuku Tokyo 162—8870 Japan. TEL 03—3268—3111 Ext. 35296

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年３月31日
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
財務部長　大小原　努
◎調達機関番号　804　◎所在地番号　12
○第107号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　24
⑵　購入等件名及び数量　高温真空炉の購入　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　履行期間　入札説明書による。
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
⑵　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約事務取扱細則第11条第１項の規定に該当しない者であること。
⑶　令和８年度に国の競争参加資格（全省庁統一資格）を有している者であること。
　なお、当該競争参加資格については、令和７年３月31日付け号外政府調達第57号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
⑷　調達物品に関する迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑸　当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
　〒263—8555　千葉市稲毛区穴川４－９－１
　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構　財務部　契約課　電話043—206—6262
　E-mail：nyuusatsu_qst@qst.go.jp
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から入札書受領期限の前日17時00分までの間において上記３⑴の交付場所にて交付する。また、電子メールでの交付を希望する者は必要事項（調達番号、件名、住所、社名、担当者所属及び氏名、電話番号）を記入し３⑴のアドレスに申し込むこと。ただし、交付は土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～１月３日）を除く平日に行う。
⑶　入札説明会の日時及び場所　開催しない。
⑷　入札書の受領期限　令和８年５月21日17時00分
⑸　開札の日時及び場所　令和８年６月２日13時30分　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構　本部（千葉地区）　入札事務室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は開札日の前日までの間において、当機構から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると契約責任者が判断した入札者であって、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。なお、入札説明書等で当該調達に関する環境上の条件が定められている場合は、十分理解した上で応札すること。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : OKOHARA Tsutomu, Director of Department of Financial Affairs, National Institutes for Quantum Science and Technology.
⑵　Classification of the products to be procured : 24
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Purchase of furnace 1 set
⑷　Delivery period : As shown in the tender Documentation
⑸　Delivery place : As shown in the tender Documentation
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 10 of the Regulation concerning the Contract for National Institutes for Quantum Science and Technology, Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
B　not come under Article 11⑴ of the Regulation concerning the Contract for National Institutes for Quantum Science and Technology,
C　have qualification for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency during fiscal 2026
D　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products,
E　not be currently under a suspension of business order as instructed by National Institutes for Quantum Science and Technology.
⑺　Time limit of tender : 5 : 00 PM, 21, May, 2026
⑻　Contact point for the notice : Contract Section, National Institutes for Quantum Science and Technology, 4－9－1 Anagawa, Inage-ku, Chiba-shi 263－8555 JAPAN (TEL. 043－206－6262,
E-mail : nyuusatsu_qst@qst.go.jp)
⑼　Please be noted that if it is indicated that environmental conditions relating to the procurement are laid down in its tender documents.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年３月31日
独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長　長谷川眞理子

◎調達機関番号　574　◎所在地番号　13

1　事業概要
⑴　品目分類番号　41、42、75、78
⑵　事業名　国立劇場再整備等事業（以下「本事業」という。）
⑶　事業場所　東京都千代田区隼町４－１
⑷　事業内容　本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条に基づき選定された特定事業であり、開札及び第二次審査の結果、本事業を実施する者として選定された落札者が、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）との間に本事業の円滑な実施に必要な基本事項を定めた基本協定を締結し、基本協定の定めにより本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下「事業者」という。）を設立のうえ、特定事業を実施する。事業者は、提案に基づき、いわゆるＢＴＯ方式により、事業敷地に現存する国立劇場本館等、既存工作物及び外構の解体撤去等を含む新たな国立劇場（仮称）（以下「国立劇場」という。）の施設整備（設計、建設等）及び維持管理を実施する。なお、応募者はＰＦＩ事業の付帯事業として国立劇場に係る未利用容積を活用し、劇場機能と相乗効果を発揮し、本事業の事業目的に寄与する自らの施設を整備し、運営することを提案することができる。
⑸　事業期間　事業契約締結日から、国立劇場の施設引渡提案日（事業者が提案書において提案した日をいう。）から20年後の応当日までとする。なお、事業契約締結は令和９年12月頃を予定する。施設整備期間は、事業契約締結日の翌月から最大で８年３か月とし、その中で施設引渡日の提案を求める。

2　競争参加資格
⑴　応募者の構成
①　応募者は、１⑷に掲げる業務（付帯事業（提案する場合に限る。）を含む。）を実施することを予定する複数の企業によって構成されるグループであること。
②　応募者を構成する企業の全部又は一部は、基本協定の締結後に会社法に定める株式会社として設立する事業者に出資を行うこと（以下、応募者を構成する企業のうち、事業者に出資を行う者を「構成員」、出資を行わない者を「協力企業」という。）。また、事業者の株主は、次のア及びイの要件を満たすこと。
ア　構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有し、かつ、構成員以外の株主の議決権保有割合が株主中最大とならないこと。
イ　事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、振興会の事前の書類等による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
③　構成員の中から応募者を代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこととし、代表企業は応募者を構成する企業すべてにおいて⑴及び⑵が担保されていることを確認すること。
④　応募にあたり、応募者を構成する企業それぞれが、事業者から直接業務を受託し又は請け負うこととし、以下のいずれかの業務に携わることを明らかにすること。
ア　設計業務
イ　建設業務
ウ　工事監理業務
エ　維持管理業務
オ　付帯事業（提案する場合に限る）
なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にしたうえで各業務を複数の者が行うことは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面又は人事面において関連のある者が、建設業務と工事監理業務を実施することはできない。
⑤　応募者を構成する企業の変更は認めない。ただし、令和９年６月16日までの期間に限り、応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、振興会と協議するものとし、その事情を検討のうえ振興会が認めた場合はこの限りでない。
⑥　応募者を構成する企業のいずれかが、他の応募者を構成する企業でないこと。
⑦　舞台関連設備（舞台機構設備、舞台照明設備、舞台音響設備）の施設整備を自社で行う企業は、落札決定までいずれの応募者の構成員、協力企業になってはならない。
⑧　応募者を構成する企業のいずれかと資本面又は人事面において関連のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。ただし、当該応募者の協力企業と資本面又は人事面において関連のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。
⑨　前掲④及び⑧における「資本面又は人事面において関連のある者」について、詳細は入札説明書による。
⑵　応募者を構成する企業に共通の参加資格要件
①　独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。代理人においても同様とする。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同規程第16条中の「特別の理由がある場合」に該当するものとする。
②　ＰＦＩ法第９条に定める欠格事由に該当しない者であること。
③　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

④　第一次審査資料の提出期限の日から落札者の選定の時までの期間に、振興会、文部科学省又は文部科学省の関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。ただし、指名停止期間が２週間以下のものであり、かつ法令違反を根拠とするものでない場合はこの限りでない。

⑤　振興会が本事業に関する検討を委託（再委託企業を含む。）した次の各企業と資本面又は人事面において関連のある者でないこと。

・ＥＹ新日本有限責任監査法人
・ＰｗＣアドバイザリー合同会社
・株式会社ＵＧ都市建築
・大和不動産鑑定株式会社
・アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
・有限会社香山建築研究所
・株式会社山下ＰＭＣ
・有限会社金箱構造設計事務所
・株式会社環境エンジニアリング
・株式会社協和建築積算事務所
・有限会社空間創造研究所
・株式会社ＫＡＰ
・株式会社永田音響設計

⑥　振興会が設置する「国立劇場再整備等事業有識者委員会」（以下「有識者委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関連のある者でないこと。

⑦　前掲⑤及び⑥において、「資本面又は人事面において関連のある者」とは、前掲⑴⑨に同じ。

⑧　前掲⑤及び⑥に定める者に対し本事業の提案に係る提案支援等の業務を委託していないこと。

⑨　最近１年間の国税（法人税、消費税及び地方消費税）を滞納していないこと。

⑩　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。詳細は入札説明書による。

⑪　振興会が定める「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

⑶　設計企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から⑧までの要件を満たすこと。

①　文部科学省における令和７・８年度（2025・2026年度）の設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③　設計業務を複数の設計企業が行う場合にあっては、いずれの設計企業においても前掲①及び②を満たしていること。

④　「分担業務分野」は、次のアからエに掲げる分類によること。なお、応募者においてこれ以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素のデザインその他の独立した専門的分野を追加することは差し支えないが、その場合は、新たに追加する分担業務分野、当該分野の具体的な業務内容及び当該分野を追加する理由等を明確にすること。

また、アからエに掲げる分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

ア　総合分野　建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（令和６年国土交通省告示第８号）別添一第１項において示される「設計の種類」における「総合」に係るもの
イ　構造分野　同上「構造」に係るもの
ウ　電気設備分野　同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
エ　機械設備分野　同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

⑤　次のア及びイに示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること。また、前掲④に示す分担業務分野以外の分野を追加する場合は、当該分担業務分野の主任担当技術者を配置できること。

ア　管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務
イ　各分担業務分野の主任担当技術者については、管理技術者のもとで各分担業務分野における担当技術者を総括する業務

⑥　管理技術者及び総合分野の主任担当技術者は、同一の設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⑦　管理技術者は建築士法第２条第２項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出期限の日において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の37第１項１　一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

⑧　管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者は、次のアからオまでに掲げる要件を満たすこと。

ア　平成17年４月１日以降の業務実績を有する者であること。なお、それぞれ本業務において担当する各分担業務分野（管理技術者の場合は前掲⑤アの分野も含む。）での実績に限る。ただし、管理技術者又はこれと同等の立場としての業務の実績を有する場合は、当該業務の総合分野についても業務の実績を有することとして扱うことができる。
イ　平成17年４月１日以降の業務実績とは、平成17年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに業務の契約履行が完了した設計業務の実績をいう。
ウ　携わった実績については、次のエのうち、管理技術者、総合主任担当技術者及び構造主任担当技術者にあっては⒜の、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者にあっては⒝の項目に該当する実績を有していること。
エ　実績要件（前掲④に示す以外の主任担当技術者を除く）

⒜　管理技術者、総合主任担当技術者、構造主任担当技術者

次のａ．からｅ．までのすべてを満たす建築物の新築又は増築（増築にあっては増築部分）の基本設計及び実施設計業務

ａ．構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
ｂ．規模　１棟で延べ面積10,000㎡以上
ｃ．階数　地上３階以上かつ地下１階以上
ｄ．用途　文化・交流施設（劇場、映画館、演芸場、美術館、博物館、図書館、研修所、公民館、集会場、コミュニティセンター等をいう。）又はこれらのいずれかを含む複合用途施設。ただし、冠婚葬祭場を除くものとする。複合用途施設は、文化・交流施設の用途に係る部分の床面積の合計（用途に係る共用部分を含む。）が、ｂ．規模に示す面積（工事種別又は各技術者等ごとに指定された面積）の１／２以上を占めるものとする。増築の場合、「延べ面積」を「増築部分の床面積の合計」と読み替える。
ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一業務の実績であること。

⒝　電気設備主任担当技術者、機械設備主任担当技術者

次のａ．からｃ．までのすべてを満たす建築物の新築又は増築（増築にあっては増築部分）の基本設計及び実施設計業務

ａ．規模　⒜ｂ．に同じ
ｂ．用途　⒜ｄ．に同じ
ｃ．上記ａ．及びｂ．は同一業務の実績であること。

オ　管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ１名とし、互いに兼務することは認めない。また、第一次審査資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についてもアからエまでの要件を満たしていなければならない。

⑷　建設企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たすこと。

①　文部科学省における令和７・８年度（2025・2026年度）の次のアからウに係る工事の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けており、点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）がアからウに示す点数以上であること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ア　建築一式工事　1,200点以上

イ　電気工事　1,100点以上

ウ　管工事　1,100点以上

②　建設業務を複数の建設企業が行う場合にあっては、いずれの企業においても前掲①を満たしていること。

③　次のアからエまでのいずれかの要件を満たしていること。

ア　平成17年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請として完成・引渡しが完了した、次の⒜から⒞までの要件を満たす工事（以下「同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の施工に携わったことが確認できる工事に限る。

⒜　工事種別　建築一式工事

次のａ．からｅ．までの要件をすべて満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装、内装のすべてを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事）の施工実績を有すること。

ａ．構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｂ．規模　１棟で延べ面積10,000㎡以上

ｃ．階数　地上３階以上かつ地下１階以上

ｄ．用途　⑶⑧エ⒜ｄ．に同じ

ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。

⒝　工事種別　電気工事

次のａ．からｅ．までの要件をすべて満たす新設の電気工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む。））の施工実績を有すること。

ａ．規模　⒜ｂ．に同じ

ｂ．階数　地上３階以上

ｃ．用途　⒜ｄ．に同じ

ｄ．工事種目　電灯設備及び火災報知設備

ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。

なお、電灯設備と火災報知設備が別々の電気工事の実績であってもよいが、それぞれ上記ａ．からｃ．まですべての条件を満たす工事とする。

⒞　工事種別　管工事

次のａ．からｅ．までの要件をすべて満たす新設の管工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む。））の施工実績を有すること。

ａ．規模　⒜ｂ．に同じ

ｂ．階数　⒝ｂ．に同じ

ｃ．用途　⒜ｄ．に同じ

ｄ．工事種目　空気調和設備及び給排水設備

ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。

なお、空気調和設備と給排水設備が別々の管工事の実績であってもよいが、それぞれ上記ａ．からｃ．まですべての条件を満たす工事とする。

イ　経常建設共同企業体においては、当該経常建設共同企業体の構成員のうち１者は「同種工事の実績」を有し、その他経常建設共同企業体の構成員（以下「その他構成員」という。）は平成17年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請として完成・引渡しが完了した次の⒜から⒞までの要件を満たす工事の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。また、異工種建設共同企業体の場合の構成員の実績は、協定書により確認できるものに限る。

⒜　工事種別　建築一式工事

次のａ．からｅ．までの要件をすべて満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装、内装のすべてを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事）の施工実績を有すること。

ａ．構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｂ．規模　１棟で延べ面積5,000㎡以上

ｃ．階数　地上３階以上

ｄ．用途　⑶⑧エ⒜ｄ．に同じ

ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。

⒝　工事種別　電気工事

次のａ．からｅ．までの要件をすべて満たす新設の電気工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む。））の施工実績を有すること。

ａ．規模　⒜ｂ．に同じ

ｂ．階数　⒜ｃ．に同じ

ｃ．用途　⒜ｄ．に同じ

ｄ．工事種目　電灯設備

ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。

⒞　工事種別　管工事

次のａ．からｅ．までの要件をすべて満たす新設の管工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む。））の施工実績を有すること。

ａ．規模　⒜ｂ．に同じ

ｂ．階数　⒜ｃ．に同じ

ｃ．用途　⒜ｄ．に同じ

ｄ．工事種目　空気調和設備又は給排水設備

ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。

ウ　複数の建設企業が前掲アの⒜から⒞までの工事種別ごとに分担する場合は、各々分担する工事種別について同種工事の実績を有すること。また、電気工事又は管工事で工事種目を分割して工事を分担する場合も、それぞれ分割する工事種目ごとに同種工事の実績を有すること。

エ　複数の建設企業が同一工事種別の工事を共同して行う場合又は工区を分割して工事を分担する場合は、１者が同種工事の実績を有し、その他の建設企業は、前掲イの⒜から⒞の実績を有すること。

④　次のアからウまでに掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を、当該工事に専任で配置できること。ただし、事業契約締結日から工事の始期までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。なお、第一次審査資料提出時点において、配置予定技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。

ア　工事種別　建築一式工事

⒜　配置予定技術者は１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。

ａ．一級建築士の免許を有する者

ｂ．国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者

⒝　平成17年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請として完成・引渡しが完了した、次のａ．からｅ．までの要件をすべて満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装、内装のすべてを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事）の施工経験を有すること。ただし、記載した同種工事に携わったことが確認できる工事に限る。

ａ．構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｂ．規模　１棟で延べ面積5,000㎡以上

ｃ．階数　地上３階以上
ｄ．用途　⑶⑧エ㈀ｄ．に同じ
ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工経験であること。

�C　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

�D　配置予定技術者は、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

イ　工事種別　電気工事

�A　配置予定技術者は１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。

ａ．技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係る者に限る。））に合格した者。

ｂ．国土交通大臣若しくは建設大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者。

�B　平成17年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請として完成・引渡しが完了した、次のａ．からｅ．までの要件をすべて満たす新設の電気工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む。））の施工経験を有すること。ただし、記載した同種工事に携わったことが確認できる工事に限る。

ａ．規模　ア⑻ｂ．に同じ
ｂ．階数　ア⑻ｃ．に同じ
ｃ．用途　ア⑻ｄ．に同じ
ｄ．工事種目　電灯設備
ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工経験であること。

�C　ア�C)に同じ

�D　ア�D)に同じ

ウ　工事種別　管工事

�A　配置予定技術者は１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

ａ．技術士（機械部門（選択科目を「流体機器」若しくは「熱・動力エネルギー機器」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機器」若しくは「熱・動力エネルギー機器」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）に合格した者）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」若しくは「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）に合格した者）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」若しくは「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）に合格した者）

ｂ．国土交通大臣若しくは建設大臣が１級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者。

�B　平成17年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請として完成・引渡しが完了した、次のａ．からｅ．までの要件をすべて満たす新設の管工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む。））の施工経験を有すること。ただし、記載した同種工事に携わったことが確認できる工事に限る。

ａ．規模　ア⑻ｂ．に同じ
ｂ．階数　ア⑻ｃ．に同じ
ｃ．用途　ア⑻ｄ．に同じ
ｄ．工事種目　空気調和設備又は給排水設備
ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工経験であること。

�C　ア�C)に同じ

�D　ア�D)に同じ

⑸　工事監理企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の①から⑧までの要件を満たすこと。

①　文部科学省における令和７・８年度（2025・2026年度）の設計・コンサルティング業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③　工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合にあっては、いずれの工事監理企業においても前掲①及び②を満たしている者であること。

④　「分担業務分野」は、次のアからエに掲げる分類によること。なお、アからエに掲げる分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

ア　建築分野　建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（令和６年国土交通省告示第８号）別添一第２項において示される「設計の種類」における「総合」に定める成果図書に基づき行う工事監理業務
イ　構造分野　同上「構造」に係るもの
ウ　電気設備分野　同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
エ　機械設備分野　同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

⑤　次のア及びイに示す業務を実施する管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。

ア　管理技術者については、工事監理業務の技術上の管理及び統括に関する業務
イ　各分担業務分野の主任担当技術者については、管理技術者のもとで各分担業務分野における担当技術者を統括する業務

⑥　管理技術者、建築主任担当技術者は、同一の工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⑦　管理技術者は建築士法第２条第２項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出時点において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１　一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

⑧　次のアからオまでに示す要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。なお、管理技術者は前掲⑶⑤の設計企業で配置する管理技術者との兼務は認めない。

ア　平成17年４月１日以降の業務実績を有する者であること。なお、それぞれ本業務において担当する各分担業務分野での実績に限る。
イ　平成17年４月１日以降の業務実績とは、平成17年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに業務の契約履行が完了した次のエに示す実績をいう（施設の完成及び引渡しが完了したものであって新築又は増築の工事監理業務の実績に限る。）。
ウ　携わった実績については、次のエのうち、管理技術者並びに建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者にあっては㈀の、電気設備主任担当技術者にあっては㈁の、機械設備主任担当技術者にあっては㈂の項目に該当する実績を有していること。

エ　実績要件

(A)　管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者

次のａ．からｅ．までのすべてを満たす工事監理業務の実績を有すること。なお、管理技術者については、躯体、外装、内装のほか、電気設備、機械設備及び昇降機設備のいずれも一式工事の業務実績を有すること。建築主任担当技術者については、躯体、外装及び内装を含む業務実績をそれぞれ有すること。

ａ．構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｂ．規模　１棟で延べ面積10,000㎡以上

ｃ．階数　地上３階以上かつ地下１階以上

ｄ．用途　(3)⑧エ(A)ｄ．に同じ

ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の業務実績であること。

(B)　電気設備主任担当技術者

次のａ．からｃ．までの要件をすべて満たす新設の電気工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む。））の業務実績を有すること。

ａ．規模　１棟で延べ面積5,000㎡以上

ｂ．用途　(A)ｄ．に同じ

ｃ．上記ａ．及びｂ．は同一工事の業務実績であること。

(C)　機械設備主任担当技術者

次のａ．からｃ．までの要件をすべて満たす新設の管工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む。））の業務実績を有すること。

ａ．規模　(B)ａ．に同じ

ｂ．用途　(A)ｄ．に同じ

ｃ．上記ａ．及びｂ．は同一工事の業務実績であること。

オ　管理技術者と各分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ１名とし、互いに兼務することは認めない。また、第一次審査資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についてもアからエまでの要件を満たしていなければならない。

(6)　維持管理企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たすこと。

①　維持管理企業は、令和07・08・09年度（2025・2026・2027年度）の物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」における営業品目「建物管理等各種保守管理」で「A」、「B」又は「C」等級の認定を受けている者であり、かつ「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。

②　維持管理業務を実施するにあたって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

③　維持管理業務を複数の維持管理企業が分担して実施する場合にあっては、いずれの維持管理企業においても前掲①及び②を満たしていること。

④　警備業務に携わる維持管理企業は、警備業法（昭和47年法律第117号）第４条に基づく認定を有する者であること。

3　入札手続等

(1)　担当部課

〒102―8656 東京都千代田区隼町４－１
独立行政法人日本芸術文化振興会　財務部契約課国立劇場再整備担当室　電話050―1754―5937（直通）

(2)　入札説明書の交付期間、場所及び方法　交付期間は令和８年３月31日から令和８年９月30日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日）並びに７月１日（振興会創立記念日）（以下「休日」という。）を除く毎日、10時から17時まで。ただし、最終日の９月30日は12時までとする。入札説明書その他申請様式等については次に掲げる振興会のホームページにおいて交付する。

URL : https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/seicho.html

(3)　第一次審査資料の提出期間、場所及び方法　提出期間は令和８年４月１日から令和８年９月30日までの休日を除く毎日、10時から17時まで。ただし、最終日の９月30日は12時までとする。提出場所は3(1)に同じ。提出方法は持参又は郵送（提出期限内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

(4)　入札書及び第二次審査資料の提出期間、場所及び方法　提出期間は令和９年６月21日から令和９年６月28日までの休日を除く毎日、10時から17時まで。ただし、最終日の６月28日は12時までとする。提出場所は3(1)に同じ。提出方法は3(3)に同じ。

(5)　開札の日時及び場所　令和９年６月29日10時30分　〒102―8656 東京都千代田区隼町４－１　独立行政法人日本芸術文化振興会　国立劇場本館３階　第５会議室

4　総合評価に関する事項

(1)　一次審査通過者は入札書及び事業計画の提案内容（以下「事業提案」という。）をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、4(2)①及び②によって得られる基礎点と加点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(2)　一次審査通過者が策定した事業提案を入札説明書に添付する選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

①　事業提案が業務要求水準書に定める要求水準をすべて充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案がすべての要求水準を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない若しくは記載のない場合は欠格とする。

なお、適格者については、基礎点を付与する。

②　事業提案のうち選定基準に定める評価項目（加点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点を付与する。

③　(1)において、落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が二者以上ある場合は、下記1）から4）の加点の順で落札者を決定する。それでも、特定できないときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。くじの日時及び場所については、振興会から電話等により指示する。

１）　加点全体の合計

２）　施設整備業務に関する加点の合計

３）　経営管理に関する加点の合計

４）　維持管理に関する加点の合計

5　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2)　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除。

②　契約保証金　納付。

事業者は、施設整備業務の履行を確保するため、本施設の引渡日までを期間として、次のアからウのいずれかの方法による事業契約の保証を付すものとする。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は施設費（消費税及び地方消費税を含む。）に相当する合計額の10分の１以上とする。

ア　契約保証金の納付

イ　契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

(A)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ａ．国債

ｂ．政府の保証のある債権

ｃ．地方債

ｄ．振興会出納命令役が確実と認める社債

ｅ．銀行又は振興会出納命令役が確実と認める金融機関が振出又は支払を保証した小切手

(B)　債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（事業契約締結の日から国立劇場の施設整備に係る施設の引渡しの日までを期間とすること。保証金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債権とする質権を振興会のために設定すること。）

ウ　契約保証金の納付に代わる担保の提供
債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（事業者を被保険者とし、事業契約締結の日から国立劇場の施設整備に係る施設の引渡しの日までを期間とすること。保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債権とする質権を振興会のために設定すること。）。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の選定方法　上記４⑴に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者として選定する。

⑸　手続における交渉の有無　無。

⑹　契約書作成の要否　要。

⑺　本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無。

⑻　第二次審査資料のヒアリングを行う。

⑼　関連情報を入手するための照会窓口　前掲３⑴に同じ。

⑽　一般競争参加資格の認定等を受けていない者を本事業に係る業務に携わる者とする場合の参加　前掲２⑶①、⑷①、⑸①及び⑹①及び④の認定等を受けていない企業を含む者も前掲３⑶により第一次審査資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該認定等を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑾　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : HASEGAWA Mariko, President, Japan Arts Council.

⑵　Classification of the services to be procured : 41, 42, 75, 78

⑶　Subject matter of the contract : PFI-based design, construction, and maintenance of National Theatre (BTO-scheme)

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00, 30 September 2026

⑸　Time-limit for the submission of tenders and proposal forms : 12 : 00, 28 June 2027

⑹　Fulfillment Place : National Theatre

⑺　Contact point for tender documentation : Office for National Theatre Renewal, Contract Division, Financial Affairs Department, Japan Arts Council 4―1 Hayabusa-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8656, Japan, Phone ＋81―50―1754―5937

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年３月31日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
千葉医療センター院長　古川　勝規

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　12

○第 03402 号（№03402）

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　病院情報システム一式及び保守業務委託

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　納入期限　令和９年７月31日

⑸　納入場所　独立行政法人国立病院機構千葉医療センター

⑹　入札方法　落札決定は、総合評価の方法をもって行うので、

①　総合評価のための性能、機能、技術に関する書類を提出すること。

②　入札金額については、購入物品のほか、納入に要する一切の費用を含めた額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　契約細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑶　厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、当該競争参加資格については、令和７年３月31日付け号外政府調達第57号の官報の競争参加資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。

⑷　購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑸　契約細則第４条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書及び技術仕様書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先　〒260―8606 千葉県千葉市中央区椿森４－１－２　独立行政法人国立病院機構千葉医療センター　企画課長　服部　真一　電話043―251―5311（代表）

⑵　入札説明書の交付方法　⑴の場所にて交付する。

⑶　入札説明会の日時及び場所　⑴の場所にて随時説明する。

⑷　入札書及び技術仕様書の受領期限　令和８年５月20日12時00分

⑸　開札の日時及び場所　令和８年６月３日10時00分　院内会議室

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると経理責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である入札金額を提出した参加者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

⑺　詳細は入札説明書による。

５　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Katsunori Furukawa, Director, National Hospital Organization Chiba Medical Center

⑵　Classification of the products to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Hospital information system 1 set and system maintenance commission

⑷　Delivery period : July 31, 2027

⑸　Delivery place : National Hospital Organization Chiba Medical Center

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 5 of the Regulation concerning Contract for National Hospital Organization (NHO). Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;

②　not come under Article 6 of the Regulation concerning Contract for NHO ;

③　have Grade A, B or C in “Sales of products” for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshi netsu Region ;

④ prove to have prepared a system to provide rapid response service for maintenance of the procured service ;

⑤ meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 4 of the Regulation ;

⑺ Time-limit for tender : 12 : 00 May 20, 2026

⑻ Contact point for the notice : Shinichi Hattori, Director, Accounting Division, National Hospital Organization Chiba Medical Center, 4―1―2 Tsubakimori, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba-ken 260―8606, Japan. TEL 043―251―5311

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年３月31日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
東京医療センター院長　小林　佳郎

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　13

○第 03802 号（№03802）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　生理検査部門システム保守業務委託　一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　履行期間　令和８年６月１日から令和14年５月31日まで。

⑸　履行場所　独立行政法人国立病院機構東京医療センター

⑹　入札方法　入札金額については、⑷に定める履行期間に行う⑵購入等件名の履行に要する一切の費用を含めた額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　契約細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑶　厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、当該競争参加資格については、令和７年３月31日付け号外政府調達第57号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。

⑷　契約細則第４条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒152―8902 東京都目黒区東が丘２―５―１　独立行政法人国立病院機構東京医療センター　契約係　松原　　愛　電話03―3411―0118
E-mail : matsubara.ai.fe@mail.hosp.go.jp

⑵　入札説明書の交付方法　⑴の交付場所にて交付する。電子媒体での交付を希望する場合は記載のメールアドレスに連絡すること。

⑶　入札書の受領期限　令和８年４月30日17時00分

⑷　開札の日時及び場所　令和８年５月１日14時00分　管理棟６階　地域医療研修センター

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に１の⑵に示した購入等件名を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により該当契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑺　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshiro Kobayashi, Director, National Hospital Organization Tokyo Medical Center

⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Physiological Testing Department System Maintenance Service Outsourcing Complete Set

⑷　Fulfillment period : From June 1, 2026 through May 31, 2032

⑸　Fulfillment place : National Hospital Organization Tokyo Medical Center

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

① not come under Article 5 of the Regulation concerning Contract for National Hospital Organization (NHO). Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;

② not come under Article 6 of the Regulation concerning Contract for NHO ;

③ have Grade A, B or C in “Service Offer” for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Region ;

④ meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 4 of the Regulation ;

⑺　Time-limit for tender : 17 : 00, April 30, 2026

⑻　Contact point for the notice : Ai Matsubara, Accounting Division, National Hospital Organization Tokyo Medical Center, 2―5―1 Higashigaoka Meguro-ku, Tokyo 152―8902, Japan. TEL 03―3411―0118
E-mail : matsubara.ai.fe@mail.hosp.go.jp

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年３月31日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
東京医療センター院長　小林　佳郎

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　13

○第 03803 号（№03803）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　手術部門・重症部門システム保守業務委託　一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　履行期間　令和８年６月１日から令和14年５月31日まで。

⑸　履行場所　独立行政法人国立病院機構東京医療センター

⑹　入札方法　入札金額については、⑷に定める履行期間に行う⑵購入等件名の履行に要する一切の費用を含めた額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　契約細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑶　厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、当該競争参加資格については、令和７年３月31日付け号外政府調達第57号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。

⑷　契約細則第４条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒152―8902 東京都目黒区東が丘２―５―１　独立行政法人国立病院機構東京医療センター　契約係　松原　　愛　電話03―3411―0118

E-mail : matsubara.ai.fe@mail.hosp.go.jp

⑵　入札説明書の交付方法　⑴の交付場所にて交付する。電子媒体での交付を希望する場合は記載のメールアドレスに連絡すること。

⑶　入札書の受領期限　令和８年４月30日17時00分

⑷　開札の日時及び場所　令和８年５月１日14時15分　管理棟６階　地域医療研修センター

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に１の⑵に示した購入等件名を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により該当契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑺　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshiro Kobayashi, Director, National Hospital Organization Tokyo Medical Center

⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Surgical Department and Critical Care Department System Maintenance Service Outsourcing Complete Set

⑷　Fulfillment period : From June 1, 2026 through May 31, 2032

⑸　Fulfillment place : National Hospital Organization Tokyo Medical Center

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 5 of the Regulation concerning Contract for National Hospital Organization (NHO). Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;

②　not come under Article 6 of the Regulation concerning Contract for NHO ;

③　have Grade A, B or C in “Service Offer” for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Region ;

④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 4 of the Regulation ;

⑺　Time-limit for tender : 17 : 00, April 30, 2026

⑻　Contact point for the notice : Ai Matsubara, Accounting Division, National Hospital Organization Tokyo Medical Center, 2―5―1 Higashigaoka Meguro-ku, Tokyo 152―8902, Japan. TEL 03―3411―0118

E-mail : matsubara.ai.fe@mail.hosp.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年３月31日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
東京病院長　松井　弘稔

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　13

○第 04001 号（№04001）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　22

⑵　借入等件名及び数量　検体検査システム一式

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　納入期限　令和８年12月31日

⑸　履行場所　独立行政法人国立病院機構東京病院

⑹　入札方法　入札金額については、⑷に定める履行期間に行う⑵借入等件名の履行に要する一切の費用を含めた額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　契約細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑶　厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」においてＡ、Ｂ又はＣの等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、当該競争参加資格については、令和７年３月31日付け号外政府調達第57号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。

⑷　契約細則第４条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒204―8585 東京都清瀬市竹丘３―１―１　独立行政法人国立病院機構東京病院　企画課長　小田嶋正典　電話042―491―2111　内線2250

⑵　入札説明書の交付方法　⑴の交付場所にて交付する。

⑶　入札説明会の日時及び場所　開催しない。

⑷　入札書の受領期限　令和８年５月21日（木）17時00分

⑸　開札の日時及び場所　令和８年５月22日（金）10時00分　管理棟１階　会議室２

4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に１の⑵に示した購入等件名を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により該当契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある本公告に示した物品を納入できると経理責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hirotoshi Matsui, Director, National Hospital Organization Tokyo National Hospital
⑵　Classification of the services to be procured : 22
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Laboratory Testing System 1 set
⑷　Fulfillment period : Until December 31, 2026
⑸　Fulfillment place : National Hospital Organization Tokyo National Hospital
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 5 of the Regulation concerning Contract for National Hospital Organization (NHO). Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;
②　not come under Article 6 of the Regulation concerning Contract for NHO ;
③　have Grade A, B or C in “Manufacturing of Goods” or “Sale of Goods” for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Region ;
④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 4 of the Regulation ;
⑺　Time-limit for tender : 5 : 00 P.M. May 21, 2026
⑻　Contact point for the notice : Masafumi Odajima, Director, Planning Division, National Hospital Organization Tokyo National Hospital, 3―1―1 Takeoka Kiyoseshi Tokyo 204―8585, Japan. TEL 042―491―2111 ext. 2250

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年３月31日
国立研究開発法人水産研究・教育機構
理事（水産大学校代表）藤井　徹生
◎調達機関番号　807　◎所在地番号　35
1　調達内容
⑴　品目分類番号　該当なし
⑵　購入等件名及び数量　（単価契約）耕洋丸、水産大学校のデジタル複合機の賃貸借及び保守業務　一式
⑶　調達案件の仕様等　仕様書による。
⑷　履行期限　令和13年５月31日
⑸　履行場所　仕様書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年４月１日付け13水研第65号）第12条第１項及び第13条の規定に該当しない者であること。
⑵　令和７・８・９年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「賃貸借」で、「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
⑶　国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒759―6595 山口県下関市永田本町二丁目７番１号　国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校校務部会計課用度係　小川　誠　電話083―227―3825　ＦＡＸ083―264―2080
⑵　入札説明書の交付方法　競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
①　直接交付　上記３⑴の交付場所にて交付する。
②　メールによる交付　任意書式に「（単価契約）耕洋丸、水産大学校のデジタル複合機の賃貸借及び保守業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記３⑴あてＦＡＸ送信すること。
⑶　入札説明会の日時及び方法　仕様書等に関し質疑がある場合には、令和８年５月１日までに上記３⑴あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はＦＡＸにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合にも随時受け付け、同様に対応する。
⑷　入札、開札の日時及び場所　令和８年５月15日11時00分　山口県下関市永田本町二丁目７番１号　国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校　本館一階第一会議室Ａ
（ただし、郵便による入札の場合は、書留郵便によることとし、令和８年５月14日17時必着のこと。）
4　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、競争参加資格確認書類に虚偽の記載をした者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した特定役務を履行できると国立研究開発法人水産研究・教育機構理事（水産大学校代表）が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者

と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無。
⑺　競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
⑻　詳細は入札説明書による。
5　契約に係る情報の公表　「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）に基づき実施する。詳細は入札説明書による。
6　公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について　詳細は入札説明書による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tetsuo Fujii, Executive Director, Japan Fisheries Research and Education Agency
⑵　Classification of the services to be procured : Not applicable
⑶　Nature and quantity of the services to be required : (Unit Price Contract) Koyo Maru, Lease and Maintenance Services for the Fisheries University Digital Multifunction Printer 1 Set
⑷　Fulfillment period : 31 May 2031
⑸　Fulfillment place : According to the specifications
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 12―1 and 13 of the regulation concerning the contract for Japan Fisheries Research and Education Agency,
②　have Grade A or B or C or D “Service provision and other contracts by industry lease” in terms of the qualification for participating in tenders by Japan Fisheries Research and Education Agency or Single qualification for every ministry and agency in the fiscal years 2025, 2026 and 2027.
⑺　Time limit for tender : 11 : 00, 15 May 2026
⑻　Contact point for the notice : Makoto Kogawa, Contract First Subsection, Contract Section, Purchasing Subsection, Accounting Section, Administration Office, National Fisheries University, National Research and Development Agency, 2―7―1, Nagata Honmachi, Shimonoseki city, Yamaguchi, 759－6595, Japan. TEL 083―227―3825

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年３月31日
契約責任者
独立行政法人農林水産消費安全技術センター
総務部長　本澤　　勝
◎調達機関番号　610　◎所在地番号　11
1　調達内容
⑴　品目分類番号　53
⑵　購入等件名及び数量　独立行政法人農林水産消費安全技術センター名古屋センター移転等業務　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　履行期間　契約締結日から令和８年12月25日まで。
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　入札は上記⑵の履行に要する一切の諸経費を含めた額で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱規程第８条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
⑵　独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱規程第９条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和07・08・09年度独立行政法人農林水産消費安全技術センター競争参加資格の契約の種類「役務の提供等」において、A、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。なお、全省庁統一資格において、当該資格を有する者は、同等級に格付けされている者とみなす。また、上記資格の申請の時期及び場所は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター競争参加資格審査申請及び全省庁統一資格審査申請の方法による。
⑷　入札説明書で示す条件を満たしている者であること。
⑸　契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒460―0001 愛知県名古屋市中区三の丸１－２－２　名古屋農林総合庁舎２号館　独立行政法人農林水産消費安全技術センター名古屋センター業務管理課　電話050―3797―1896
⑵　入札説明書の交付方法　上記⑴にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　令和８年６月22日17時
⑷　開札の日時及び場所　令和８年６月25日10時　独立行政法人農林水産消費安全技術センター名古屋センター　１階　研修室
4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示す条件を満たしていることを証明した書類及び封印した入札書を提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書の作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無。
⑻　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masaru Motozawa Chief Director, General Affairs Department of the Incorporated Administrative Agency Food and Agricultural Materials Inspection Center.
⑵　Classification of the products to be procured : 53
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Relocaton works for goods and services 1set.
⑷　Fulfillment period : From the contract day through December 25, 2026
⑸　Fulfillment place : As shown in the tender specifications.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Not come under Article 8 of the Cabinet Order concerning the Contract for Incorporated Administrative Agency Food and Agricultural Materials Inspection Center. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　Not come under Article 9 of the Cabinet Order concerning the Contract for Incorporated Administrative Agency Food and Agricultural Materials Inspection Center.

③　Have the Grade A, B, C or D in terms of the qualification for participating in tenders for “provision of services” of the Industrial Classification by Incorporated Administrative Agency Food and Agricultural Materials Inspection Center or have the grade of competition participation qualification for every ministry and agency for the fiscal year, 2025, 2026 and 2027

④　Satisfy the requirements stated in the tender specifications.

⑤　Not being suspended from transactions by the request of the officials in charge of contract.

⑺　Time-limit for tender : 5 : 00 PM June 22, 2026

⑻　Contact point for the notice : Business administration section, Incorporated Administrative Agency Food and Agricultural Materials Inspection Center,Nagoya Regional Center. Nagoya Agricultural National Government Building Ⅱ, 1―2―2, Sannomaru, Naka-ku, Nagoya-shi, Aichi 460―0001 JAPAN. TEL 050―3797―1896

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年３月31日

契約責任者　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　調達件名及び数量　クラウドストレージ等の調達
ライセンス調達（クラウドストレージ）
450,000ライセンス（7,500ユーザ×60ヶ月）
ライセンス調達（クラウドストレージアカウント連携ツール）　一式
構築導入等役務　一式
問合せ等対応　一式

⑶　調達件名の特質等　仕様書による

⑷　履行期間　契約締結日の翌日から令和14年３月31日まで

⑸　履行場所　仕様書による

⑹　入札方法　入札金額は、総価（総価は、１円の位まで計上できるものとする。）とし、消費税及び地方消費税を除いた「税抜き額」とすること。仕様書に示す調達内容のほか、手続などに要する一切の費用を含めること。

⑺　本件入札は総合評価落札方式による。詳細は入札共通説明書及び入札個別説明書のとおり。

⑻　電子契約によることができる。

2　競争参加資格　本調達に係る競争に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による本調達に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しないこと。

⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

⑶　業務実績を証明できること。　平成22年度以降に、クラウドストレージを利用する法人からの受注者として、以下の内容に関する業務を完了した実績があること。なお、複数の契約でそれぞれの要件を満たしていても構わないものとする。
・1,000以上のユーザーライセンスの納入
・利用開始における設計および環境構築
・オンプレミスのファイルサーバからクラウドストレージに30ＴＢ以上のデータ移行

⑷　競争参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、取引停止又は当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」（平成19年１月10日付け中高契第２号企画本部長通達）に基づき名古屋支社又は金沢支社管内の業務の場合にあっては地域１、東京支社管内の業務の場合にあっては地域２において資格登録停止を受けていないこと。

⑸　本調達の入札に参加した者の間の資本関係又は人的関係がないこと。

⑹　本調達に係る設計業務等の受注者でないこと及び当該受注者と資本若しくは人事面において関連がないこと。

⑺　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑻　履行に必要な情報セキュリティに係る体制等に関する資料を提出し、業務における情報セキュリティ上の懸念が生じないことを確認できること。

3　入札手続等

⑴　担当部署　〒460―0003 名古屋市中区錦２丁目18番19号　三井住友銀行名古屋ビル12階
中日本高速道路株式会社　名古屋支社　総務企画部　契約課　電話052―222―1209

⑵　仕様書等の交付期間及び方法
①　交付期間：入札公告日から令和８年５月22日（金）まで。
②　交付方法：当社ホームページの入札公告・契約情報検索のページにデータをアップロードして交付する。
（URL : https://contract.c-nexco.co.jp/auction_info/search）
設計図書等は、訂正・取消をする場合があり、訂正・取消を行ったときは、入札公告・契約情報検索のページに掲載する。

⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法
①　提出期間：入札公告日から令和８年５月22日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後４時まで。
②　提出場所：記３⑴に同じ。
③　提出方法：郵送又は持参

⑷　入札書の提出期限、場所及び方法
①　提出期限：令和８年５月22日（金）午後４時
②　提出場所：記３⑴に同じ。
③　提出方法：郵送又は持参

⑸　開札の日時及び場所
①　開札日時：令和８年６月12日（金）午前11時00分
②　開札場所：記３⑴に同じ。

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　入札者は、開札日の前日までの間において、契約責任者から申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　契約制限価格の設定はしないが、有効な入札を行った入札者において入札共通説明書及び入札個別説明書に定める総合評価点の最も高い者と入札価格の妥当性や履行の可否を確認するための協議を行い落札者を決定する。

⑺　手続における交渉の有無　無

⑻　詳細は、入札共通説明書及び入札個別説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Nawata Tadashi, Chief Operating Officer of Central Nippon Expressway Company Limited.

⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be purchased : Cloud-Based Strage Services

⑷　Delivery period : From the day after the contract date to March 31, 2032

⑸　Delivery place : According to the bid specifications

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are those who shall :

①　Not come under Article 11 of the Central Nippon Expressway Company’s regulation concerning the contract procedures

②　Have been qualified through the examination of the documents submitted. Submit following documents till time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification.
・Copy of　the commercial register
・The latest financial statements
・Copy of certificate of tax payment
・Document that described company career
・Application forms and relevant documents for the qualification

③ Submission of materials related to the system for information security necessary for the performance of this project, and confirmation that there will be no concerns about information security in the work.

④ Have successfully completed projects as a contractor for corporate clients utilizing cloud storage services, with the following achievements. These accomplishments may span across multiple contracts, each fulfilling the respective requirements :

Delivered 1,000 user licenses

Designed and built the environment for initial deployment.

Migrated over 30TB of data from an on-premises file server to cloud storage

⑤ Have not received suspension of designated contractor status after the submission of application forms and relevant documents for the qualification.

⑥ Not have capital relationship and personal relationship with other bidders.

⑺ Time-limit for tender : 4 : 00 P.M. 22 May 2026 (Tenders submitted by mail : 4 : 00 P.M.22 May 2026)

⑻ The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑼ Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003 Tel. 052―222―1209

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年３月31日

独立行政法人自動車技術総合機構

交通安全環境研究所長　松田　　敦

◎調達機関番号　619　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　両ハンドル車対応のドライビングシミュレータの導入　一式

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　履行期限　令和９年３月30日

⑸　納入場所　独立行政法人自動車技術総合機構　交通安全環境研究所 灯火・電波実験棟

⑹　入札方法　落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能等に関する書類（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　独立行政法人自動車技術総合機構契約事務実施規程第25条の規定に該当しない者。

⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和７・８・９年度に、「物品の製造」、「物品の販売」若しくは「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者。

⑶　国の機関において、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑷　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続していない者。

⑸　入札説明書の交付を受け、入札説明会に参加した者。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒182―0012 東京都調布市深大寺東町７―42―27　独立行政法人自動車技術総合機構総務部会計課契約第二係　電話0422―41―3206

e-mail：keiyaku@ntsel.go.jp

⑵　入札説明書の交付方法　上記３⑴の交付場所にて交付する。

⑶　入札説明会の日時及び場所　令和８年４月13日13時よりMicrosoft Teams会議にて実施

⑷　総合評価のための書類の提出期限及び提出先　令和８年４月20日17時　上記３⑴の示す場所

⑸　入札書の受領期限　令和８年５月11日14時00分（郵送による場合は令和８年５月８日17時00分必着のこと。）

⑹　入札、開札の日時及び場所　令和８年５月11日14時00分　独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所１階大会議室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、総合評価のための書類を３⑷に示す期限までに提出しなければならない。また、総合評価において入札の参加を認められた者は、入札書を３⑸に示す受領期限までに提出しなければならない。なお、入札者は、開札日の前日までの間において、所長から総合評価のための書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　独立行政法人自動車技術総合機構契約事務実施規則第４条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書で指定する性能等の要求・要件のうち、必須とした項目の基準を全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Atsushi Matsuda, President, National Traffic Safety and Environment Laboratory, National Agency for Automobile and Land Transport Technology

⑵　Classification of the products to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of services to be procured : Installation of Driving Simulator with Dual-Hand-Drive Capability, 1 set

⑷　Due Date : March 30, 2027.

⑸　Delivery place : Lighting and Radio Wave Experiment Building, National Traffic Safety and Environment Laboratory, National Agency for Automobile and Land Transport Technology

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 25 of the National Agency for Automobile and Land Transport Technology.

②　have Grade A, B, C or D of “Manufacturing of products” or “Selling Goods” or “Provision of services, etc.” in terms of the qualification for participating intenders by the Japanese goverment (unified qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2025, 2026, and 2027.

③　not be suspended from tenders by any Japanese government agencies.

④　not be entities that have been being excluded from the public projects of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism based on the requests of the police authorities because the entities are substantially under the control of members of organized crime or the entities are related to those members.

⑤　have officially received the solicitation documents from the President, National Traffic Safety and Environment Laboratory, National Agency for Automobile and Land Transport Technology.

⑺　Deadline for submission of documents for comprehensive evaluation : 17 : 00, May 8, 2026

⑻　Bid Submission Deadline : 14 : 00, May 11, 2026.

(9) Contact point for the notice : Second Procurement Section, Accounting Division, Administration Department, National Agency for Automobile and Land Transport Technology, 7―42―27 Jindaijihigashimachi, Chofu city, Tokyo 182―0012 Japan.
TEL 0422―41―3206
e-mail : keiyaku@ntsel.go.jp

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年３月31日
国立大学法人茨城大学長　太田　寛行
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　08
○第12号
1　調達内容
(1) 品目分類番号　24
(2) 購入等件名及び数量　超高感度等温滴定型マイクロカロリーメーター　一式
(3) 調達件名の特質等　入札説明書による。
(4) 納入期限　令和８年12月25日
(5) 納入場所　茨城大学　日立キャンパス
(6) 入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
(1) 国立大学法人茨城大学契約事務取扱規程第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。
(2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和８年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。なお、当該競争参加資格については、令和７年３月31日付け号外政府調達第57号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
(3) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(4) 本公告に示した物品を学長が指定する日時、場所に十分に納入することができることを証明した者であること。
(5) 国立大学法人茨城大学契約事務取扱規程第４条の規定に基づき、学長が定める資格を有する者であること。
(6) 学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3　入札書の提出場所等
(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒310―8512 水戸市文京２－１－１　茨城大学財務部財務課（契約室）契約グループ　大和田奈々子　電話029―228―8566
(2) 入札説明書の交付方法　本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。
(3) 入札書の受領期限　令和８年５月21日15時00分
(4) 開札の日時及び場所　令和８年６月19日14時00分　リバースオークション
4　その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
(2) 入札保証金及び契約保証金　免除。
(3) 入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、学長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
(4) 入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
(5) 契約書作成の要否　要。
(6) 落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると学長が判断した入札者であって、国立大学法人茨城大学契約事務取扱規程第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
(7) 手続における交渉の有無　無。
(8) その他　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroyuki Ohta, President of Ibaraki University
(2) Classification of the products to be procured : 24
(3) Nature and quantity of the products to be purchased : Ultra-High Sensitivity Isothermal Titration Microcalorimeter, 1 set
(4) Delivery period : By 25 December 2026
(5) Delivery place : Ibaraki University College of Engineering
(6) Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A not come under Article 5 and 6 of the Regulation concerning the Contract for Ibaraki University,
B have the Grade A, Grade B, or Grade C qualification during fiscal 2026 in the Kanto・Koshinetsu area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,
C prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products,
D prove to have the ability to deliver the products, required by this notice, on the date and to the place specified by the Obligating Officer,
E meet the qualification requirements which President, The National University Corporation Ibaraki University may specify in accordance with Article 4 of the Regulation,
F not be currently under a suspension of business order as instructed by President Ibaraki University.
(7) Time limit of tender : 15 : 00　21 May 2026
(8) Contact point for the notice : Nanako Owada, Contractual Affairs Division, Financial Affairs Department, Ibaraki University, 2―1―1 Bunkyo, Mito-shi, 310―8512 Japan, TEL 029―228―8566

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年３月31日
日本貨物鉄道株式会社
財務部長　菅澤　桂一
◎調達機関番号　107　◎所在地番号　13
○貨国第140号
1　調達内容
(1) 品目分類番号　15
(2) 購入等件名及び数量　ノートパソコン　1,333台
(3) 調達件名の特質等　入札説明書による。
(4) 納入期限　令和８年９月10日
(5) 納入場所　入札説明書による。
(6) 入札方式　総合評価とする。
2　競争参加資格
令和８年２月27日付日本貨物鉄道（株）ホームページ掲載の競争参加者の資格に関する公示に基づく、品目(5)の競争参加資格を取得した者。
なお、新たに競争参加資格を得ようとする者は、３項に示す場所に申請すること。
3　入札書の提出場所等
(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先
〒108―0075 東京都港区港南１－８―15　Wビル　日本貨物鉄道株式会社財務部調達グループ　電話050―2017―4077
(2) 入札説明書を希望する者で、郵送を希望する者は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（宛先を必ず明記する。）並びに重量250ｇに見合う郵送料金に相当する郵便切手又は国際返信切手を添付して(1)の場所に申込むこと。
(3) 事前資料の送付期限　令和８年５月13日17時00分
(4) 事前資料の送付先　入札説明書による
(5) 入札、開札の日時及び場所　令和８年５月20日13時30分　日本貨物鉄道株式会社　財務部　入札室
4　その他
(1) 契約手続きにおいて使用する言語　日本語
(2) 入札保証金及び契約保証金　免除
(3) 品質保証　保証付
(4) 分割履行　協議による
(5) 手続きにおける交渉の有無　有
(6) 詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　The person who is responsible for this contract : KEIICHI Sugazawa General Manager of Finance Department, Japan Freight Railway Company.

⑵　Procurement details

①　Item classification number 15

②　Subject and quantity of purchases, etc. : 1,333 laptops

③　Characteristics of the procurement subject, etc, according to the bidding instructions.

④　Delivery deadline : September 10, 2026

⑤　Place of delivery according to the bidding instructions.

⑥　Bidding method : The lowest price method shall be used.

⑶　Eligibility for Competition

A person who has acquired the qualification to participate in the competition of item ⑮ based on the public announcement regarding the qualification of the competition participant posted on the website of Japan Freight Railway Co., Ltd. dated February 27, 2026

Those who wish to qualify for participation in the competition should apply at the place indicated in paragraph 3.

⑷　Place of submission of bid documents, etc.

①　Where to submit bids, where to indicate contract clauses, where to distribute bid instructions, and contact information

〒108―0075　W Building, 1―8―15 Konan, Minato-ku, Tokyo

Procurement Group, Finance Department, Japan Freight Railway Co., Ltd. Tel : 050―2017―4077

②　Those who wish to submit a bidding instruction form and wish to send it by mail must submit a return envelope containing A4 size paper (the address must be clearly stated). and attach postage stamps equivalent to the postage fee equivalent to the postage fee of 250 g or international reply stamps to the place in ①.

③　Deadline for sending advance materials May 13, 2026, 5 : 00 pm

④　Where to send advance materials According to the tender instructions

⑤　Date, time and place of bidding and opening May 20, 2026, 13 : 30

Japan Freight Railway Co., Ltd. Finance Department Bidding Room

⑸　Miscellaneous

①　Language used in contract procedures : Japanese

②　Bid Deposit and Contract Deposit Waiver

③　Quality Assurance

④　Split Implementation by Consultation

⑤　Whether or not there is negotiation in the procedure Yes

⑥　Details are in the bidding instructions.

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

令和07・08・09年度において別記１に掲げる各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

本資格は、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に申請書を提出すれば、その資格は別記２に掲げる競争参加地域のうち、希望する地域（複数選択可）ごとに所在する別記１に掲げる各省各庁の全調達期間において有効な統一資格となるものです。

なお、既に有効期限を令和10年３月31日までとする資格を有する者が、この公示するところによる申請は必要ありません。

令和８年３月31日

衆議院庶務部会計課長
参議院庶務部会計課長
国立国会図書館総務部会計課長
最高裁判所事務総局経理局長
会計検査院事務総長官房会計課長
内閣府大臣官房会計課長
デジタル庁会計担当参事官
復興庁会計担当参事官
総務省大臣官房会計課長
法務省大臣官房会計課長
外務省大臣官房会計課長
財務省大臣官房会計課長
文部科学省大臣官房会計課長
厚生労働省大臣官房会計課長
農林水産省大臣官房参事官（経理）
経済産業省大臣官房会計課長
国土交通省大臣官房会計課長
環境省大臣官房会計課長
防衛省大臣官房会計課長

◎調達機関番号　001、002、003、004、005、006、007、008、009、010、011、012、013、014、015、016、017、018、019、020、021、022、023、024、025、026、027、028

◎所在地番号　13

１　資格の種類及び調達する物品等の種類

競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び調達する物品等は、次のとおりとする。

⑴　物品の製造　①衣服・その他繊維製品類　②ゴム・皮革・プラスチック製品類　③窯業・土石製品類　④非鉄金属・金属製品類　⑤フォーム印刷　⑥その他印刷類　⑦図書類　⑧電子出版物類　⑨紙・紙加工品類　⑩車両類　⑪その他輸送・搬送機械器具類　⑫船舶類　⑬燃料類　⑭家具・什器類　⑮一般・産業用機器類　⑯電気・通信用機器類　⑰電子計算機類　⑱精密機器類　⑲医療用機器類　⑳事務用機器類　㉑その他機器類　㉒医薬品・医療用品類　㉓事務用品類　㉔土木・建設・建築材料　㉕警察用装備品類　㉖防衛用装備品類　㉗その他

⑵　物品の販売　①衣服・その他繊維製品類　②ゴム・皮革・プラスチック製品類　③窯業・土石製品類　④非鉄金属・金属製品類　⑤フォーム印刷　⑥その他印刷類　⑦図書類　⑧電子出版物類　⑨紙・紙加工品類　⑩車両類　⑪その他輸送・搬送機械器具類　⑫船舶類　⑬燃料類　⑭家具・什器類　⑮一般・産業用機器類　⑯電気・通信用機器類　⑰電子計算機類　⑱精密機器類　⑲医療用機器類　⑳事務用機器類　㉑その他機器類　㉒医薬品・医療用品類　㉓事務用品類　㉔土木・建設・建築材料　㉕警察用装備品類　㉖防衛用装備品類　㉗その他

⑶　役務の提供等　①広告・宣伝　②写真・製図　③調査・研究　④情報処理　⑤翻訳・通訳・速記　⑥ソフトウェア開発　⑦会場等の借り上げ　⑧賃貸借　⑨建物管理等各種保守管理　⑩運送　⑪車両整備　⑫船舶整備　⑬電子出版　⑭防衛用装備品類の整備　⑮その他

⑷　物品の買受け　①立木林（ただし、国有林野事業で行う林産物の買受けを除く。）　②その他

２　資格審査の受付期間

令和07・08・09年度全省庁統一資格の資格審査の受付は、令和10年３月10日まで随時申請により行う。

なお、「資格審査結果通知書」の有効開始年月日は、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあるので、余裕を持って申請すること。

３　競争参加資格の申請

⑴　インターネットの場合

ア　申請の方法　別記３に掲げるウェブサイトにアクセスし、必要事項を入力の上、次の添付書類を送信すること。送信先の受付機関での受付完了後、申請内容確認のメールが、登録したメールアドレスあてに送信される。

なお、添付書類は、申請内容確認のメールに記載された受付機関あて郵送（書留郵便）等することもできる。

㋐　登記事項証明書の写し（法人の場合）

㋑　財務諸表（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

㋒　次の各税についての所得金額及び未納税額がないことを証明する納税証明書の写し（電子納税証明書を含む。）（個人の場合はその２及びその３の２、法人の場合はその２及びその３の３とする。）

Ａ　消費税及び地方消費税（法人及び個人）

Ｂ　法人税（法人の場合）

Ｃ　所得税（個人の場合）

⑵　持参又は郵送等の場合

ア　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）」（以下「申請書」という。）は、別記３に掲げるウェブサイトにアクセスし、申請書を出力

する。また、競争参加資格を得ようとする者は、別表に掲げる申請場所において、無料で申請書を入手することもできる。

なお、上記の方法以外で入手した申請書での申請は不可とする。

イ　申請書の提出方法　申請書に本公示３⑴に掲げる書類を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に提出すること。

持参の場合の受付時間は、土日休日を除く10時から16時（執務時間内に限る。）とする。郵送（書留郵便）等も可。

⑶　申請書等の作成に用いる言語

ア　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載するものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

４　競争参加者の資格及びその審査

⑴　競争に参加できる者の資格審査は、別記４の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

⑵　競争に参加できる者の資格は、前記⑴の合計点により別記５の区分に基づいて格付けする。

５　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知（申請書に記載された住所で代表者あてに郵送等）する。

６　資格の有効期間

資格を付与されたときから令和10年３月31日までとする。

７　資格を発行しない場合及び取り消す場合

予算決算及び会計令第70条第３号に該当する場合は、資格を発行しない。また、資格を取得した者が有効期間の途中で同条同号に該当することになった場合及び該当することが判明した際は、資格を取り消すものとする。

８　競争参加資格を有する者の名簿の公開及び資格審査に関する照会先

別表に掲げる申請場所

競争参加資格を有する者の名簿（業者コード、法人番号、本社住所、商号又は名称、代表者、電話番号・ＦＡＸ番号、営業品目、等級・企業規模等）は、別記３に掲げるウェブサイトにおいて閲覧・ダウンロードすることができる。

また、申請者の同意がある場合、地方公共団体に対し、入札参加資格審査のために申請情報及び添付書類を提供することがある。

９　その他

⑴　申請内容の変更　有資格者は、次の事項に変更があった場合は、速やかに別記３に掲げるウェブサイトにアクセスし、必要事項を入力の上で次の添付書類を送信するか、又は「競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）」（以下「変更届」という。）に次の添付書類を添え、持参又は郵送等を行うこと。

なお、変更届の入手方法及び提出方法については、本公示３［競争参加資格の申請］に示すものと同様とする。

ア　「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

㋐　資格審査結果通知書

㋑　登記事項証明書（法人の場合）又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）

イ　「競争参加を希望する地域」、「営業所」の場合

㋐　資格審査結果通知書

ウ　「希望する資格の種類」又は「調達する物品等（営業品目）」の場合

㋐　資格審査結果通知書

㋑　登記事項証明書（法人の場合）

エ　「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合

㋐　資格審査結果通知書

㋑　登記事項証明書（法人の場合）

㋒　直近の財務諸表

オ　その他の事項の場合　本公示３の申請を改めて行うこと。

⑵　会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続　有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各１部を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に速やかに提出すること。

ア　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写し

イ　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類として、登記事項証明書の写し

ウ　上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

なお、書類の提出によりその資格が継続するが、各省各庁が詳細の現状把握を必要と判断する場合には、各省各庁別にヒアリング等を実施する場合がある。

⑶　合併・分社等の場合の手続　有資格者に合併、分社、個人から法人への変更等があった場合は、本公示３の申請を改めて行うこと。

⑷　廃業等の場合の手続　有資格者に廃業等（廃業・倒産・破産）があった場合は、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に速やかに届け出ること。郵送（書留郵便）等も可。

⑸　資格審査結果通知書の再発行　紛失等による再発行依頼は、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に提出すること。

別記１　資格が有効となる各省各庁

衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省で外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。

別記２　競争参加地域及び都道府県名

⑴　北海道：北海道

⑵　東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山梨県、福島県

⑶　関東・甲信越：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

⑷　東海・北陸：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

⑸　近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

⑹　中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

⑺　四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

⑻　九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別記３　ウェブサイト（調達ポータル）

インターネットによる申請

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-chotatujoho/resources/app/html/shinsei_internet.html

郵送・持参による申請

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-chotatujoho/resources/app/html/shinsei_yusojisan.html

別記４　付与数値

〔掲載順序　項目　段階：付与数値（年間平均高、自己資本額の合計及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値を示し、流動比率については、共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）〕

⑴　年間平均（生産・販売）高

200億円以上		：60、65
100億円以上	200億円未満	：55、60
50億円以上	100億円未満	：50、55
25億円以上	50億円未満	：45、50
10億円以上	25億円未満	：40、45
５億円以上	10億円未満	：35、40
2.5億円以上	５億円未満	：30、35
１億円以上	2.5億円未満	：25、30
5,000万円以上	１億円未満	：20、25
2,500万円以上	5,000万円未満	：15、20
2,500万円未満		：10、15

⑵　自己資本額の合計

10億円以上		：10、15
１億円以上	10億円未満	：８、12
1,000万円以上	１億円未満	：６、９
100万円以上	1,000万円未満	：４、６
100万円未満		：２、３

⑶　流動比率（物品の製造、物品の製造以外とも共通）

140％以上		：10
120％以上	140％未満	：８
100％以上	120％未満	：６
100％未満		：４

⑷　営業年数

20年以上		：５、10
10年以上	20年未満	：４、８
10年未満		：３、６

⑸　機械設備等の額（物品の製造のみ）
10億円以上　：15
１億円以上　10億円未満：12
5,000万円以上　１億円未満：９
1,000万円以上　5,000万円未満：６
1,000万円未満　：３
⑹　合計（最高点）　100

別記５　資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

〔掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲〕

⑴　物品の製造
①　90点以上　：A
80点以上　90点未満：B
55点以上　80点未満：C
55点未満　：D
②　Aは3,000万円以上、Bは2,000万円以上3,000万円未満、Cは400万円以上2,000万円未満、Dは400万円未満
注：船舶類にあっては、各省各庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。
注：国有林野事業で行う素材生産にあっては、林野庁が必要に応じ別に公示する方法により示す。

⑵　物品の販売及び役務の提供等
①　90点以上　：A
80点以上　90点未満：B
55点以上　80点未満：C
55点未満　：D
②　Aは3,000万円以上、Bは1,500万円以上3,000万円未満、Cは300万円以上1,500万円未満、Dは300万円未満
注：船舶類及び船舶整備にあっては、各省各庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。
注：国有林野事業で行う造林にあっては、林野庁が必要に応じ別に公示する方法により示す。

⑶　物品の買受け
①　70点以上　：A
50点以上　70点未満：B
50点未満　：C
②　Aは1,000万円以上、Bは200万円以上1,000万円未満、Cは200万円未満

なお、統一資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。

別表

〔掲載順序　部局名　郵便番号　所在地　部署名　電話番号〕

⑴　内閣府本府
〒100―8914 千代田区永田町１―６―１
官房会計課決算第１係　電話03―5253―2111　内82315

⑵　沖縄総合事務局
〒900―0006 那覇市おもろまち２―１―１
那覇第２地方合同庁舎２号館　総務部会計課　電話098―866―0031　内81324

⑶　デジタル庁
〒102―0094 千代田区紀尾井町１―３東京ガーデンテラス紀尾井町20Ｆ　会計担当契約班　電話070―7416―9924

⑷　復興庁
〒100―0013 千代田区霞が関３―１―１中央合同庁舎４号館10Ｆ　予算会計企画班　電話03―6328―0279

⑸　警察庁
〒100―8974 千代田区霞が関２―１―２
長官官房会計課調達係　電話03―3581―0141　内2298

⑹　防衛大学校
〒239―8686 横須賀市走水１―10―20　総務部会計課経理室調達係　電話046―841―3810　内2268

⑺　防衛医科大学校
〒359―8513 所沢市並木３―２　事務局企画部主計課総務係　電話04―2995―1211　内2134

⑻　陸上自衛隊北部方面会計隊本部
〒064―8510 札幌市中央区南26条西10　主任官科契約班　電話011―511―7116　内4436

⑼　陸上自衛隊北海道補給処
〒061―1393 恵庭市西島松308　調達会計部契約課審査班　電話0123―36―8611　内5224

⑽　陸上自衛隊第343会計隊
〒070―8630 旭川市春光町国有無番地　契約班　電話0166―51―6111　内3348

⑾　陸上自衛隊第374会計隊
〒080―8639 帯広市南町南７線31　契約班　電話0155―48―5121　内2861

⑿　陸上自衛隊第324会計隊
〒066―8577 千歳市祝梅1016　契約班　電話0123―23―5131　内3440

⒀　陸上自衛隊第325会計隊
〒005―8543 札幌市南区真駒内17　契約班　電話011―581―3191　内3341

⒁　陸上自衛隊第344会計隊
〒071―0595 空知郡上富良野町南町４―948　契約班　電話0167―45―3101　内2342

⒂　陸上自衛隊第342会計隊
〒096―8584 名寄市字内淵84　契約班　電話01654―３―2137　内348

⒃　陸上自衛隊第376会計隊
〒099―0497 紋別郡遠軽町向遠軽272　契約班　電話0158―42―5275　内340

⒄　陸上自衛隊第346会計隊
〒077―8555 留萌市緑ヶ丘町１―６　契約班　電話0164―42―2655　内348

⒅　陸上自衛隊沼田弾薬支処
〒078―2222 雨竜郡沼田町字沼田1142―１会計科契約班　電話0164―35―1910　内251

⒆　陸上自衛隊第377会計隊
〒088―0604 釧路郡釧路町字別保112　契約班　電話0154―40―2011　内348

⒇　陸上自衛隊第374会計隊鹿追派遣隊
〒081―0294 河東郡鹿追町笹川北12線10　契約班　電話0156―66―2211　内349

(21)　陸上自衛隊第377会計隊別海派遣隊
〒088―2593 野付郡別海町西春別42―１　契約班　電話0153―77―2231　内343

(22)　陸上自衛隊足寄弾薬支処
〒089―3725 足寄郡足寄町平和173　会計科契約班　電話0156―25―5811　内347

(23)　陸上自衛隊第323会計隊
〒066―8668 千歳市北信濃724　契約班　電話0123―23―2106　内5340

(24)　陸上自衛隊第323会計隊南恵庭派遣隊
〒061―1411 恵庭市恵南63　契約班　電話0123―32―3101　内352

(25)　陸上自衛隊第323会計隊幌別派遣隊
〒059―0024 登別市緑町３―１　契約班　電話0143―85―2011　内348

(26)　陸上自衛隊白老弾薬支処
〒059―0900 白老郡白老町字白老782―１会計科契約班　電話0144―82―2107　内282

(27)　陸上自衛隊第324会計隊静内派遣隊
〒059―2598 日高郡新ひだか町静内浦和125　契約班　電話0146―44―2121　内351

(28)　陸上自衛隊日高弾薬支処
〒055―2314 沙流郡日高町字千栄75　会計科契約班　電話01457―６―2241　内346

(29)　陸上自衛隊安平弾薬支処
〒059―1511 勇払郡安平町安平番外地　会計科契約班　電話0145―23―2231　内291

(30)　陸上自衛隊第325会計隊丘珠派遣隊
〒007―8503 札幌市東区丘珠町161　契約班　電話011―781―8321　内347

(31)　陸上自衛隊第345会計隊
〒073―8510 滝川市泉町236　契約班　電話0125―22―2141　内547

(32)　陸上自衛隊第325会計隊倶知安派遣隊
〒044―0076 虻田郡倶知安町字高砂232―２　契約班　電話0136―22―1195　内463

(33)　陸上自衛隊第332会計隊
〒042―8567 函館市広野町６―18　契約班　電話0138―51―9171　内346

(34)　自衛隊札幌病院
〒005―8543 札幌市南区真駒内17　総務部会計課契約班　電話011―581―3101　内4244

(35)　陸上自衛隊第375会計隊
〒092―8501 網走郡美幌町字田中国有地契約班　電話0152―73―2114　内377

(36)　陸上自衛隊苗穂支処
〒065―0043 札幌市東区苗穂町７―１―１会計課契約班　電話011―711―4251　内282

(37)　陸上自衛隊東北方面会計隊本部
〒983―8580 仙台市宮城野区南目館１―１主任官科　電話022―231―1111　内3508

(38)　陸上自衛隊東北補給処
〒983―8580 仙台市宮城野区南目館１―１調達会計部契約課審査班　電話022―231―1111　内4234

(39)　自衛隊仙台病院
〒983―8580 仙台市宮城野区南目館１―１総務部会計課契約班　電話022―231―1111　内5216

(40)　陸上自衛隊第401会計隊
〒999―3797 東根市神町南３―１―１　契約班　電話0237―48―1151　内5486

⑷1　陸上自衛隊第380会計隊
〒038―0022 青森市浪館字近野45　契約班　電話017―781―0161　内6351
⑷2　陸上自衛隊第416会計隊
〒989―1606 柴田郡柴田町大字船岡字大沼端１－１　契約班　電話0224―55―2301　内353
⑷3　陸上自衛隊第380会計隊弘前派遣隊
〒036―8144 弘前市大字原ヶ平字山中18―117　契約班　電話0172―87―2111　内347
⑷4　陸上自衛隊第384会計隊
〒039―2295 八戸市大字市川町字桔梗野官地　契約班　電話0178―28―3111　内3348
⑷5　陸上自衛隊第389会計隊
〒020―0601 滝沢市後268―433　契約班　電話019―688―4311　内382
⑷6　陸上自衛隊第383会計隊
〒011―8611 秋田市寺内字将軍野１　契約班　電話018―845―0125　内347
⑷7　陸上自衛隊第381会計隊大和派遣隊
〒981―3684 黒川郡大和町吉岡字西原21―９　契約班　電話022―345―2191　内480
⑷8　陸上自衛隊第381会計隊
〒985―0834 多賀城市丸山２－１－１　契約班　電話022―365―2121　内342
⑷9　陸上自衛隊第416会計隊霞目派遣隊
〒984―8580 仙台市若林区霞目１－１－１　契約班　電話022―286―3101　内348
⑸0　陸上自衛隊第387会計隊
〒960―2192 福島市荒井字原宿１　契約班　電話024―593―1212　内564
⑸1　陸上自衛隊第387会計隊郡山派遣隊
〒963―0201 郡山市大槻町字長右エ門林１　契約班　電話024―951―0225　内347
⑸2　陸上自衛隊中央会計隊
〒162―0845 新宿区市谷本村町５－１　契約科契約調整班　電話03－3268－3111　内47578
⑸3　陸上自衛隊東部方面会計隊本部
〒178―8501 練馬区大泉学園町　主任官科　電話048―460―1711　内5381
⑸4　陸上自衛隊補給本部
〒114―8564 北区十条台１－５―70　調達会計部調達管理課審査調整班　電話03―3908―5121　内2521
⑸5　陸上自衛隊関東補給処
〒300―0837 土浦市右籾2410　調達会計部契約課審査班　電話029―842―1211　内2237
⑸6　陸上自衛隊関東補給処松戸支処
〒270―2288 松戸市五香六実17　会計課契約班　電話047―387―2171　内331
⑸7　陸上自衛隊関東補給処古河支処
〒306―0234 古河市上辺見1195　会計課契約班　電話0280―32―4141　内451
⑸8　陸上自衛隊関東補給処用賀支処
〒158―0098 世田谷区上用賀１―20―１　会計課契約班　電話03―3429―5241　内371
⑸9　陸上自衛隊教育訓練研究本部
〒153―8933 目黒区中目黒２－２－１　総合企画部会計課契約班　電話03―5721―7009　内4279
⑹0　陸上自衛隊富士学校
〒410―1432 駿東郡小山町須走481―27　総務部会計課契約班　電話0550―75―2311　内2232
⑹1　陸上自衛隊高射学校
264―8501 千葉市若葉区若松町902　総務部会計課契約班　電話043―422―0221　内439
⑹2　陸上自衛隊施設学校
〒312―0024 ひたちなか市勝倉3433　総務部会計課契約班　電話029―274―3211　内271
⑹3　陸上自衛隊システム通信・サイバー学校
〒239―0828 横須賀市久比里２－１－１　総務部会計課契約班　電話046―841―3300　内619
⑹4　陸上自衛隊後方支援学校武器科部
〒300―0301 稲敷郡阿見町青宿121―１　総務部会計課契約班　電話029―887―1171　内274
⑹5　陸上自衛隊衛生学校
〒154―8566 世田谷区池尻１丁目２―24　総務部会計課契約班　電話03―3411―0151　内2216
⑹6　陸上自衛隊航空学校宇都宮校
〒321―0106 宇都宮市上横田町1360　会計課契約班　電話028―658―2151　内345
⑹7　陸上自衛隊小平学校
〒187―8543 小平市喜平町２－３－１　総務部会計課契約班　電話042―322―0661　内347
⑹8　自衛隊中央病院
〒154―8532 世田谷区池尻１－２―24　総務部会計課契約班　電話03―3411―0151　内6156
⑹9　陸上自衛隊中央輸送隊
〒240―0062 横浜市保土ヶ谷区岡沢町273　会計科契約班　電話045－335－1151　内338
⑺0　陸上自衛隊第316会計隊
〒274―8577 船橋市薬円台３―20―１　契約班　電話047―466―2141　内347
⑺1　陸上自衛隊第341会計隊
〒306―0234 古河市上辺見1195　契約班　電話0280―32―4141　内388
⑺2　陸上自衛隊第433会計隊
〒412―8550 御殿場市中畑2092―２　契約班　電話0550―89―0711　内344
⑺3　陸上自衛隊第316会計隊木更津派遣隊
〒292―8510 木更津市吾妻地先　契約班　電話0438―23―3411　内351
⑺4　陸上自衛隊第338会計隊大宮派遣隊
〒331―8550 さいたま市北区日進町１―40―７　契約班　電話048―663―4241　内382
⑺5　陸上自衛隊第407会計隊
〒238―0317 横須賀市御幸浜１－１　契約班　電話046―856―1291　内347
⑺6　陸上自衛隊第433会計隊北富士派遣隊
〒401―0511 南都留郡忍野村忍草3093　契約班　電話0555―84―3135　内347
⑺7　陸上自衛隊第338会計隊
〒179―8523 練馬区北町４－１－１　契約班　電話03―3933―1161　内2352
⑺8　陸上自衛隊第334会計隊
〒321―0145 宇都宮市茂原１－５―45　契約班　電話028―653―1551　内350
⑺9　陸上自衛隊第335会計隊
〒390―8508 松本市高宮西１－１　契約班　電話0263―26―2766　内341
⑻0　陸上自衛隊第379会計隊
〒943―8501 上越市南城町３－７－１　契約班　電話025―523―5117　内347
⑻1　陸上自衛隊第382会計隊
〒957―8530 新発田市大手町６－４―16　契約班　電話0254―22―3151　内337
⑻2　陸上自衛隊第406会計隊
〒370―3594 北群馬郡榛東村大字新井1017－２　契約班　電話0279―54―2011　内2343
⑻3　陸上自衛隊第431会計隊
〒190―8501 立川市緑町５　契約班　電話042―524―9321　内352
⑻4　陸上自衛隊第413会計隊
〒300―0837 土浦市右籾2410　契約班　電話029―842―1211　内2341
⑻5　陸上自衛隊第441会計隊
〒252―0326 相模原市南区新戸2958　契約班　電話046―253―7670　内2357
⑻6　陸上自衛隊中部方面会計隊本部
〒664―0012 伊丹市緑ヶ丘７－１－１　業務科契約班　電話072―782―0001　内3440
⑻7　陸上自衛隊関西補給処
〒611―0011 宇治市五ヶ庄官有地　調達会計部契約課審査班　電話0774―31―8121　内264
⑻8　陸上自衛隊航空学校
〒519―0596 伊勢市小俣町明野5593―１　総務部会計課契約班　電話0596―37―0111　内235
⑻9　陸上自衛隊第398会計隊八尾派遣隊
〒581―0043 八尾市空港１―81　契約班　電話072―949―5131　内348
⑼0　陸上自衛隊第308会計隊
〒442―0061 豊川市穂ノ原１－１　契約班　電話0533―86―3151　内3337
⑼1　陸上自衛隊第408会計隊
〒463―0067 名古屋市守山区守山３―12―１　契約班　電話052―791―2191　内4347
⑼2　陸上自衛隊第337会計隊
〒514―1118 津市久居新町975　契約班　電話059―255―3133　内349
⑼3　陸上自衛隊第336会計隊
〒921―8520 金沢市野田町１－８　契約班　電話076―241―2171　内349
⑼4　陸上自衛隊第336会計隊鯖江派遣隊
〒916―0001 鯖江市吉江町４－１　契約班　電話0778―51―4675　内347
⑼5　陸上自衛隊第336会計隊富山派遣隊
〒939―1338 砺波市鷹栖出935　契約班　電話0763―33―2392　内347
⑼6　陸上自衛隊第352会計隊
〒664―0014 伊丹市広畑１－１　契約班　電話072―781―0021　内3346

⑼⑺　陸上自衛隊第397会計隊大津派遣隊
〒520―0002 大津市際川１―１―１　契約班　電話077―523―0034　内349
⑼⑻　陸上自衛隊第397会計隊今津派遣隊
〒520―1621 高島市今津町今津平郷国有地契約班　電話0740―22―2581　内348
⑼⑼　陸上自衛隊第397会計隊
〒611―0031 宇治市広野町風呂垣外１―１契約班　電話0774―44―0001　内366
(100)　陸上自衛隊第352会計隊青野原派遣隊
〒675―1351 小野市桜台１　契約班　電話0794―66―7301　内348
(101)　陸上自衛隊関西補給処桂支処
〒615―8103 京都市西京区川島六の坪　総務部会計課契約班　電話075―381―2125　内344
(102)　陸上自衛隊第349会計隊
〒620―8502 福知山市天田無番地　契約班　電話0773―22―4141　内347
(103)　陸上自衛隊第398会計隊
〒594―8502 和泉市伯太町官有地　契約班　電話0725―41―0090　内349
(104)　陸上自衛隊第398会計隊和歌山派遣隊
〒644―0044 日高郡美浜町和田1138　契約班　電話0738―22―2501　内346
(105)　陸上自衛隊第352会計隊姫路派遣隊
〒670―0881 姫路市峰南町１―70　契約班　電話079―222―4001　内347
(106)　陸上自衛隊関西補給処三軒屋弾薬支処
〒700―0001 岡山市北区宿978　会計科契約班　電話086―228―0111　内345
(107)　陸上自衛隊第350会計隊
〒736―0053 安芸郡海田町寿町２―１　契約班　電話082―822―3101　内2341
(108)　陸上自衛隊第356会計隊
〒683―0853 米子市両三柳2603　契約班　電話0859―29―2161　内347
(109)　陸上自衛隊第356会計隊日本原派遣隊
〒708―1393 勝田郡奈義町滝本官有無番地　契約班　電話0868―36―5151　内346
(110)　自衛隊阪神病院
〒666―0024 川西市久代４―１―50　総務部会計課契約班　電話072―782―0001　内5053
(111)　陸上自衛隊第408会計隊春日井派遣隊
〒486―0803 春日井市西山町無番地　契約班　電話0568―81―7183　内346
(112)　陸上自衛隊第356会計隊出雲派遣隊
〒693―0052 出雲市松寄下町1142―１　契約班　電話0853―21―1045　内347
(113)　陸上自衛隊第348会計隊
〒765―0002 善通寺市南町２―１―１　契約班　電話0877―62―2311　内2645
(114)　陸上自衛隊第419会計隊
〒781―5451 香南市香我美町上分3390　契約班　電話0887―56―3471　内347
(115)　陸上自衛隊第358会計隊
〒791―0245 松山市南梅本町乙115　契約班　電話089―975―0911　内348
(116)　陸上自衛隊第322会計隊
〒753―8503 山口市上宇野令784　契約班　電話083―922―2281　内341
(117)　陸上自衛隊西部方面会計隊本部業務科契約班
〒862―0901 熊本市東区東町１―１―１　業務科契約班　電話096―368―5111　内3585
(118)　陸上自衛隊九州補給処
〒842―0032 神埼郡吉野ヶ里町立野７―１　調達会計部契約課審査班　電話0952―52―2161　内2314
(119)　陸上自衛隊幹部候補生学校
〒839―8505 久留米市高良内町2728　総務部会計課契約班　電話0942―43―5215　内218
(120)　陸上自衛隊第366会計隊小倉派遣隊
〒802―8567 北九州市小倉南区北方５―１―１　契約班　電話093―962―7681　内348
(121)　陸上自衛隊第392会計隊
〒861―8064 熊本市北区八景水谷２―17―１　契約班　電話096―343―3141　内3348
(122)　陸上自衛隊第373会計隊
〒885―0086 都城市久保原町１街区12　契約班　電話0986―23―3944　内346
(123)　陸上自衛隊第364会計隊
〒899―4392 霧島市国分福島２―４―14　契約班　電話0995―46―0350　内635
(124)　陸上自衛隊第430会計隊
〒901―0192 那覇市鏡水679　契約班　電話098―857―1155　内2403
(125)　自衛隊福岡病院
〒816―0826 春日市小倉東１―61　総務部会計課契約班　電話092―581―0431　内317
(126)　自衛隊熊本病院
〒862―0902 熊本市東区東本町15―１　総務部会計課契約班　電話096―368―5113　内5522
(127)　陸上自衛隊第364会計隊川内派遣隊
〒895―0053 薩摩川内市冷水町539―２　契約班　電話0996―20―3900　内376
(128)　陸上自衛隊第364会計隊えびの派遣隊
〒889―4314 えびの市大字大河平4455―１　契約班　電話0984―33―3904　内347
(129)　陸上自衛隊九州補給処健軍支処
〒862―0901 熊本市東区東町１―１―１　会計課契約班　電話096―368―5111　内3601
(130)　陸上自衛隊第366会計隊
〒816―8666 春日市大和町５―12　契約班　電話092―591―1020　内5348
(131)　陸上自衛隊第366会計隊飯塚派遣隊
〒820―0064 飯塚市津島282　契約班　電話0948―22―7651　内385
(132)　陸上自衛隊第436会計隊
〒817―0005 対馬市厳原町桟原38　契約班　電話0920―52―0791　内348
(133)　陸上自衛隊第404会計隊湯布院派遣隊
〒879―5102 由布市湯布院町川上941　契約班　電話0977―84―2111　内348
(134)　陸上自衛隊第404会計隊
〒874―0849 別府市大字鶴見4548―143　契約班　電話0977―22―4311　内348
(135)　陸上自衛隊第404会計隊玖珠派遣隊
〒879―4403 玖珠郡玖珠町大字帆足2494　契約班　電話0973―72―1116　内349
(136)　陸上自衛隊第361会計隊久留米派遣隊
〒839―8504 久留米市国分町100　契約班　電話0942―43―5391　内348
(137)　陸上自衛隊第361会計隊
〒838―0193 小郡市小郡2277　契約班　電話0942―72―3161　内346
(138)　陸上自衛隊第363会計隊
〒858―8555 佐世保市大潟町678　契約班　電話0956―47―2166　内2347
(139)　陸上自衛隊第363会計隊大村派遣隊
〒856―8516 大村市西乾馬場町416　契約班　電話0957―52―2131　内347
(140)　海上自衛隊横須賀地方総監部
〒238―0046 横須賀市西逸見町１丁目無番地　経理部契約課審査係　電話046―822―3500　内2255
(141)　海上自衛隊呉地方総監部
〒737―8554 呉市幸町８―１　経理部契約課審査係　電話0823―22―5511　内2254
(142)　海上自衛隊佐世保地方総監部
〒857―8567 佐世保市平瀬町18　経理部契約課審査係　電話0956―23―7111　内3252
(143)　海上自衛隊舞鶴地方総監部
〒625―8510 舞鶴市字余部下1190　経理部契約課審査係　電話0773―62―2250　内2255
(144)　海上自衛隊大湊地区総監部
〒035―8511 むつ市大湊町４―１　経理部契約課審査係　電話0175―24―1111　内2253
(145)　海上自衛隊補給本部
〒114―8565 北区十条台１―５―70　経理部契約課契約管理班　電話03―3908―5121　内5638
(146)　海上自衛隊艦船補給処
〒237―0071 横須賀市田浦港町無番地　管理部契約課審査係　電話046―822―3500　内6316
(147)　海上自衛隊航空補給処
〒292―8686 木更津市江川無番地　管理部契約課審査係　電話0438―23―2361　内5085
(148)　海上自衛隊阪神基地隊
〒658―0024 神戸市東灘区魚崎浜町37　経理科契約係　電話078―441―1001　内244
(149)　海上自衛隊下関基地隊
〒759―6592 下関市永田本町４―８―１　経理科契約係　電話0832―86―2323　内242
(150)　海上自衛隊沖縄基地隊
〒904―2394 うるま市勝連平敷屋1920　経理科契約係　電話098―978―2342　内242
(151)　海上自衛隊函館基地隊
〒040―0052 函館市大町10―３　経理科契約係　電話0138―23―4241　内245
(152)　海上自衛隊第24航空隊
〒773―8601 小松島市和田島町字洲端４―３　小松島航空基地隊経理班契約係　電話0885―37―2111　内575
(153)　海上自衛隊鹿屋航空基地隊
〒893―8510 鹿屋市西原３―11―２　経理隊契約班　電話0994―43―3111　内2445

(154)　海上自衛隊八戸航空基地隊
〒039―1180 八戸市大字河原木字高館　経理隊契約班　電話0178―28―3011　内2445
(155)　海上自衛隊厚木航空基地隊
〒252―1101 綾瀬市無番地　経理隊契約班　電話0467―78―8611　内2446
(156)　海上自衛隊那覇航空基地隊
〒901―0193 那覇市字当間252　経理隊契約班　電話098―857―1191　内5465
(157)　海上自衛隊館山航空基地隊
〒294―8501 館山市宮城無番地　経理隊契約班　電話0470―22―3191　内243
(158)　海上自衛隊大村航空基地隊
〒856―8585 大村市今津町10　経理隊契約班　電話0957―52―3131　内684
(159)　海上自衛隊岩国航空基地隊
〒740―8555 岩国市三角町２丁目　経理隊契約班　電話0827―22―3181　内6445
(160)　海上自衛隊下総航空基地隊
〒277―0931 柏市藤ヶ谷1614―１　経理隊契約班　電話04―7191―2321　内2246
(161)　海上自衛隊徳島航空基地隊
〒771―0292 板野郡松茂町住吉字住吉開拓38　経理隊契約班　電話088―699―5111　内3444
(162)　海上自衛隊小月航空基地隊
〒750―1196 下関市松屋本町３―２―１　経理隊契約班　電話0832―82―1180　内244
(163)　航空自衛隊第２航空団
〒066―0044 千歳市平和無番地　基地業務群会計隊契約班　電話0123―23―3101　内2753
(164)　航空自衛隊第３航空団
〒033―8604 三沢市後久保125―７　基地業務群会計隊契約班　電話0176―53―4121　内3287
(165)　航空自衛隊第６航空団
〒923―0961 小松市向本折町戊267　基地業務群会計隊契約班　電話0761―22―2101　内239
(166)　航空自衛隊第７航空団
〒311―3415 小美玉市百里170　基地業務群会計隊契約班　電話0299―52―1331　内2287
(167)　航空自衛隊中部航空警戒管制団
〒350―1324 狭山市稲荷山２―３　基地業務群会計隊契約班　電話04―2953―6131　内2738
(168)　航空自衛隊第５航空団
〒889―1492 児湯郡新富町大字新田19581　基地業務群会計隊契約班　電話0983―35―1121　内5733
(169)　航空自衛隊第８航空団
〒829―0151 築上郡築上町大字西八田番地不詳　基地業務群会計隊契約班　電話0930―56―1150　内3468
(170)　航空自衛隊西部航空警戒管制団
〒816―0804 春日市原町３―１―１　基地業務群会計隊契約班　電話092―581―4031　内2894
(171)　航空自衛隊第９航空団
〒901―0194 那覇市字当間301　基地業務群会計隊契約班　電話098―857―1191　内3287
(172)　航空自衛隊第１輸送航空隊
〒485―0025 小牧市春日寺１―１　基地業務群会計隊契約班　電話0568―76―2191　内4296
(173)　航空自衛隊第３輸送航空隊
〒684―0053 境港市小篠津町2258　基地業務群会計隊契約班　電話0859―45―0211　内287
(174)　航空自衛隊秋田救難隊
〒010―1211 秋田市雄和椿川字山籠23―26　基地業務小隊会計班契約係　電話018―886―3320　内254
(175)　航空自衛隊新潟救難隊
〒950―0031 新潟市東区船江町３―135　基地業務小隊会計班契約係　電話025―273―9211　内272
(176)　航空自衛隊第１航空団
〒432―8551 浜松市中央区西山町無番地　基地業務群会計隊契約班　電話053―472―1111　内3765
(177)　航空自衛隊第４航空団
〒981―0503 東松島市矢本字板取85　基地業務群会計隊契約班　電話0225―82―2111　内287
(178)　航空自衛隊第11飛行教育団
〒421―0201 焼津市上小杉1602　基地業務群会計隊契約班　電話054―622―1234　内5580
(179)　航空自衛隊第12飛行教育団
〒747―8567 防府市大字田島無番地防府北基地　基地業務群会計隊契約班　電話0835―22―1950　内5287
(180)　航空自衛隊航空教育隊
〒747―8555 防府市大字田島無番地防府南基地　基地業務群会計隊契約班　電話0835―22―1950　内487
(181)　航空自衛隊幹部候補生学校
〒630―8522 奈良市法華寺町1578　業務部会計課契約班　電話0742―33―3951　内286
(182)　航空自衛隊第３術科学校
〒807―0133 遠賀郡芦屋町大字芦屋1455―１　業務部会計課契約班　電話093―223―0981　内287
(183)　航空自衛隊第４術科学校
〒360―8580 熊谷市拾六間839　業務部会計課契約班　電話048―532―3554　内286
(184)　航空自衛隊第４補給処木更津支処
〒292―0061 木更津市巌根１―４―１　業務課会計班契約係　電話0438―41―1111　内287
(185)　航空自衛隊第２補給処十条支処
〒114―8566 北区十条台１―５―70　業務課会計班契約係　電話03―3908―5121　内7847
(186)　航空自衛隊第２補給処十条支処
〒114―8566 北区十条台１―５―70　調達課調達管理班調整係　電話03―3908―5121　内7626
(187)　航空自衛隊第２補給処
〒504―8701 各務原市那加官有地無番地　業務部会計課契約班　電話058―382―1101　内2885
(188)　航空自衛隊第２補給処
〒504―8701 各務原市那加官有地無番地　調達部調達管理課管理班　電話058―382―1101　内2612
(189)　航空自衛隊第３補給処
〒350―1394 狭山市稲荷山２―３　調達部調達管理課管理班　電話04―2953―6131　内3342
(190)　航空自衛隊第４補給処
〒350―1394 狭山市稲荷山２―３　調達部契約課契約１班　電話04―2953―6131　内4283
(191)　航空自衛隊航空気象群
〒183―0001 府中市浅間町１―５―５　基地業務隊会計小隊契約班　電話042―362―2971　内2248
(192)　航空自衛隊航空中央業務隊
〒162―8804 新宿区市谷本村町５―１　会計科契約１班　電話03―3268―3111　内67028
(193)　航空自衛隊幹部学校
〒153―0061 目黒区中目黒２―２―１　業務部会計課契約班　電話03―5721―7014　内2574
(194)　防衛装備庁
〒162―8870 新宿区市谷本村町５―１　長官官房会計官付経理室契約係　電話03―3268―3111　内35864
(195)　防衛装備庁
〒162―8870 新宿区市谷本村町５―１　調達管理部調達企画課調達管理室　電話03―3268―3111　内35315
(196)　陸上自衛隊第345会計隊岩見沢派遣隊
〒068―0822 岩見沢市日の出台４―313契約班　電話0126―22―1001　内349
(197)　陸上自衛隊第323会計隊北恵庭派遣隊
〒061―1423 恵庭市柏木町531　契約班　電話0123―32―2101　内348
(198)　陸上自衛隊第345会計隊美唄派遣隊
〒072―0821 美唄市南美唄町上１条４丁目　契約班　電話0126―62―7141　内346
(199)　陸上自衛隊第342会計隊稚内派遣隊
〒097―0025 稚内市恵比須５―２―１　契約班　電話0162―23―5377　内345
(200)　陸上自衛隊第348会計隊徳島派遣隊
〒779―1116 阿南市那賀川町小延413―１　契約班　電話0884―42―0991　内347
(201)　航空自衛隊作戦システム運用隊
〒197―8503 福生市大字福生2552　基地業務隊会計小隊契約班　電話042―553―6611　内2248
(202)　陸上自衛隊第442会計隊
〒907―1801 八重山郡与那国町字与那国3765―１　契約班　電話0980―87―3771　内347
(203)　陸上自衛隊第363会計隊竹松派遣隊
〒856―0806 大村市富の原１―1000　契約班　電話0957―52―3141　内343

(204)　陸上自衛隊第443会計隊
〒894―0001 奄美市名瀬大字大熊266番49
契約班　電話0997―54―1060　内354
(205)　陸上自衛隊第444会計隊
〒906―0201 宮古島市上野字野原83―５
契約班　電話0980―76―6661　内344
(206)　自衛隊那覇病院
〒901―0197 那覇市赤嶺322　会計課　電話0988―57―1155　内3942
(207)　陸上自衛隊第445会計隊
〒907―0003 石垣市平得1273―404　契約班　電話0980―98―0008　内345
(208)　総務本省
〒100―8926 千代田区霞が関２―１―２
大臣官房会計課契約第一係　電話03―5253―5111　内5132
(209)　法務本省
〒100―8977 千代田区霞が関１―１―１
官房会計課調達係　電話03―3580―4111　内2199
(210)　東京法務局
〒102―8225 千代田区九段南１―１―15
総務部会計課主計係　電話03―5213―1234
(211)　大阪法務局
〒540―8544 大阪市中央区大手前３―１―41大手前合同庁舎　総務部会計課　電話06―6942―1481
(212)　名古屋法務局
〒460―8513 名古屋市中区三の丸２―２―１　会計課　電話052―952―8111
(213)　広島法務局
〒730―8536 広島市中区上八丁堀６―30
会計課　電話082―228―5201
(214)　福岡法務局
〒810―8513 福岡市中央区舞鶴３―５―25
会計課　電話092―721―4570
(215)　仙台法務局
〒980―8601 仙台市青葉区春日町７―25仙台第３法務総合庁舎　会計課　電話022―225―5654
(216)　札幌法務局
〒060―0808 札幌市北区北８条西２―１―１　会計課　電話011―709―2311
(217)　高松法務局
〒760―8508 高松市丸の内１―１　会計課
電話087―821―6191
(218)　横浜地方法務局
〒231―8411 横浜市中区北仲通５―57　会計課　電話045―641―7461
(219)　さいたま地方法務局
〒338―8513 さいたま市中央区下落合５―12―１　会計課　電話048―851―1000
(220)　千葉地方法務局
〒260―8518 千葉市中央区中央港１―11―３　会計課　電話043―302―1311
(221)　水戸地方法務局
〒310―0061 水戸市北見町１―１水戸法務総合庁舎２階　会計課　電話029―227―9911
(222)　宇都宮地方法務局
〒320―8515 宇都宮市小幡２―１―11　会計課　電話028―623―6333
(223)　前橋地方法務局
〒371―8535 前橋市大手町２―３―１　会計課　電話027―221―4466
(224)　静岡地方法務局
〒420―8650 静岡市葵区追手町９―50　会計課　電話054―254―3555
(225)　甲府地方法務局
〒400―8520 甲府市丸の内１―１―18　会計課　電話055―252―7151
(226)　長野地方法務局
〒380―0846 長野市旭町1108　会計課　電話026―235―6611
(227)　新潟地方法務局
〒951―8504 新潟市中央区西大畑町5191
会計課　電話025―222―1561
(228)　京都地方法務局
〒602―8577 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197　会計課　電話075―231―0131
(229)　神戸地方法務局
〒650―0042 神戸市中央区波止場町１―１
会計課　電話078―392―1821
(230)　奈良地方法務局
〒630―8301 奈良市高畑町552　会計課
電話0742―23―5534
(231)　大津地方法務局
〒520―8516 大津市京町３―１―１　会計課　電話077―522―4671
(232)　和歌山地方法務局
〒640―8552 和歌山市二番丁３　会計課
電話073―422―5131
(233)　津地方法務局
〒514―8503 津市丸之内26―８　会計課
電話059―228―4191
(234)　岐阜地方法務局
〒500―8729 岐阜市金竜町５―13　会計課
電話058―245―3181
(235)　福井地方法務局
〒910―8504 福井市春山１―１―54　会計課　電話0776―22―5090
(236)　金沢地方法務局
〒921―8505 金沢市新神田４―３―10　会計課　電話076―292―7810
(237)　富山地方法務局
〒930―0856 富山市牛島新町11―７　会計課　電話076―441―0550
(238)　山口地方法務局
〒753―8577 山口市中河原町６―16　会計課　電話083―922―2295
(239)　岡山地方法務局
〒700―8616 岡山市北区南方１―３―58
会計課　電話086―224―5656
(240)　鳥取地方法務局
〒680―0011 鳥取市東町２―302　会計課
電話0857―22―2191
(241)　松江地方法務局
〒690―0886 松江市母衣町50　会計課　電話0852―32―4200
(242)　佐賀地方法務局
〒840―0041 佐賀市城内２―10―20　会計課　電話0952―26―2148
(243)　長崎地方法務局
〒850―8507 長崎市万才町８―16　会計課
電話095―826―8127
(244)　大分地方法務局
〒870―8513 大分市荷揚町７―５　会計課
電話097―532―3161
(245)　熊本地方法務局
〒862―0971 熊本市中央区大江３―１―53
会計課　電話096―364―2145
(246)　鹿児島地方法務局
〒892―8511 鹿児島市山下町13―10鹿児島第３地方合同庁舎　会計課　電話099―219―2100
(247)　宮崎地方法務局
〒880―8513 宮崎市別府町１―１　会計課
電話0985―22―5124
(248)　那覇地方法務局
〒900―8544 那覇市樋川１―15―15　会計課　電話098―854―7950
(249)　福島地方法務局
〒960―8021 福島市霞町１―46　会計課
電話024―534―1111
(250)　山形地方法務局
〒990―0041 山形市緑町１―５―48　会計課　電話023―625―1321
(251)　盛岡地方法務局
〒020―0045 盛岡市盛岡駅西通１―９―15
会計課　電話019―624―1141
(252)　秋田地方法務局
〒010―0951 秋田市山王７―１―３　会計課　電話018―862―6531
(253)　青森地方法務局
〒030―8511 青森市長島１―３―５　会計課　電話017―776―6231
(254)　函館地方法務局
〒040―8533 函館市新川町25―18　会計課
電話0138―23―7511
(255)　旭川地方法務局
〒078―8502 旭川市宮前１条３―３―15
会計課　電話0166―38―1111
(256)　釧路地方法務局
〒085―8522 釧路市幸町10―３　会計課
電話0154―31―5000
(257)　徳島地方法務局
〒770―8512 徳島市徳島町２―17　会計課
電話088―622―4171
(258)　高知地方法務局
〒780―8509 高知市栄田町２―２―10　会計課　電話088―822―3331
(259)　松山地方法務局
〒790―8505 松山市宮田町188―６　会計課　電話089―932―0888
(260)　最高検察庁
〒100―0013 千代田区霞が関１―１―１
事務局会計課　電話03―3592―5611
(261)　東京高等検察庁
〒100―8904 千代田区霞が関１―１―１
事務局会計課　電話03―3592―5611
(262)　大阪高等検察庁
〒553―8511 大阪市福島区福島１―１―60
事務局会計課　電話06―4796―2100

△

○

(263)　名古屋高等検察庁
〒460―0001 名古屋市中区三の丸４―３―１　事務局会計課　電話052―951―1581
(264)　広島高等検察庁
〒730―0012 広島市中区上八丁堀２―31　事務局会計課　電話082―221―2451
(265)　福岡高等検察庁
〒810―0044 福岡市中央区六本松４―２―３　事務局会計課　電話092―734―9000
(266)　仙台高等検察庁
〒980―0812 仙台市青葉区片平１―３―１　事務局会計課　電話022―222―6153
(267)　札幌高等検察庁
〒060―0042 札幌市中央区大通西12　事務局会計課　電話011―261―9311
(268)　高松高等検察庁
〒760―0033 高松市丸の内１―１　事務局会計課　電話087―821―5631
(269)　東京地方検察庁
〒100―8903 千代田区霞が関１―１―１　事務局用度課　電話03―3592―5611
(270)　横浜地方検察庁
〒231―0021 横浜市中区日本大通９　事務局会計課　電話045―211―7600
(271)　さいたま地方検察庁
〒330―8572 さいたま市浦和区高砂３―16―58　事務局会計課　電話048―863―2221
(272)　千葉地方検察庁
〒260―8620 千葉市中央区中央４―11―１　事務局会計課　電話043―221―2071
(273)　水戸地方検察庁
〒310―8540 水戸市北見町１―１　事務局会計課　電話029―221―2196
(274)　宇都宮地方検察庁
〒320―0036 宇都宮市小幡２―１―11　事務局会計課　電話028―621―2525
(275)　前橋地方検察庁
〒371―8550 前橋市大手町３―２―１　事務局会計課　電話027―235―7800
(276)　静岡地方検察庁
〒420―8611 静岡市葵区追手町９―45　事務局会計課　電話054―252―5135
(277)　甲府地方検察庁
〒400―8556 甲府市中央１―11―８　事務局会計課　電話055―235―7231
(278)　長野地方検察庁
〒380―0846 長野市大字長野旭町1108　事務局会計課　電話026―232―8191
(279)　新潟地方検察庁
〒951―8502 新潟市中央区西大畑町5191　事務局会計課　電話025―222―1521
(280)　大阪地方検察庁
〒553―8512 大阪市福島区福島１―１―60　事務局用度課　電話06―4796―2200
(281)　京都地方検察庁
〒602―8510 京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82　事務局会計課　電話075―441―9131
(282)　神戸地方検察庁
〒650―0016 神戸市中央区橘通１―４―１　事務局会計課　電話078―367―6100
(283)　奈良地方検察庁
〒630―8213 奈良市登大路町１―１　事務局会計課　電話0742―27―6821
(284)　大津地方検察庁
〒520―8512 大津市京町３―１―１　事務局会計課　電話077―527―5120
(285)　和歌山地方検察庁
〒640―8586 和歌山市二番丁３　事務局会計課　電話073―422―4161
(286)　名古屋地方検察庁
〒460―8523 名古屋市中区三の丸４―３―１　事務局会計課　電話052―951―1481
(287)　津地方検察庁
〒514―8512 津市中央３―12　事務局会計課　電話059―228―4121
(288)　岐阜地方検察庁
〒500―8812 岐阜市美江寺町２―８　事務局会計課　電話058―262―5111
(289)　福井地方検察庁
〒910―8583 福井市春山１―１―54　事務局会計課　電話0776―28―8721
(290)　金沢地方検察庁
〒920―0912 金沢市大手町６―15　事務局会計課　電話076―221―3161
(291)　富山地方検察庁
〒939―8510 富山市西田地方町２―９―16　事務局会計課　電話076―421―4106
(292)　広島地方検察庁
〒730―8539 広島市中区上八丁堀２―31　事務局会計課　電話082―221―2453

○

(293)　山口地方検察庁
〒753―0048 山口市駅通り１―１―２　事務局会計課　電話083―922―1440
(294)　岡山地方検察庁
〒700―0807 岡山市北区南方１―８―１　事務局会計課　電話086―224―5651
(295)　鳥取地方検察庁
〒680―0022 鳥取市西町３―201　事務局会計課　電話0857―22―4171
(296)　松江地方検察庁
〒690―0886 松江市母衣町50　事務局会計課　電話0852―32―6700
(297)　福岡地方検察庁
〒810―8651 福岡市中央区六本松４―２―３　事務局会計課　電話092―734―9090
(298)　佐賀地方検察庁
〒840―0833 佐賀市中の小路５―25　事務局会計課　電話0952―22―4185
(299)　長崎地方検察庁
〒850―8560 長崎市万才町９―33　事務局会計課　電話095―822―4267
(300)　大分地方検察庁
〒870―8510 大分市荷揚町７―５　事務局会計課　電話097―534―4100
(301)　熊本地方検察庁
〒860―0078 熊本市中央区京町１―12―11　事務局会計課　電話096―323―9030
(302)　鹿児島地方検察庁
〒892―0816 鹿児島市山下町13―10　事務局会計課　電話099―226―0611
(303)　宮崎地方検察庁
〒880―8566 宮崎市別府町１―１　事務局会計課　電話0985―29―2131
(304)　那覇地方検察庁
〒900―8578 那覇市樋川１―15―15　事務局会計課　電話098―835―9200
(305)　仙台地方検察庁
〒980―0812 仙台市青葉区片平１―３―１　事務局会計課　電話022―222―6151
(306)　福島地方検察庁
〒960―8017 福島市狐塚17　事務局会計課　電話024―534―5131
(307)　山形地方検察庁
〒990―0046 山形市大手町１―32　事務局会計課　電話023―622―5196
(308)　盛岡地方検察庁
〒020―0023 盛岡市内丸８―20　事務局会計課　電話019―622―6195
(309)　秋田地方検察庁
〒010―0951 秋田市山王７―１―２　事務局会計課　電話018―862―5581
(310)　青森地方検察庁
〒030―8545 青森市長島１―３―25　事務局会計課　電話017―722―5211
(311)　札幌地方検察庁
〒060―0042 札幌市中央区大通西12　事務局会計課　電話011―261―9313
(312)　函館地方検察庁
〒040―0031 函館市上新川町１―13　事務局会計課　電話0138―41―1231
(313)　旭川地方検察庁
〒070―8636 旭川市花咲町４　事務局会計課　電話0166―51―6231
(314)　釧路地方検察庁
〒085―8557 釧路市柏木町５―７　事務局会計課　電話0154―41―6151
(315)　高松地方検察庁
〒760―0033 高松市丸の内１―１　事務局会計課　電話087―822―5155
(316)　徳島地方検察庁
〒770―0852 徳島市徳島町２―17　事務局会計課　電話088―652―5191
(317)　高知地方検察庁
〒780―8554 高知市丸ノ内１―４―１　事務局会計課　電話088―872―9191
(318)　松山地方検察庁
〒790―8575 松山市一番町４―４―１　事務局会計課　電話089―935―6111
(319)　関東矯正管区
〒330―9723 さいたま市中央区新都心２―１　総務企画部総務課　電話048―600―1500
(320)　近畿矯正管区
〒540―0008 大阪市中央区大手前４―１―67　総務企画部総務課　電話06―6941―5751
(321)　中部矯正管区
〒461―0011 名古屋市東区白壁１―15―１　総務企画部総務課　電話052―971―5961
(322)　中国矯正管区
〒730―0012 広島市中区上八丁堀６―30広島合同庁舎４号館８階　総務企画部総務課　電話082―223―8161

(323)　九州矯正管区
〒813―0036 福岡市東区若宮５―３―53 総務企画部総務課　電話092―661―1137
(324)　東北矯正管区
〒984―0825 仙台市若林区古城３―23―１ 総務企画部総務課　電話022―286―0111
(325)　北海道矯正管区
〒007―0801 札幌市東区東苗穂１条２―５―５　総務企画部総務課　電話011―783―3911
(326)　四国矯正管区
〒760―0033 高松市丸の内１―１　総務企画部総務課　電話087―822―4455
(327)　東京拘置所
〒124―8565 葛飾区小菅１―35―１　総務部用度課　電話03―3690―6681
(328)　大阪拘置所
〒534―8585 大阪市都島区友渕町１―２―５　総務部用度課　電話06―6921―0371
(329)　京都拘置所
〒612―8418 京都市伏見区竹田向代町138 総務部用度課　電話075―681―0501
(330)　神戸拘置所
〒651―1124 神戸市北区ひよどり北町２―１　総務部用度課　電話078―743―3663
(331)　名古屋拘置所
〒461―8586 名古屋市東区白壁１―１　総務部用度課　電話052―951―8586
(332)　広島拘置所
〒730―0012 広島市中区上八丁堀２―６ 総務部用度課　電話082―228―4851
(333)　福岡拘置所
〒814―8503 福岡市早良区百道２―16―10 総務部用度課　電話092―821―0636
(334)　府中刑務所
〒183―8523 府中市晴見町４―10　総務部用度課　電話042―362―3101
(335)　横浜刑務所
〒233―8501 横浜市港南区港南４―２―２ 総務部用度課　電話045―842―0161
(336)　千葉刑務所
〒264―8585 千葉市若葉区貝塚町192　総務部用度課　電話043―231―1191
(337)　市原刑務所
〒290―0204 市原市磯ヶ谷11―１　総務部用度課　電話0436―36―2351
(338)　栃木刑務所
〒328―8550 栃木市惣社町2484　総務部用度課　電話0282―27―1885
(339)　前橋刑務所
〒371―0805 前橋市南町１―23―７　総務部用度課　電話027―221―4247
(340)　静岡刑務所
〒420―0801 静岡市葵区東千代田３―１―１　総務部用度課　電話054―261―0117
(341)　甲府刑務所
〒400―0056 甲府市堀之内町500　総務部用度課　電話055―241―8311
(342)　長野刑務所
〒382―8633 須坂市馬場町1200　総務部用度課　電話026―245―0900
(343)　新潟刑務所
〒950―8721 新潟市江南区山二ツ381―４ 総務部用度課　電話025―286―8221
(344)　大阪刑務所
〒590―0014 堺市堺区田出井町６―１　総務部用度課　電話072―238―8261
(345)　京都刑務所
〒607―8144 京都市山科区東野井ノ上町20 総務部用度課　電話075―581―2171
(346)　神戸刑務所
〒674―0061 明石市大久保町森田120　総務部用度課　電話078―936―0911
(347)　加古川刑務所
〒675―0061 加古川市加古川町大野1530 総務部用度課　電話079―424―3441
(348)　和歌山刑務所
〒640―8507 和歌山市加納383　総務部用度課　電話073―471―2231
(349)　名古屋刑務所
〒470―0208 みよし市ひばりヶ丘１―１ 総務部用度課　電話0561―36―2251
(350)　岡崎医療刑務所
〒444―0823 岡崎市上地４―24―16　総務部用度課　電話0564―51―9629
(351)　三重刑務所
〒514―0837 津市修成町16―１　総務部用度課　電話059―228―2161
(352)　岐阜刑務所
〒501―1183 岐阜市則松１―34―１　総務部用度課　電話058―239―9821
(353)　笠松刑務所
〒501―6095 羽島郡笠松町中川町23　総務部用度課　電話058―387―2175
(354)　福井刑務所
〒918―8101 福井市一本木町52　総務部用度課　電話0776―36―3220
(355)　金沢刑務所
〒920―1182 金沢市田上町公１　総務部用度課　電話076―231―4291
(356)　富山刑務所
〒939―8251 富山市西荒屋285―１　総務部用度課　電話076―429―3741
(357)　広島刑務所
〒730―8651 広島市中区吉島町13―114 総務部用度課　電話082―241―8601
(358)　山口刑務所
〒753―8525 山口市松美町３―75　総務部用度課　電話083―922―1450
(359)　岩国刑務所
〒741―0061 岩国市錦見６―11―29　総務部用度課　電話0827―41―0136
(360)　岡山刑務所
〒701―2141 岡山市北区牟佐765　総務部用度課　電話086―229―2531
(361)　鳥取刑務所
〒680―1192 鳥取市下味野719　総務部用度課　電話0857―53―4191
(362)　松江刑務所
〒690―8554 松江市西川津町67　総務部用度課　電話0852―23―2222
(363)　福岡刑務所
〒811―2126 糟屋郡宇美町障子岳南６―１―１　総務部用度課　電話092―932―0395
(364)　北九州医療刑務所
〒802―0837 北九州市小倉南区葉山町１―１―１　総務部用度課　電話093―963―8131
(365)　麓刑務所
〒841―0084 鳥栖市山浦町2635　総務部用度課　電話0942―82―2121
(366)　長崎刑務所
〒854―0053 諫早市小川町1650　総務部用度課　電話0957―22―1330
(367)　大分刑務所
〒870―8588 大分市畑中５―４―１　総務部用度課　電話097―543―5177
(368)　熊本刑務所
〒862―0970 熊本市中央区渡鹿７―12―１ 総務部用度課　電話096―364―3165
(369)　鹿児島刑務所
〒899―6193 姶良郡湧水町中津川1733　総務部用度課　電話0995―75―2025
(370)　沖縄刑務所
〒901―1514 南城市知念字具志堅330　総務部用度課　電話098―948―1096
(371)　宮城刑務所
〒984―8523 仙台市若林区古城２―３―１ 総務部用度課　電話022―286―3111　内233
(372)　福島刑務所
〒960―8254 福島市南沢又字上原１　総務部用度課　電話024―557―2222
(373)　山形刑務所
〒990―2162 山形市あけぼの２―１―１ 総務部用度課　電話023―686―2111
(374)　秋田刑務所
〒010―0948 秋田市川尻新川町１―１　総務部用度課　電話018―862―6581
(375)　青森刑務所
〒030―0111 青森市大字荒川字藤戸88　総務部用度課　電話017―739―2101
(376)　札幌刑務所
〒007―8601 札幌市東区東苗穂２条１―５―１　総務部用度課　電話011―781―2011
(377)　月形刑務所
〒061―0595 樺戸郡月形町1011　総務部用度課　電話0126―53―3060
(378)　旭川刑務所
〒071―8153 旭川市東鷹栖３線20―620 総務部用度課　電話0166―57―2511
(379)　帯広刑務所
〒089―1192 帯広市別府町南13―33　総務部用度課　電話0155―48―7111
(380)　網走刑務所
〒093―0088 網走市三眺官有無番地　総務部用度課　電話0152―43―3167
(381)　高松刑務所
〒760―0067 高松市松福町２―16―63　総務部用度課　電話087―821―6116
(382)　徳島刑務所
〒779―3133 徳島市入田町大久200―１ 総務部用度課　電話088―644―0111

(383)　高知刑務所
〒781―5101 高知市布師田3604―１　総務部用度課　電話088―866―5454
(384)　松山刑務所
〒791―0293 東温市見奈良1243―２　総務部用度課　電話089―964―3355
(385)　川越少年刑務所
〒350―1162 川越市南大塚６―40―１　総務部用度課　電話049―242―0222
(386)　水戸刑務所
〒312―0033 ひたちなか市市毛847　総務部用度課　電話029―272―2424
(387)　松本少年刑務所
〒390―0871 松本市桐３―９―４　総務部用度課　電話0263―32―3091
(388)　姫路少年刑務所
〒670―0028 姫路市岩端町438　総務部用度課　電話079―296―1020　内232
(389)　佐賀少年刑務所
〒840―0856 佐賀市新生町２―１　総務部用度課　電話0952―24―3291
(390)　盛岡少年刑務所
〒020―0102 盛岡市上田字松屋敷11―11　総務部用度課　電話019―662―9221
(391)　函館少年刑務所
〒042―8639 函館市金堀町６―11　総務部用度課　電話0138―51―0185
(392)　多摩少年院
〒193―0932 八王子市緑町670　庶務課　電話042―622―5219
(393)　愛光女子学園
〒201―0001 狛江市西野川３―14―26　庶務課　電話03―3480―2178
(394)　久里浜少年院
〒239―0826 横須賀市長瀬３―12―１　庶務課　電話046―841―2585
(395)　八街少年院
〒289―1123 八街市滝台1766　庶務課　電話043―445―3787
(396)　水府学院
〒311―3104 東茨城郡茨城町駒渡1084―１　庶務課　電話029―292―0054
(397)　茨城農芸学院
〒300―1288 牛久市久野町1722―１　庶務課　電話029―875―1114
(398)　喜連川少年院
〒329―1412 さくら市喜連川3475―１　庶務課　電話028―686―3020
(399)　赤城少年院
〒371―0222 前橋市上大屋町60　庶務課　電話027―283―2020
(400)　榛名女子学園
〒370―3503 北群馬郡榛東村新井1027―１　庶務課　電話0279―54―3232
(401)　駿府学園
〒421―2118 静岡市葵区内牧118　庶務課　電話054―296―1661
(402)　有明高原寮
〒399―8301 安曇野市穂高有明7299　庶務課　電話0263―83―2204
(403)　新潟少年学院
〒940―0828 長岡市御山町117―13　庶務課　電話0258―35―0118
(404)　浪速少年院
〒567―0071 茨木市郡山１―10―17　庶務課　電話072―643―5065
(405)　交野女子学院
〒576―0053 交野市郡津２―45―１　庶務課　電話072―891―1132
(406)　和泉学園
〒599―0231 阪南市貝掛1096　庶務課　電話072―476―5221
(407)　京都医療少年院
〒611―0002 宇治市木幡平尾４　庶務課　電話0774―31―8101
(408)　加古川学園
〒675―1201 加古川市八幡町宗佐544　庶務課　電話079―438―0353
(409)　奈良少年院
〒631―0811 奈良市秋篠町1122　庶務課　電話0742―45―4681
(410)　瀬戸少年院
〒489―0988 瀬戸市東山町14　庶務課　電話0561―82―3195
(411)　愛知少年院
〒470―0343 豊田市浄水町原山１　庶務課　電話0565―45―0511
(412)　宮川医療少年院
〒519―0504 伊勢市小俣町宮前25　庶務課　電話0596―22―4844
(413)　湖南学院
〒920―1146 金沢市上中町ロ11―１　庶務課　電話076―229―1077
(414)　広島少年院
〒739―0151 東広島市八本松町原11174―31　庶務課　電話082―429―0821
(415)　岡山少年院
〒701―0206 岡山市南区箕島2497　庶務課　電話086―282―1128
(416)　福岡少年院
〒811―1346 福岡市南区老司４―20―１　庶務課　電話092―565―3331
(417)　筑紫少女苑
〒811―0204 福岡市東区大字奈多1302―105　庶務課　電話092―607―5695
(418)　大分少年院
〒879―7111 豊後大野市三重町赤嶺2721　庶務課　電話0974―22―0610
(419)　中津少年学院
〒871―0152 中津市加来1205　庶務課　電話0979―32―2321
(420)　人吉農芸学院
〒868―0301 球磨郡錦町木上北223―１　庶務課　電話0966―38―3102
(421)　沖縄少年院
〒901―0331 糸満市字真栄平1300　庶務課　電話098―997―5100
(422)　東北少年院
〒984―0825 仙台市若林区古城３―21―１　庶務課　電話022―285―4270
(423)　盛岡少年院
〒020―0121 盛岡市月が丘２―15―１　庶務課　電話019―647―2107
(424)　北海少年院
〒066―0066 千歳市大和４―746―10　庶務課　電話0123―23―3147
(425)　丸亀少女の家
〒763―0054 丸亀市中津町28　庶務課　電話0877―22―9226
(426)　四国少年院
〒765―0004 善通寺市善通寺町2020　庶務課　電話0877―62―1251
(427)　東京少年鑑別所
〒179―0084 練馬区氷川台２―11―７　庶務課　電話03―3931―1141
(428)　横浜少年鑑別所
〒233―0003 横浜市港南区港南４―２―１　庶務課　電話045―841―2525
(429)　さいたま少年鑑別所
〒330―0063 さいたま市浦和区高砂３―16―36　庶務課　電話048―864―5858
(430)　千葉少年鑑別所
〒263―0016 千葉市稲毛区天台１―12―９　庶務課　電話043―253―7741
(431)　水戸少年鑑別所
〒310―0045 水戸市新原１―15―15　庶務課　電話029―251―3038
(432)　宇都宮少年鑑別所
〒320―0851 宇都宮市鶴田町574―１　庶務課　電話028―648―5062
(433)　前橋少年鑑別所
〒371―0035 前橋市岩神町４―５―７　庶務課　電話027―233―3183
(434)　静岡少年鑑別所
〒422―8021 静岡市駿河区小鹿２―27―７　庶務課　電話054―281―3208
(435)　甲府少年鑑別所
〒400―0055 甲府市大津町2075―１　庶務課　電話055―241―1881
(436)　長野少年鑑別所
〒380―0803 長野市三輪５―46―14　庶務課　電話026―232―6144
(437)　新潟少年鑑別所
〒951―8133 新潟市中央区川岸町１―53―２　庶務課　電話025―266―2442
(438)　大阪少年鑑別所
〒590―0014 堺市堺区田出井町８―30　庶務課　電話072―233―3326
(439)　京都少年鑑別所
〒606―8307 京都市左京区吉田上阿達町37　庶務課　電話075―751―7111
(440)　神戸少年鑑別所
〒652―0015 神戸市兵庫区下祇園町40―７　庶務課　電話078―351―0761
(441)　大津少年鑑別所
〒520―0867 大津市大平１―１―２　庶務課　電話077―537―1011
(442)　和歌山少年鑑別所
〒640―8127 和歌山市元町奉行丁２―１　庶務課　電話073―425―5369
(443)　名古屋少年鑑別所
〒464―8585 名古屋市千種区北千種１―６―６　庶務課　電話052―721―8432

(444)　津少年鑑別所
〒514―0043 津市南新町12―12　庶務課
電話059―228―3556
(445)　岐阜少年鑑別所
〒502―0851 岐阜市鷺山1769―20　庶務課
電話058―231―5040
(446)　金沢少年鑑別所
〒920―0942 金沢市小立野５－２－14　庶務課　電話076―231―1603
(447)　広島少年鑑別所
〒730―0823 広島市中区吉島西３－15－８
庶務課　電話082―244―3388
(448)　山口少年鑑別所
〒753―0074 山口市中央４－７－５　庶務課　電話083―922―6518
(449)　松江少年鑑別所
〒690―0873 松江市内中原町195　庶務課
電話0852―21―3154
(450)　福岡少年鑑別所
〒815―0042 福岡市南区若久６―75―２
庶務課　電話092―541―7934
(451)　佐賀少年鑑別所
〒840―0856 佐賀市新生町１―10　庶務課
電話0952―26―2281
(452)　長崎少年鑑別所
〒852―8114 長崎市橋口町４－３　庶務課
電話095―846―5600
(453)　大分少年鑑別所
〒870―0016 大分市新川町１－５―28　庶務課　電話097―534―7576
(454)　熊本少年鑑別所
〒860―0082 熊本市西区池田１－９―27
庶務課　電話096―325―4131
(455)　鹿児島少年鑑別所
〒890―0081 鹿児島市唐湊３－３－５　庶務課　電話099―254―3347
(456)　宮崎少年鑑別所
〒880―0014 宮崎市鶴島２―16―５　庶務課　電話0985―27―5566
(457)　那覇少年鑑別所
〒900―0036 那覇市西３―14―20　庶務課
電話098―862―4606
(458)　仙台少年鑑別所
〒984―0825 仙台市若林区古城３―27―17
庶務課　電話022―286―2311
(459)　福島少年鑑別所
〒960―8254 福島市南沢又字原町越４―14
庶務課　電話024―557―6561
(460)　秋田少年鑑別所
〒010―0973 秋田市八橋本町６－３－５
庶務課　電話018―862―3771
(461)　青森少年鑑別所
〒030―0853 青森市金沢１－５―38　庶務課　電話017―776―5118
(462)　札幌少年鑑別所
〒007―0802 札幌市東区東苗穂２条１－１―25　庶務課　電話011―784―7441
(463)　旭川少年鑑別所
〒078―8231 旭川市豊岡１条１－３―24
庶務課　電話0166―31―5468
(464)　高松少年鑑別所
〒760―0071 高松市藤塚町３－７―28　庶務課　電話087―834―1770
(465)　徳島少年鑑別所
〒770―0816 徳島市助任本町５―40　庶務課　電話088―652―5606
(466)　高知少年鑑別所
〒780―0065 高知市塩田町19―13　庶務課
電話088―872―9283
(467)　関東地方更生保護委員会
〒330―9725 さいたま市中央区新都心２－１　事務局会計課　電話048―600―0181
(468)　近畿地方更生保護委員会
〒540―0008 大阪市中央区大手前４－１－76　事務局会計課　電話06―6949―6260
(469)　中部地方更生保護委員会
〒460―0001 名古屋市中区三の丸４－３－１　事務局総務課　電話052―951―2944
(470)　中国地方更生保護委員会
〒730―0012 広島市中区上八丁堀２―31
事務局総務課　電話082―221―4497
(471)　九州地方更生保護委員会
〒810―0044 福岡市中央区六本松４－２－３　事務局総務課　電話092―761―7781
(472)　東北地方更生保護委員会
〒980―0812 仙台市青葉区片平１－３－１
事務局総務課　電話022―221―3536
(473)　北海道地方更生保護委員会
〒060―0042 札幌市中央区大通西12　事務局総務課　電話011―261―9907
(474)　四国地方更生保護委員会
〒760―0033 高松市丸の内１－１　事務局総務課　電話087―822―5090
(475)　入国者収容所大村入国管理センター
〒856―0817 大村市古賀島町644―３　会計課　電話0957―52―2121
(476)　入国者収容所東日本入国管理センター
〒300―1288 牛久市久野町1766―１　会計課　電話029―875―1291
(477)　東京出入国在留管理局
〒108―8255 港区港南５－５―30　用度課
電話03―5796―7104
(478)　大阪出入国在留管理局
〒559―0034 大阪市住之江区南港北１－29―53　会計課　電話0570－06－4259　内120
(479)　名古屋出入国在留管理局
〒455―8601 名古屋市港区正保町５―18
会計課　電話052―559―2108
(480)　広島出入国在留管理局
〒730―0012 広島市中区上八丁堀２―31広島法務総合庁舎内　総務課　電話082―221―4411
(481)　福岡出入国在留管理局
〒810―0073 福岡市中央区舞鶴３－５―25
福岡第１法務総合庁舎　会計課　電話092―717―7563
(482)　仙台出入国在留管理局
〒983―0842 仙台市宮城野区五輪１－３－20仙台第二法務合同庁舎　総務課　電話0570―022―259　内11#
(483)　札幌出入国在留管理局
〒060―0042 札幌市中央区大通西12丁目札幌第３合同庁舎　総務課　電話0570―003―259　内510#
(484)　高松出入国在留管理局
〒760―0033 高松市丸の内１－１高松法務合同庁舎　総務課　電話087―822―5852
(485)　公安調査庁
〒100―0013 千代田区霞が関１－１－１
総務部総務課　電話03―3592―5711
(486)　関東公安調査局
〒102―0074 千代田区九段南１－１―10
総務部　電話03―3261―8585　内7024
(487)　近畿公安調査局
〒540―0008 大阪市中央区大手前３－１－41　総務部　電話06―6943―7771
(488)　中部公安調査局
〒460―0001 名古屋市中区三の丸４－３－１　総務部　電話052―951―4531
(489)　中国公安調査局
〒730―0012 広島市中区上八丁堀２―31
総務部　電話082―228―5141
(490)　九州公安調査局
〒810―0073 福岡市中央区舞鶴３－５―25
総務部　電話092―721―1845
(491)　東北公安調査局
〒980―0821 仙台市青葉区春日町７―25
総務部　電話022―721―2701
(492)　北海道公安調査局
〒060―0042 札幌市中央区大通西12　総務部　電話011－261―9810
(493)　四国公安調査局
〒760―0033 高松市丸の内１－１　総務部
電話087―822―6666
(494)　西日本成人矯正医療センター
〒590―0014 堺市堺区田出井町８―80　総務部用度課　電話072―228―0145
(495)　喜連川社会復帰促進センター
〒329―1493 さくら市喜連川5547　総務部用度課　電話028―686―3111
(496)　播磨社会復帰促進センター
〒675―1297 加古川市八幡町宗佐544　総務部用度課　電話079―430―5503
(497)　美祢社会復帰促進センター
〒750―0693 美祢市豊田前町麻生下10　総務部経理課　電話0837―57―5131
(498)　島根あさひ社会復帰促進センター
〒697―0492 浜田市旭町丸原380―15　総務部経理課　電話0855―45―8171
(499)　東日本成人矯正医療センター
〒196―8560 昭島市もくせいの杜２－１－９　総務部経理課　電話042―500―5271
(500)　立川拘置所
〒190―8552 立川市泉町1156―11　総務部用度課　電話042―540―4191
(501)　出入国在留管理庁
〒100―8973 千代田区霞が関１－１－１
総務課調達係　電話045―370―9755
(502)　外務省本省
〒100―8919 千代田区霞が関２－２－１
官房会計課調達室　電話03―3580―3311　内2137

(503)　財務本省
〒100―8940 千代田区霞が関３―１―１ 官房会計課契約第三係　電話03―3581―4111 内2143
(504)　関東財務局
〒330―9716 さいたま市中央区新都心１―１さいたま新都心合同庁舎１号館　総務部会計課契約係　電話048―600―1087
(505)　東京税関
〒135―8615 江東区青海２―７―11東京港湾合同庁舎　総務部会計課用度係　電話03―3599―6236
(506)　東京税関
〒135―8615 江東区青海２―７―11東京港湾合同庁舎　総務部会計課営繕係　電話03―3599―6238
(507)　横浜税関
〒231―8401 横浜市中区海岸通１―１　総務部会計課経理係　電話045―212―6030
(508)　国税庁
〒100―8978 千代田区霞が関３―１―１ 長官官房会計課契約第三係　電話03―3581―4161　内3531
(509)　東京国税局
〒104―8449 中央区築地５―３―１　総務部会計課用度係　電話03―3542―2111　内2229
(510)　関東信越国税局
〒330―9719 さいたま市中央区新都心１―１さいたま新都心合同庁舎１号館　総務部会計課用度係　電話048―600―3111　内2124
(511)　近畿財務局
〒540―8550 大阪市中央区大手前４―１―76大阪合同庁舎第４号館　総務部会計課用度係　電話06―6949―6353
(512)　神戸税関
〒650―0041 神戸市中央区新港町12―１ 総務部会計課営繕係　電話078―333―3021
(513)　大阪税関
〒552―0021 大阪市港区築港４―10―３大阪港湾合同庁舎　総務部会計課経理係　電話06―6576―3038
(514)　大阪国税局
〒540―8541 大阪市中央区大手前１―５―63大阪合同庁舎第３号館　総務部会計課用度係　電話06―6941―5331　内2189
(515)　北海道財務局
〒060―8579 札幌市北区北８条西２札幌第１合同庁舎　総務部会計課用度係　電話011―709―2311　内4265
(516)　函館税関
〒040―8561 函館市海岸町24―４函館港湾合同庁舎　総務部会計課営繕係　電話0138―40―4237
(517)　札幌国税局
〒060―0042 札幌市中央区大通西10札幌第２合同庁舎　総務部会計課用度係　電話011―231―5011　内2470
(518)　東北財務局
〒980―8436 仙台市青葉区本町３―３―１ 仙台合同庁舎　総務部会計課用度係　電話022―263―1111　内3023
(519)　仙台国税局
〒980―8430 仙台市青葉区本町３―３―１ 仙台合同庁舎Ａ棟　総務部会計課用度係　電話022―263―1111　内3272
(520)　東海財務局
〒460―8521 名古屋市中区三の丸３―３―１　総務部会計課契約係　電話052―951―2382
(521)　名古屋税関
〒455―8535 名古屋市港区入船２―３―12 名古屋港湾合同庁舎　総務部会計課経理係　電話052―654―4034
(522)　名古屋国税局
〒460―8520 名古屋市中区三の丸３―３―２名古屋国税総合庁舎　総務部会計課用度係　電話052―971―2081
(523)　北陸財務局
〒921―8508 金沢市新神田４―３―10金沢新神田合同庁舎　会計課経理係　電話076―292―7867
(524)　金沢国税局
〒920―8586 金沢市広坂２―２―60金沢広坂合同庁舎　総務部会計課用度係　電話076―231―2131　内2221
(525)　中国財務局
〒730―8520 広島市中区上八丁堀６―30広島合同庁舎４号館　総務部会計課用度係　電話082―221―9221　内3330
(526)　広島国税局
〒730―8521 広島市中区上八丁堀６―30広島合同庁舎１号館　総務部会計課用度係　電話082―221―9211　内3652
(527)　四国財務局
〒760―8550 高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎（南館）　総務部会計課用度係　電話087―811―7780
(528)　高松国税局
〒760―0018 高松市天神前２―10高松国税総合庁舎　総務部会計課用度係　電話087―831―3111　内268
(529)　福岡財務支局
〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―11―１福岡合同庁舎　会計課用度係　電話092―411―7284　内3327
(530)　門司税関
〒801―8511 北九州市門司区西海岸１―３―10門司港湾合同庁舎　総務部会計課用度係　電話050―3530―8322
(531)　門司税関
〒801―8511 北九州市門司区西海岸１―３―10門司港湾合同庁舎　総務部会計課営繕係　電話050―3530―8324
(532)　長崎税関
〒850―0862 長崎市出島町１―36　総務部会計課用度係　電話095―828―8636
(533)　福岡国税局
〒812―8547 福岡市博多区博多駅東２―11―１福岡合同庁舎　総務部会計課用度係　電話092―411―0031　内2543
(534)　長崎税関
〒850―0862 長崎市出島町１―36　総務部会計課営繕係　電話095―828―8637
(535)　九州財務局
〒860―8585 熊本市西区春日２―10―１熊本地方合同庁舎Ａ棟　総務部会計課用度係　電話096―353―6351　内3025
(536)　熊本国税局
〒860―8603 熊本市西区春日２―10―１熊本地方合同庁舎Ｂ棟　総務部会計課用度係　電話096―354―6171　内6066
(537)　沖縄地区税関
〒900―0006 那覇市おもろまち２―１―１那覇第２地方合同庁舎３号館　総務部会計課営繕係　電話098―996―5527
(538)　沖縄国税事務所
〒900―8554 那覇市旭町９沖縄国税総合庁舎　会計課会計係　電話098―867―3601　内520
(539)　神戸税関
〒650―0041 神戸市中央区新港町12―１ 総務部会計課用度係　電話078―333―3019
(540)　文部科学本省
〒100―8959 千代田区霞が関３―２―２ 大臣官房会計課総務班　電話03―5253―4111 内3012
(541)　国立教育政策研究所
〒100―8951 千代田区霞が関３―２―２ 総務部会計課管理係　電話03―6733―6835
(542)　日本学士院
〒110―0007 台東区上野公園７―32　会計係　電話03―3822―2101
(543)　科学技術・学術政策研究所
〒100―0013 千代田区霞が関３―２―２ 総務課経理係　電話03―3581―2392
(544)　厚生労働省
〒100―8916 千代田区霞が関１―２―２ 大臣官房会計課経理室契約班　電話03―3595―2085
(545)　国立医薬品食品衛生研究所
〒210―9501 川崎市川崎区殿町３―25―26 総務部会計課　電話044―270―6600
(546)　国立保健医療科学院
〒351―0197 和光市南２―３―６　総務部会計課　電話048―458―6245
(547)　国立社会保障・人口問題研究所
〒100―0011 千代田区内幸町２―２―３日比谷国際ビル６階　総務課　電話03―3595―2984
(548)　国立障害者リハビリテーションセンター
〒359―8555 所沢市並木４―１　管理部会計課　電話04―2995―3100
(549)　小樽検疫所
〒047―0007 小樽市港町５―２小樽地方合同庁舎１階　総務課　電話0134―22―5234
(550)　仙台検疫所
〒985―0011 塩釜市貞山通３―４―１塩釜港湾合同庁舎２階　総務課　電話022―367―8100
(551)　成田空港検疫所
〒282―0004 成田市古込字古込１―１第２旅客ターミナルビル６階　総務課　電話0476―34―2301

(552)　東京検疫所
〒135―0064 江東区青海２―７―11東京港湾合同庁舎８階　総務課　電話03―3599―1512
(553)　横浜検疫所
〒231―0001 横浜市中区新港一丁目６番１号よこはま新港合同庁舎６階　総務課　電話045―212―1510
(554)　新潟検疫所
〒950―0072 新潟市中央区竜が島１―５―４新潟港湾合同庁舎２階　総務課　電話025―241―2323
(555)　名古屋検疫所
〒455―0045 名古屋市港区築地町11―１総務課　電話052―661―2670
(556)　大阪検疫所
〒552―0021 大阪市港区築港４―10―３大阪港湾合同庁舎５階　総務課　電話06―6571―3621
(557)　関西空港検疫所
〒549―0011 泉南郡田尻町泉州空港中１関西国際空港ＣＩＱ合同庁舎４階　総務課　電話072―455―1280
(558)　神戸検疫所
〒652―0866 神戸市兵庫区遠矢浜町１―１総務課　電話078―672―9652
(559)　広島検疫所
〒734―0011 広島市南区宇品海岸３―10―17広島港湾合同庁舎３階　総務課　電話082―251―4785
(560)　福岡検疫所
〒812―0031 福岡市博多区沖浜町８―１福岡港湾合同庁舎４階　総務課　電話092―291―4095
(561)　那覇検疫所
〒900―0001 那覇市港町２―11―１那覇港湾合同庁舎２階　総務課　電話098―868―8037
(562)　北海道厚生局
〒060―0808 札幌市北区北８条西２―１―１札幌第１合同庁舎８階　総務課　電話011―709―2311
(563)　東北厚生局
〒980―8426 仙台市青葉区花京院１―１―20花京院スクエア21階　総務課　電話022―726―9260
(564)　関東信越厚生局
〒330―9713 さいたま市中央区新都心１―１さいたま新都心合同庁舎１号館７階　会計課　電話048―740―0708
(565)　東海北陸厚生局
〒461―0011 名古屋市東区白壁１―15―１名古屋合同庁舎第３号館３階　総務課　電話052―971―8831
(566)　近畿厚生局
〒541―8556 大阪市中央区大手前４―１―76大阪合同庁舎４号館３階　会計課　電話06―6942―2648
(567)　中国四国厚生局
〒730―0012 広島市中区上八丁堀６―30広島合同庁舎４号館２階　総務課　電話082―223―8181
(568)　四国厚生支局
〒760―0019 高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎北館４階　総務課経理第一係　電話087―851―9565
(569)　九州厚生局
〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第二合同庁舎10Ｆ　会計課　電話092―707―1131
(570)　中央労働委員会事務局
〒105―0011 港区芝公園１―５―32労働委員会会館３階　総務課　電話03―5403―2114
(571)　北海道労働局
〒060―8566 札幌市北区北８条西２―１―１札幌第１合同庁舎９階　総務部総務課　電話011―709―2311
(572)　青森労働局
〒030―8558 青森市新町２―４―25青森合同庁舎５階　総務部総務課　電話017―734―4111
(573)　岩手労働局
〒020―8522 盛岡市盛岡駅西通１―９―15盛岡第２合同庁舎５階　総務部総務課　電話019―604―3001
(574)　宮城労働局
〒983―8585 仙台市宮城野区鉄砲町１仙台第４合同庁舎７階　総務部総務課　電話022―299―8833
(575)　秋田労働局
〒010―0951 秋田市山王７―１―３秋田合同庁舎４階　総務部総務課　電話018―862―6681
(576)　山形労働局
〒990―8567 山形市香澄町３―２―１山交ビル３階　総務部総務課　電話023―624―8221
(577)　福島労働局
〒960―8513 福島市花園町５―46福島地方第二合同庁舎４階　総務部総務課　電話024―536―0077
(578)　茨城労働局
〒310―8511 水戸市宮町１―８―31茨城労働総合庁舎４階　総務部総務課　電話029―224―6211
(579)　栃木労働局
〒320―0845 宇都宮市明保野町１―４宇都宮第２地方合同庁舎４階　総務部総務課　電話028―634―9110
(580)　群馬労働局
〒371―8567 前橋市大手町２―３―１前橋地方合同庁舎９階　総務部総務課　電話027―896―4732
(581)　埼玉労働局
〒330―6016 さいたま市中央区新都心11―２ランド・アクシス・タワー16階　総務部総務課　電話048―600―6200
(582)　千葉労働局
〒260―8612 千葉市中央区中央４―11―１千葉第２地方合同庁舎２階　総務部総務課　電話043―221―4311
(583)　東京労働局
〒102―8305 千代田区九段南１―２―１九段第３合同庁舎14階　総務部会計課　電話03―3512―1606
(584)　神奈川労働局
〒231―8434 横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎８階　総務部総務課　電話045―211―7350
(585)　新潟労働局
〒950―8625 新潟市中央区美咲町１―２―１新潟美咲合同庁舎２号館３階　総務部総務課　電話025―288―3525
(586)　富山労働局
〒930―8509 富山市神通本町１―５―５富山労働総合庁舎５階　総務部総務課　電話076―432―2727
(587)　石川労働局
〒920―0024 金沢市西念３―４―１金沢駅西合同庁舎６階　総務部総務課　電話076―265―4420
(588)　福井労働局
〒910―8559 福井市春山１―１―54福井春山合同庁舎14階　総務部総務課　電話0776―22―2655
(589)　山梨労働局
〒400―8577 甲府市丸の内１―１―11　総務部総務課　電話055―225―2850
(590)　長野労働局
〒380―8572 長野市中御所１―22―１長野労働総合庁舎４階　総務部総務課　電話026―223―0550
(591)　岐阜労働局
〒500―8723 岐阜市金竜町５―13岐阜合同庁舎３階　総務部総務課　電話058―245―8101
(592)　静岡労働局
〒420―8639 静岡市葵区追手町９―50静岡地方合同庁舎３階　総務部総務課　電話054―254―6393
(593)　愛知労働局
〒460―8507 名古屋市中区三の丸２―５―１名古屋合同庁舎第２号館３階　総務部総務課　電話052―972―0262
(594)　三重労働局
〒514―8524 津市島崎町327―２津第２地方合同庁舎３階　総務部総務課　電話059―226―2105
(595)　滋賀労働局
〒520―0806 大津市打出浜14―15滋賀労働総合庁舎４階　総務部総務課　電話077―522―6647
(596)　京都労働局
〒604―0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451　総務部総務課　電話075―241―3211
(597)　大阪労働局
〒540―8527 大阪市中央区大手前４―１―67大阪合同庁舎第２号館８階　総務部会計課　電話06―6949―6487
(598)　兵庫労働局
〒650―0044 神戸市中央区東川崎町１―１―３神戸クリスタルタワー14階　総務部総務課　電話078―367―9173

(599)　奈良労働局
〒630―8570 奈良市法蓮町387奈良第３地方合同庁舎　総務部総務課　電話0742―32―0201
(600)　和歌山労働局
〒640―8581 和歌山市黒田２―３―３和歌山労働総合庁舎３階　総務部総務課　電話073―488―1100
(601)　鳥取労働局
〒680―8522 鳥取市富安２―89―９　総務部総務課　電話0857―29―1700
(602)　島根労働局
〒690―0841 松江市向島町134―10松江地方合同庁舎５階　総務部総務課　電話0852―20―7006
(603)　岡山労働局
〒700―8611 岡山市北区下石井１―４―１岡山第２合同庁舎３階　総務部総務課　電話086―225―2011
(604)　広島労働局
〒730―8538 広島市中区上八丁堀６―30広島合同庁舎第２号館５階　総務部総務課　電話082―221―9241
(605)　山口労働局
〒753―8510 山口市中河原町６―16山口地方合同庁舎２号館６階　総務部総務課　電話083―995―0363
(606)　徳島労働局
〒770―0851 徳島市徳島町城内６―６徳島地方合同庁舎４階　総務部総務課　電話088―652―9141
(607)　香川労働局
〒760―0019 高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎北館３階　総務部総務課　電話087―811―8915
(608)　愛媛労働局
〒790―8538 松山市若草町４―３松山若草合同庁舎６階　総務部総務課　電話089―935―5200
(609)　高知労働局
〒781―9548 高知市南金田１―39　総務部総務課　電話088―885―6021
(610)　福岡労働局
〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―11―１福岡合同庁舎新館５階　総務部総務課　電話092―411―4745
(611)　佐賀労働局
〒840―0801 佐賀市駅前中央３―３―20佐賀第２合同庁舎４階　総務部総務課　電話0952―32―7155
(612)　長崎労働局
〒850―0033 長崎市万才町７―１ＴＢＭ長崎ビル３階　総務部総務課　電話095―801―0020
(613)　熊本労働局
〒860―8514 熊本市西区春日２―10―１熊本地方合同庁舎Ａ棟９階　総務部総務課　電話096―211―1701
(614)　大分労働局
〒870―0037 大分市東春日町17―20大分第２ソフィアプラザビル３階　総務部総務課　電話097―536―3211
(615)　宮崎労働局
〒880―0805 宮崎市橘通東３―１―22宮崎合同庁舎５階　総務部総務課　電話0985―38―8820
(616)　鹿児島労働局
〒892―8535 鹿児島市山下町13―21鹿児島合同庁舎２階　総務部総務課　電話099―223―8275
(617)　沖縄労働局
〒900―0006 那覇市おもろまち２―１―１那覇第２地方合同庁舎１号館４階　総務部総務課　電話098―868―4003
(618)　国立療養所松丘保養園
〒038―0003 青森市大字石江字平山19　庶務課　電話017―788―0145
(619)　国立療養所東北新生園
〒989―4692 登米市迫町新田字上葉ノ木沢１番地　庶務課　電話0228―38―2121
(620)　国立療養所栗生楽泉園
〒377―1711 吾妻郡草津町大字草津乙647　庶務課　電話0279―88―3030
(621)　国立療養所多磨全生園
〒189―8550 東村山市青葉町４―１―１経理部会計第二課　電話042―395―1101
(622)　国立駿河療養所
〒412―8512 御殿場市神山1915　庶務課　電話0550―87―1711
(623)　国立療養所長島愛生園
〒701―4592 瀬戸内市邑久町虫明6539　事務部会計課　電話0869―25―0321
(624)　国立療養所邑久光明園
〒701―4593 瀬戸内市邑久町虫明6253　庶務課　電話0869―25―0011
(625)　国立療養所大島青松園
〒761―0198 高松市庵治町6034―１　庶務課　電話087―871―3131
(626)　国立療養所菊池恵楓園
〒861―1113 合志市栄3796　事務部会計課　電話096―248―1131
(627)　国立療養所星塚敬愛園
〒893―8502 鹿屋市星塚町4204　事務部会計課　電話0994―49―2500
(628)　国立療養所奄美和光園
〒894―0007 奄美市名瀬和光町1700　庶務課　電話0997―52―6311
(629)　国立療養所沖縄愛楽園
〒905―1635 名護市字済井出1192　事務部会計課　電話0980―52―8331
(630)　国立療養所宮古南静園
〒906―0003 宮古島市平良字島尻888　庶務課　電話0980―72―5321
(631)　農林水産本省
〒100―8950 千代田区霞が関１―２―１大臣官房予算課契約審査班　電話03―6744―7160
(632)　農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
〒305―8601 つくば市観音台２―１―９総務課用度係　電話029―838―7217
(633)　東北農政局
〒980―0014 仙台市青葉区本町３―３―１総務部会計課調達係　電話022―263―1111内4537
(634)　津軽土地改良建設事務所
〒036―0357 黒石市追子野木３―145―１庶務課経理第２係　電話0172―40―4360
(635)　北奥羽土地改良調査管理事務所
〒036―8214 弘前市大字新寺町149―２庶務課経理係　電話0172―32―8457
(636)　北上土地改良調査管理事務所
〒020―0023 盛岡市内丸７―25盛岡合同庁舎　庶務課経理第２係　電話019―613―2533
(637)　西奥羽土地改良調査管理事務所
〒010―0951 秋田市山王７―１―３　庶務課経理係　電話018―823―7801
(638)　阿武隈土地改良調査管理事務所
〒960―0241 福島市笹谷字稲場38―７　庶務課経理第１係　電話024―555―3780
(639)　土地改良技術事務所
〒983―0836 仙台市宮城野区幸町３―14―１　庶務課経理係　電話022―295―5544
(640)　和賀中央農業水利事業所
〒024―0062 北上市鍛冶町１丁目11―58　庶務課経理係　電話0197―62―0755
(641)　岩手山麓農業水利事業所
〒020―0733 滝沢市篠木待場80　庶務課経理係　電話019―699―2225
(642)　河南二期農業水利事業所
〒986―0832 石巻市泉町４―１―18石巻合同庁舎３階　庶務課経理係　電話0225―25―4588
(643)　平鹿平野農業水利事業所
〒013―0051 横手市大屋新町字大平99―39　庶務課経理係　電話0182―35―7781
(644)　旭川農業水利事業所
〒013―0018 横手市本町２―９横手法務合同庁舎１階　庶務課経理係　電話0182―35―5401
(645)　八郎潟農業水利事業所
〒010―0442 南秋田郡大潟村東１―１　庶務課経理係　電話0185―47―7667
(646)　最上川下流左岸農業水利事業所
〒999―7781 東田川郡庄内町余目字上梵天塚15最上川土地改良区１階　庶務課経理係　電話0234―28―8316
(647)　関東農政局
〒330―9722 さいたま市中央区新都心２―１さいたま新都心合同庁舎２号館12階　総務部会計課審査係　電話048―740―0328
(648)　利根川水系土地改良調査管理事務所
〒277―0831 柏市根戸471―65　庶務課経理第１係　電話04―7131―7141
(649)　西関東土地改良調査管理事務所
〒439―0031 菊川市加茂2280―１　庶務課経理第１係　電話0537―35―3251
(650)　土地改良技術事務所
〒332―0026 川口市南町２―５―３　庶務課経理係　電話048―254―0511

(651)　那珂川沿岸農業水利事業所
〒310―0002 水戸市中河内町960―１　庶務課経理係　電話029―227―7571
(652)　栃木南部農業水利事業所
〒323―0023 小山市中央町３―７―１ロブレビル７階　庶務課経理係　電話0285―39―6160
(653)　荒川中部農業水利事業所
〒369―0201 深谷市岡2381―１深谷市岡部総合支所２階　庶務課経理係　電話048―585―4600
(654)　印旛沼二期農業水利事業所
〒285―0016 佐倉市宮小路町28　庶務課経理係　電話043―483―4401
(655)　三方原用水二期農業水利事業所
〒430―0926 浜松市中央区砂山町350―５浜松駅南ビルディング11階　庶務課経理係　電話053―540―4333
(656)　茨城中部農地整備事業所
〒311―3131 東茨城郡茨城町小堤1023―１庶務課経理係　電話029―277―3011
(657)　手賀沼農地防災事業所
〒270―1323 印西市木下東２丁目４―１庶務課経理係　電話0476―37―7140
(658)　北陸農政局
〒920―8566 金沢市広坂２―２―60　会計課調達係　電話076―263―2161　内3162
(659)　信濃川水系土地改良調査管理事務所
〒951―8133 新潟市中央区川岸町１―49―３　庶務課経理第１係　電話025―231―5141
(660)　西北陸土地改良調査管理事務所
〒923―0801 小松市園町ホ85―１　庶務課経理第１係　電話0761―21―9911
(661)　土地改良技術事務所
〒921―8507 金沢市新神田４―３―10　庶務課経理係　電話076―292―7900
(662)　新津郷用水農業水利事業所
〒956―0015 新潟市秋葉区川口578―13庶務課経理係　電話0250―47―7530
(663)　新川流域農業水利事業所
〒953―0041 新潟市西蒲区巻甲5488　庶務課経理係　電話0256―73―6200
(664)　信濃川左岸流域農業水利事業所
〒940―0082 長岡市千歳１丁目３番88号長岡地方合同庁舎６階　庶務課経理係　電話0258―31―1011
(665)　水橋農地整備事業所
〒931―8431 富山市針原中町311番地１庶務課経理係　電話076―471―5031
(666)　河北潟周辺農地防災事業所
〒920―0292 河北郡内灘町字大学１―２―１内灘町役場内６階　庶務課経理係　電話076―282―9640
(667)　東海農政局
〒460―8516 名古屋市中区三の丸１―２―２　会計課調達係　電話052―201―7271　内2244
(668)　木曽川水系土地改良調査管理事務所
〒466―0857 名古屋市昭和区安田通４―８庶務課経理第１係　電話052―761―3191
(669)　土地改良技術事務所
〒460―0001 名古屋市中区三の丸１―２―２　庶務課経理係　電話052―232―1057
(670)　新濃尾農地防災事業所
〒491―0903 一宮市八幡５―１―14　庶務課経理係　電話0586―47―7720
(671)　矢作川総合第二期農地防災事務所
〒446―0065 安城市大東町22―16　庶務課経理第１係　電話0566―71―4611
(672)　西濃用水第三期農業水利事業所
〒503―0917 大垣市神田町１―１弘光舎ビル７階　庶務課経理係　電話0584―84―2722
(673)　近畿農政局
〒602―8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町　会計課審査係　電話075―451―9161
(674)　淀川水系土地改良調査管理事務所
〒612―0855 京都市伏見区桃山町永井久太郎56　庶務課経理第２係　電話075―602―1313
(675)　加古川水系広域農業水利施設総合管理所
〒673―0515 三木市志染町三津田1525　経理係　電話0794―87―3321
(676)　南近畿土地改良調査管理事務所
〒638―0821 吉野郡大淀町下渕388―１庶務課経理第１係　電話0747―52―2791
(677)　土地改良技術事務所
〒612―0847 京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地　庶務課経理係　電話075―641―6391
(678)　東条川二期農業水利事業所
〒673―1431 加東市社字白池490番地66庶務課経理係　電話0795―42―0600
(679)　亀岡中部農地整備事業所
〒621―0805 亀岡市安町野々神31―５　庶務課経理係　電話0771―29―0260
(680)　東近江農地整備事業所
〒527―0023 東近江市八日市緑町11―24庶務課経理係　電話0748―36―3980
(681)　和歌山平野農地防災事業所
〒640―0413 紀の川市貴志川町神戸327―１　庶務課経理係　電話0736―65―3360
(682)　中国四国農政局
〒700―8532 岡山市北区下石井１―４―１岡山第２合同庁舎　会計課調達係　電話086―224―4511　内2263
(683)　中国土地改良調査管理事務所
〒731―0221 広島市安佐北区可部２―６―15　庶務課経理第１係　電話082―819―1617
(684)　四国土地改良調査管理事務所
〒762―0086 丸亀市飯山町真時677―１庶務課経理第１係　電話0877―56―8260
(685)　土地改良技術事務所
〒700―0984 岡山市北区桑田町１―36岡山地方合同庁舎２階　庶務課経理係　電話086―223―2777
(686)　吉井川農業水利事業所
〒700―0984 岡山市北区桑田町１―36岡山地方合同庁舎２階　庶務課経理係　電話086―206―2718
(687)　吉野川北岸二期農業水利事業所
〒771―1703 阿波市阿波町東原173番地１阿波市阿波地域交流センター２階　庶務課経理係　電話0883―35―6022
(688)　道前道後用水農業水利事業所
〒791―0213 東温市牛渕829―１　庶務課経理係　電話089―993―6454
(689)　宍道湖西岸農地整備事業所
〒691―0001 出雲市平田町2112―１　庶務課経理係　電話0853―25―8252
(690)　南周防農地整備事業所
〒742―1502 熊毛郡田布施町大字波野585―１　庶務課経理係　電話0820―51―1007
(691)　道前平野農地整備事業所
〒799―1371 西条市周布220―１　庶務課経理係　電話0898―35―5253
(692)　高知南国農地整備事業所
〒782―0033 香美市土佐山田町旭町１―４―10土佐山田地方合同庁舎３階　庶務課経理係　電話0887―52―8300
(693)　岡山南土地改良建設事業所
〒700―0973 岡山市北区下中野1223―５庶務課経理第１係　電話086―236―6240
(694)　九州農政局
〒860―8527 熊本市西区春日２―10―１総務部会計課審査係　電話096―211―9111　内4076
(695)　北部九州土地改良調査管理事務所
〒830―0062 久留米市荒木町白口891―20庶務課経理第２係　電話0942―27―2160
(696)　南部九州土地改良調査管理事務所
〒885―0093 都城市志比田町4778―１　庶務課経理第２係　電話0986―23―1293
(697)　土地改良技術事務所
〒862―0901 熊本市東区東町４―５―７庶務課経理係　電話096―367―0411
(698)　八代平野農業水利事業所
〒866―0896 八代市日置町171―１　庶務課経理係　電話0965―62―8510
(699)　一ツ瀬川農業水利事業所
〒884―0002 児湯郡高鍋町大字北高鍋300庶務課経理係　電話0983―32―1360
(700)　喜界島農業水利事業所
〒891―6231 大島郡喜界町荒木90―２　庶務課経理係　電話0997―57―1057
(701)　宇城農地整備事業所
〒869―0502 宇城市松橋町松橋357―１庶務課経理係　電話0964―27―4436
(702)　駅館川農地整備事業所
〒879―0444 宇佐市大字石田43―１　庶務課経理係　電話0978―34―6277
(703)　筑後川下流右岸農地防災事業所
〒842―0053 神埼市千代田町直鳥166番地１　庶務課経理係　電話0952―34―6130
(704)　玉名横島海岸保全事業所
〒865―0072 玉名市横島町横島2081　庶務課経理係　電話0968―84―4151
(705)　八代海岸保全事業所
〒866―0895 八代市大村町1092―１　庶務課経理係　電話0965―37―8955

(706)　西国東海岸保全事業所
〒872―1101 豊後高田市中真玉2144―12 庶務課経理係　電話0978―25―6540
(707)　北海道農政事務所
〒064―8518 札幌市中央区南22条西６丁目２―22エムズ南22条第２ビル　会計課用度係　電話011―330―8806
(708)　横浜植物防疫所
〒231―0003 横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎　総務部会計課調達係　電話045―211―7151
(709)　名古屋植物防疫所
〒455―0032 名古屋市港区入船２―３―12 名古屋港湾合同庁舎　庶務課用度係　電話052―651―0111
(710)　神戸植物防疫所
〒650―0042 神戸市中央区波止場町１―１ 神戸第２地方合同庁舎　会計課用度係　電話078―331―2385
(711)　門司植物防疫所
〒801―0841 北九州市門司区西海岸１―３―10門司港湾合同庁舎　庶務課用度係　電話093―321―1404
(712)　那覇植物防疫事務所
〒900―0001 那覇市港町２―11―１那覇港湾合同庁舎　庶務課会計係　電話098―868―0715
(713)　動物検疫所
〒235―0008 横浜市磯子区原町11―１　総務部会計課調達係　電話045―751―5922
(714)　動物検疫所北海道・東北支所
〒066―0012 千歳市美々新千歳空港国際線ターミナルビル　庶務課会計係　電話0123―24―7011
(715)　動物検疫所成田支所
〒282―0004 成田市古込字古込１―１　庶務課会計係　電話0476―34―2340
(716)　動物検疫所羽田空港支所
〒144―0041 大田区羽田空港２―６―４羽田空港ＣＩＱ棟　庶務課会計係　電話03―5757―9751
(717)　動物検疫所中部空港支所
〒479―0881 常滑市セントレア１―１中部空港ＣＩＱ庁舎内　庶務課会計係　電話0569―38―8583
(718)　動物検疫所関西空港支所
〒549―0011 泉南郡田尻町泉州空港中１関西国際空港ＣＩＱ合同庁舎　庶務課会計係　電話0724―55―1955
(719)　動物検疫所神戸支所
〒651―0073 神戸市中央区脇浜海岸通１―４―３神戸防災合同庁舎　庶務課会計係　電話078―222―8991
(720)　動物検疫所門司支所
〒801―0841 北九州市門司区西海岸１―３―10門司港湾合同庁舎　庶務課会計係　電話093―321―1116
(721)　動物検疫所沖縄支所
〒900―0001 那覇市港町２―11―１那覇港湾合同庁舎　庶務課会計係　電話098―861―4370
(722)　動物医薬品検査所
〒305―8535 つくば市観音台２―１―22 会計課用度係　電話029―811―6849
(723)　北海道森林管理局
〒064―8537 札幌市中央区宮の森３条７―70　経理課契約適正化専門官　電話011―622―5214
(724)　東北森林管理局
〒010―8550 秋田市中通５―９―16　経理課支出係　電話018―836―2186
(725)　関東森林管理局
〒371―8508 前橋市岩神町４―16―25　経理課契約適正化専門官　電話027―210―1149
(726)　中部森林管理局
〒380―8575 長野市大字栗田715―５　経理課経理第１係　電話026―236―2573
(727)　近畿中国森林管理局
〒530―0042 大阪市北区天満橋１―８―75 経理課契約適正化専門官　電話06―6881―3500
(728)　四国森林管理局
〒780―8528 高知市丸ノ内１―３―30　経理課契約適正化専門官　電話088―821―2011
(729)　九州森林管理局
〒860―0081 熊本市西区京町本丁２―７ 経理課契約適正化専門官　電話096―328―3520
(730)　北海道漁業調整事務所
〒060―0808 札幌市北区北８条西２札幌第１合同庁舎13階北側　総務係　電話011―709―2382
(731)　仙台漁業調整事務所
〒983―0842 仙台市宮城野区五輪１―３―15仙台第３合同庁舎８階　総務係　電話022―291―2774
(732)　新潟漁業調整事務所
〒950―0909 新潟市中央区八千代１―５―15　総務係　電話025―248―3303
(733)　境港漁業調整事務所
〒684―0034 境港市昭和町９―１境港港湾合同庁舎１階　総務係　電話0859―44―3681
(734)　瀬戸内海漁業調整事務所
〒650―0024 神戸市中央区海岸通29神戸地方合同庁舎内　総務課経理係　電話078―392―2281
(735)　九州漁業調整事務所
〒812―0031 福岡市博多区沖浜町８―１福岡港湾合同庁舎　総務課用度係　電話092―273―2001
(736)　経済産業省
〒100―8901 千代田区霞が関１―３―１ 官房会計課契約担当　電話03―3501―1616
(737)　資源エネルギー庁
〒100―8931 千代田区霞が関１―３―１ 長官官房総務課会計室　電話03―3501―1719
(738)　特許庁
〒100―8915 千代田区霞が関３―４―３ 総務部会計課審査係　電話03―3580―5880
(739)　中小企業庁
〒100―8912 千代田区霞が関１―３―１ 長官官房業務管理官室管理係　電話03―3501―1762
(740)　北海道経済産業局
〒060―0808 札幌市北区北８西２―１―１ 札幌第１合同庁舎　総務企画部会計課予算係　電話011―709―2311　内2511
(741)　東北経済産業局
〒980―8403 仙台市青葉区本町３―３―１ 仙台合同庁舎（Ｂ棟）　総務企画部会計課管理係　電話022―221―4869
(742)　経済産業研修所
〒189―0024 東村山市富士見町５―４―36 管理課会計係　電話042―393―2521
(743)　関東経済産業局
〒330―9715 さいたま市中央区新都心１―１さいたま新都心合同庁舎１号館　総務企画部会計課用度係　電話048―600―0226
(744)　中部経済産業局
〒460―8510 名古屋市中区三の丸２―５―２　総務企画部会計課管理係　電話052―951―0250
(745)　近畿経済産業局
〒540―8535 大阪市中央区大手前１―５―44大阪合同庁舎第１号館　総務企画部会計課総括係　電話06―6966―6002
(746)　中国経済産業局
〒730―8531 広島市中区上八丁堀６―30広島合同庁舎２号館　総務企画部会計課用度係　電話082―224―5622
(747)　四国経済産業局
〒760―8512 高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎北館　総務企画部会計課予決算係　電話087―811―8508
(748)　九州経済産業局
〒812―8546 福岡市博多区博多駅東２―11―１福岡合同庁舎　総務企画部会計課予算係　電話092―482―5409
(749)　那覇産業保安監督事務所
〒900―0006 那覇市おもろまち２―１―１ 那覇第２地方合同庁舎１号館　管理課庶務・会計係　電話098―866―6474
(750)　国土交通省
〒100―8918 千代田区霞が関２―１―３中央合同庁舎第３号館　大臣官房会計課契約制度管理室　電話03―5253―8111　内21834
(751)　北海道運輸局
〒060―0002 札幌市中央区北２条西19丁目８番札幌第４合同庁舎東館　総務部会計課　電話011―290―2713
(752)　東北運輸局
〒983―8537 仙台市宮城野区鉄砲町１仙台第４合同庁舎　総務部会計課　電話022―791―7506
(753)　北陸信越運輸局
〒950―8537 新潟市中央区美咲町１―２―１新潟美咲合同庁舎２号館　総務部会計課　電話025―285―9150
(754)　関東運輸局
〒231―8433 横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎　総務部会計課　電話045―211―7207
(755)　中部運輸局
〒460―8528 名古屋市中区三の丸２―２―１名古屋合同庁舎第１号館　総務部会計課　電話052―952―8004

(756)　近畿運輸局
〒540―8558 大阪市中央区大手前４―１―76大阪合同庁舎第４号館　総務部会計課　電話06―6949―6406
(757)　神戸運輸監理部
〒650―0042 神戸市中央区波止場町１―１神戸第２地方合同庁舎　総務企画部会計課　電話078―321―3143
(758)　中国運輸局
〒730―8544 広島市中区上八丁堀６―30広島合同庁舎４号館　総務部会計課　電話082―228―3435　内4137
(759)　四国運輸局
〒760―0019 高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎南館　総務部会計課　電話087―802―6717
(760)　九州運輸局
〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―11―１福岡合同庁舎新館　総務部会計課　電話092―472―2314
(761)　国土交通省航空局
〒100―8918 千代田区霞が関２―１―３中央合同庁舎第３号館　予算・管財室　電話03―5253―8111　内48655
(762)　東京航空局
〒102―0074 千代田区九段南１―１―15九段第２合同庁舎　総務部契約課　電話03―6880―1505　内7160
(763)　大阪航空局
〒540―8559 大阪市中央区大手前３―１―41大手前合同庁舎　総務部契約課　電話06―6937―2708
(764)　東北地方整備局
〒980―8602 仙台市青葉区本町３―３―１仙台合同庁舎Ｂ棟　総務部経理調達課　電話022―716―0013　内6572
(765)　関東地方整備局
〒231―8436 横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎　総務部経理調達課　電話045―211―7413　内5768
(766)　北陸地方整備局
〒950―8801 新潟市中央区美咲町１―１―１新潟美咲合同庁舎１号館　総務部経理調達課　電話025―370―6650　内6219
(767)　中部地方整備局
〒460―8517 名古屋市中区丸の内２―１―36ＮＵＰ・フジサワ丸の内ビル　総務部経理調達課　電話052―209―6316　内249
(768)　近畿地方整備局
〒650―0024 神戸市中央区海岸通29神戸地方合同庁舎　総務部経理調達課　電話078―391―7576　内6321
(769)　中国地方整備局
〒730―0004 広島市中区東白島町14―15ＮＴＴクレド白島ビル　総務部経理調達課　電話082―511―3903　内143
(770)　四国地方整備局
〒760―8554 高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎　総務部経理調達課　電話087―811―8304　内6343
(771)　九州地方整備局
〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第２合同庁舎　総務部経理調達課　電話092―418―3345　内294
(772)　海上保安庁
〒100―8976 千代田区霞が関２―１―３中央合同庁舎第３号館　総務部政務課予算執行管理室　電話03―3591―6361　内2880
(773)　海上保安大学校
〒737―8512 呉市若葉町５―１　事務局会計課　電話0823―21―4961　内227
(774)　海上保安学校
〒625―8503 舞鶴市字長浜2001　事務部会計課　電話0773―62―3520　内227
(775)　第一管区海上保安本部
〒047―8560 小樽市港町５―２小樽地方合同庁舎　経理補給部経理課　電話0134―27―0118　内2223
(776)　第二管区海上保安本部
〒985―8507 塩釜市貞山通３―４―１塩釜港湾合同庁舎　総務部経理課　電話022―363―0111　内2224
(777)　第三管区海上保安本部
〒231―8818 横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎　経理補給部経理課　電話045―211―1118　内2223
(778)　第四管区海上保安本部
〒455―8528 名古屋市港区入船２―３―12名古屋港湾合同庁舎別館　総務部経理課　電話052―661―1611　内2223
(779)　第五管区海上保安本部
〒650―8551 神戸市中央区波止場町１―１神戸第２地方合同庁舎　経理補給部経理課　電話078―391―6555　内2223
(780)　第六管区海上保安本部
〒734―8560 広島市南区宇品海岸３―10―17広島港湾合同庁舎　経理補給部経理課　電話082―251―5111　内2224
(781)　第七管区海上保安本部
〒801―8507 北九州市門司区西海岸１―３―10門司港湾合同庁舎　経理補給部経理課　電話093―321―2931　内2225
(782)　第八管区海上保安本部
〒624―8686 舞鶴市字下福井901舞鶴港湾合同庁舎　総務部経理課　電話0773―76―4100　内2224
(783)　第九管区海上保安本部
〒950―8543 新潟市中央区美咲町１―２―１新潟美咲合同庁舎２号館　総務部経理課　電話025―285―0118　内2223
(784)　第十管区海上保安本部
〒890―8510 鹿児島市東郡元町４―１鹿児島第２地方合同庁舎　経理補給部経理課　電話099―250―9800　内2224
(785)　第十一管区海上保安本部
〒900―8547 那覇市港町２―11―１那覇港湾合同庁舎　経理補給部経理課　電話098―867―0118　内2223
(786)　気象庁
〒105―8431 港区虎ノ門３―６―９　総務部経理管理官付調整係　電話03―6758―3900　内2412
(787)　気象研究所
〒305―0052 つくば市長峰１―１　総務部会計課　電話029―853―8559
(788)　気象衛星センター
〒204―0012 清瀬市中清戸３―235　総務部会計課　電話042―493―4964
(789)　札幌管区気象台
〒060―0002 札幌市中央区北２条西18―２総務部会計課　電話011―611―6156
(790)　仙台管区気象台
〒983―0842 仙台市宮城野区五輪１―３―15仙台第３合同庁舎　総務部会計課　電話022―297―8243
(791)　東京管区気象台
〒204―8501 清瀬市中清戸３―235　総務部会計課　電話042―497―7188
(792)　大阪管区気象台
〒540―0008 大阪市中央区大手前４―１―76大阪合同庁舎第４号館　総務部会計課　電話06―6949―6301
(793)　福岡管区気象台
〒810―0052 福岡市中央区大濠１―２―36総務部会計課　電話092―725―3602
(794)　沖縄気象台
〒900―8517 那覇市おもろまち２―１―１那覇第２地方合同庁舎３号館　会計課　電話098―917―7950
(795)　国土地理院
〒305―0811 つくば市北郷１　総務部契約課　電話029―864―4405
(796)　国土交通大学校
〒187―8520 小平市喜平町２―２―１　総務部総務課　電話042―321―1541　内2235
(797)　東北地方整備局
〒980―8602 仙台市青葉区本町３―３―１仙台合同庁舎Ｂ棟　総務部契約課　電話022―225―2171　内2523
(798)　関東地方整備局
〒330―9724 さいたま市中央区新都心２―１さいたま新都心合同庁舎２号館　総務部契約課　電話048―601―3151　内2522
(799)　北陸地方整備局
〒950―8801 新潟市中央区美咲町１―１―１新潟美咲合同庁舎１号館　総務部契約課　電話025―370―6647　内2523
(800)　中部地方整備局
〒460―8514 名古屋市中区三の丸２―５―１名古屋合同庁舎第２号館　総務部契約課　電話052―953―8138　内2521
(801)　近畿地方整備局
〒540―8586 大阪市中央区大手前３―１―41大手前合同庁舎　総務部契約課　電話06―6942―1141　内2521
(802)　中国地方整備局
〒730―8530 広島市中区上八丁堀６―30広島合同庁舎第２号館　総務部契約課　電話082―221―9231　内2521
(803)　四国地方整備局
〒760―8554 高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎　総務部契約課　電話087―851―8061　内2521

(804)　九州地方整備局
〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第２合同庁舎　総務部契約課　電話092―471―6331　内2536
(805)　北海道開発局
〒060―8511 札幌市北区北８条西２札幌第１合同庁舎　開発監理部会計課　電話011―709―2311　内5547
(806)　札幌開発建設部
〒060―8506 札幌市中央区北２条西19　契約企画課　電話011―611―0269
(807)　小樽開発建設部
〒047―8555 小樽市潮見台１―15―５　契約課　電話0134―23―5144
(808)　函館開発建設部
〒040―8501 函館市大川町１―27　契約課　電話0138―42―7525
(809)　室蘭開発建設部
〒051―8524 室蘭市入江町１―14　契約課　電話0143―25―7024
(810)　旭川開発建設部
〒078―8513 旭川市宮前１条３―３―15　契約課　電話0166―32―2451
(811)　留萌開発建設部
〒077―8501 留萌市寿町１―68　契約課　電話0164―42―5831
(812)　稚内開発建設部
〒097―8527 稚内市末広５―６―１　契約課　電話0162―33―1068
(813)　網走開発建設部
〒093―8544 網走市新町２―６―１　契約課　電話0152―44―6143
(814)　帯広開発建設部
〒080―8585 帯広市西５条南８　契約課　電話0155―24―2903
(815)　釧路開発建設部
〒085―8551 釧路市幸町10―３釧路地方合同庁舎　契約課　電話0154―24―7129
(816)　国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎）
〒239―0826 横須賀市長瀬３―１―１　管理調整部管理課　電話046―844―5076
(817)　国土技術政策総合研究所（つくば庁舎）
〒305―0804 つくば市旭１　総務部会計課調査係　電話029―864―4022
(818)　運輸安全委員会
〒160―0004 新宿区四谷一丁目６番１号四谷タワー15階　総務課会計室　電話03―5367―5028
(819)　海難審判所
〒102―0083 千代田区麹町２―１ＰＭＯ半蔵門４階　総務課会計係　電話03―6893―2400
(820)　環境省本省
〒100―8975 千代田区霞が関１―２―２　官房会計課　電話03―3581―3351
(821)　衆議院
〒100―0014 千代田区永田町１―７―１　庶務部会計課調達係　電話03―3581―5111　内34380
(822)　参議院
〒100―0014 千代田区永田町１―11―16　庶務部会計課契約係　電話03―5521―7507
(823)　国立国会図書館
〒100―8924 千代田区永田町１―10―１　総務部会計課調達係　電話03―3506―3378
(824)　最高裁判所
〒102―8651 千代田区隼町４―２　経理局用度課　電話03―4233―5416
(825)　最高裁判所
〒102―8651 千代田区隼町４―２　経理局管理課　電話03―4233―5437
(826)　東京高等裁判所
〒100―8933 千代田区霞が関１―１―４　事務局会計課　電話03―3581―1547
(827)　東京高等裁判所
〒100―8933 千代田区霞が関１―１―４　事務局管理課　電話03―3581―4728
(828)　東京地方裁判所
〒100―8920 千代田区霞が関１―１―４　事務局用度課　電話03―3581―2665
(829)　東京地方裁判所
〒100―8920 千代田区霞が関１―１―４　事務局経理課　電話03―3581―2553
(830)　東京家庭裁判所
〒100―8956 千代田区霞が関１―１―２　事務局経理課　電話03―3502―7074
(831)　横浜地方裁判所
〒231―8502 横浜市中区日本大通９　事務局経理課　電話045―664―8786
(832)　横浜家庭裁判所
〒231―8585 横浜市中区寿町１―２　事務局会計課　電話045―345―3512
(833)　さいたま地方裁判所
〒330―0063 さいたま市浦和区高砂３―16―45　事務局経理課　電話048―863―8537
(834)　さいたま家庭裁判所
〒330―0063 さいたま市浦和区高砂３―16―45　事務局会計課　電話048―863―8790
(835)　千葉地方裁判所
〒260―0013 千葉市中央区中央４―11―27　事務局経理課　電話043―333―5246
(836)　千葉家庭裁判所
〒260―0013 千葉市中央区中央４―11―27　事務局会計課　電話043―333―5309
(837)　水戸地方裁判所
〒310―0062 水戸市大町１―１―38　事務局会計課　電話029―224―8183
(838)　宇都宮地方裁判所
〒320―8505 宇都宮市小幡１―１―38　事務局会計課　電話028―621―4754
(839)　宇都宮家庭裁判所
〒320―8505 宇都宮市小幡１―１―38　事務局会計課　電話028―621―4754
(840)　前橋地方裁判所
〒371―8531 前橋市大手町３―１―34　事務局会計課　電話027―231―4958
(841)　静岡地方裁判所
〒420―8633 静岡市葵区追手町10―80　事務局会計課　電話054―251―6291
(842)　静岡家庭裁判所
〒420―8604 静岡市葵区城内町１―20　事務局会計課　電話054―273―8788
(843)　甲府地方裁判所
〒400―0032 甲府市中央１―10―７　事務局会計課　電話055―235―1156
(844)　長野地方裁判所
〒380―0846 長野市旭町1108　事務局会計課　電話026―403―2019
(845)　新潟地方裁判所
〒951―8511 新潟市中央区学校町通１―１　事務局会計課　電話025―222―4202
(846)　新潟家庭裁判所
〒951―8513 新潟市中央区川岸町１―54―１　事務局会計課　電話025―333―0121
(847)　大阪高等裁判所
〒530―8521 大阪市北区西天満２―１―10　事務局会計課　電話06―6316―2549
(848)　大阪高等裁判所
〒530―8521 大阪市北区西天満２―１―10　事務局管理課　電話06―6316―2572
(849)　大阪地方裁判所
〒530―8522 大阪市北区西天満２―１―10　事務局経理課　電話06―6316―2634
(850)　大阪家庭裁判所
〒540―0008 大阪市中央区大手前４―１―13　事務局会計課　電話06―6943―5626
(851)　京都地方裁判所
〒604―8550 京都市中京区菊屋町　事務局経理課　電話075―257―9156
(852)　京都家庭裁判所
〒606―0801 京都市左京区下鴨宮河町１　事務局会計課　電話075―722―7211　内244
(853)　神戸地方裁判所
〒650―8575 神戸市中央区橘通２―２―１　事務局経理課　電話078―367―1037
(854)　神戸家庭裁判所
〒652―0032 神戸市兵庫区荒田町３―46―１　事務局会計課　電話078―521―5924
(855)　奈良地方裁判所
〒630―8213 奈良市登大路町35　事務局会計課　電話0742―88―2612
(856)　大津地方裁判所
〒520―0044 大津市京町３―１―２　事務局会計課　電話077―503―8119
(857)　和歌山地方裁判所
〒640―8143 和歌山市二番丁１　事務局会計課　電話073―428―9893
(858)　名古屋高等裁判所
〒460―8503 名古屋市中区三の丸１―４―１　事務局会計課　電話052―203―0156
(859)　名古屋地方裁判所
〒460―8504 名古屋市中区三の丸１―４―１　事務局経理課　電話052―203―9841
(860)　名古屋家庭裁判所
〒460―0001 名古屋市中区三の丸１―７―１　事務局会計課　電話052―223―1804
(861)　津地方裁判所
〒514―8526 津市中央３―１　事務局会計課　電話059―226―4173
(862)　岐阜地方裁判所
〒500―8710 岐阜市美江寺町２―４―１　事務局会計課　電話058―262―5127

(863)　福井地方裁判所
〒910―8524 福井市春山１―１―１　事務局会計課　電話0776―91―5062
(864)　金沢地方裁判所
〒920―8655 金沢市丸の内７―１　事務局会計課　電話076―221―3246
(865)　富山地方裁判所
〒939―8502 富山市西田地方町２―９―１　事務局会計課　電話076―421―6444
(866)　広島高等裁判所
〒730―0012 広島市中区上八丁堀２―43　事務局会計課　電話082―221―2450
(867)　広島地方裁判所
〒730―0012 広島市中区上八丁堀２―43　事務局会計課　電話082―228―0478
(868)　広島家庭裁判所
〒730―0012 広島市中区上八丁堀２―43広島地方裁判所内　事務局会計課　電話082―228―0478
(869)　山口地方裁判所
〒753―0048 山口市駅通り１―６―１　事務局会計課　電話083―922―9116
(870)　岡山地方裁判所
〒700―0807 岡山市北区南方１―８―42　事務局会計課　電話086―222―4136
(871)　鳥取地方裁判所
〒680―0011 鳥取市東町２―223　事務局会計課　電話0857―22―2171
(872)　松江地方裁判所
〒690―8523 松江市母衣町68　事務局会計課　電話0852―35―5217
(873)　福岡高等裁判所
〒810―8608 福岡市中央区六本松４―２―４　事務局会計課　電話092―781―3729
(874)　福岡高等裁判所
〒810―8608 福岡市中央区六本松４―２―４　事務局管理課　電話092―984―4463
(875)　福岡地方裁判所
〒810―8653 福岡市中央区六本松４―２―４　事務局経理課　電話092―981―9652
(876)　佐賀地方裁判所
〒840―0833 佐賀市中の小路３―22　事務局会計課　電話0952―38―5613
(877)　長崎地方裁判所
〒850―8503 長崎市万才町９―26　事務局会計課　電話095―804―4139
(878)　大分地方裁判所
〒870―8564 大分市荷揚町７―15　事務局会計課　電話097―532―7161　内120、125
(879)　熊本地方裁判所
〒860―8513 熊本市中央区京町１―13―11　事務局会計課　電話096―206―3913
(880)　熊本家庭裁判所
〒860―0001 熊本市中央区千葉城町３―31　事務局会計課　電話096―206―4993
(881)　鹿児島地方裁判所
〒892―8501 鹿児島市山下町13―47　事務局会計課　電話099―808―3714
(882)　宮崎地方裁判所
〒880―8543 宮崎市旭２―３―13　事務局会計課　電話0985―68―5140
(883)　那覇地方裁判所
〒900―8567 那覇市樋川１―14―１　事務局会計課　電話098―918―3308
(884)　仙台高等裁判所
〒980―8638 仙台市青葉区片平１―６―１　事務局会計課　電話022―745―6248
(885)　仙台地方裁判所
〒980―8639 仙台市青葉区片平１―６―１　事務局会計課　電話022―745―6046
(886)　仙台家庭裁判所
〒980―8637 仙台市青葉区片平１―６―１　事務局会計課　電話022―745―6206
(887)　福島地方裁判所
〒960―8512 福島市花園町５―38　事務局会計課　電話024―534―2229
(888)　山形地方裁判所
〒990―8531 山形市旅篭町２―４―22　事務局会計課　電話023―600―0755
(889)　盛岡地方裁判所
〒020―8520 盛岡市内丸９―１　事務局会計課　電話019―622―3362
(890)　秋田地方裁判所
〒010―8504 秋田市山王７―１―１　事務局会計課　電話018―803―0939
(891)　青森地方裁判所
〒030―8522 青森市長島１―３―26　事務局会計課　電話017―722―5761
(892)　札幌高等裁判所
〒060―0042 札幌市中央区大通西11　事務局会計課　電話011―290―2266
(893)　札幌地方裁判所
〒060―0042 札幌市中央区大通西11　事務局経理課　電話011―290―2217
(894)　札幌家庭裁判所
〒060―0042 札幌市中央区大通西12　事務局会計課　電話011―350―4664
(895)　函館地方裁判所
〒040―8601 函館市上新川町１―８　事務局会計課　電話0138―38―2364
(896)　旭川地方裁判所
〒070―8640 旭川市花咲町４　事務局会計課　電話0166―51―6170
(897)　釧路地方裁判所
〒085―0824 釧路市柏木町４―７　事務局会計課　電話0154―99―9039
(898)　高松高等裁判所
〒760―8586 高松市丸の内１―36　事務局会計課　電話087―851―1646
(899)　高松地方裁判所
〒760―8586 高松市丸の内１―36　事務局会計課　電話087―851―1653
(900)　高松家庭裁判所
〒760―8586 高松市丸の内１―36　事務局会計課　電話087―851―1893
(901)　徳島地方裁判所
〒770―8528 徳島市徳島町１―５―１　事務局会計課　電話088―603―0116
(902)　高知地方裁判所
〒780―8558 高知市丸ノ内１―３―５　事務局会計課　電話088―822―0623
(903)　松山地方裁判所
〒790―8539 松山市一番町３―３―８　事務局会計課　電話089―941―0574
(904)　松山家庭裁判所
〒790―0006 松山市南堀端町２―１　事務局会計課　電話089―942―0095
(905)　会計検査院
〒100―8941 千代田区霞が関３―２―２中央合同庁舎第７号館　官房会計課調達係　電話03―3581―8131

競争参加者の資格に関する公示

沖縄総合事務局の所掌する建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）に参加する者に必要な資格で、令和８年度末を有効期限とするものの申請方法等を次のとおり公示する。

令和８年３月31日

内閣府沖縄総合事務局長　小八木大成

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

１　工事種別

建設工事の工事種別は、次に掲げるものとする。

Ⅰ　建設工事

①　一般土木工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、水道施設工事、解体工事）

②　アスファルト舗装工事（舗装工事）

③　鋼橋上部工事（鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）

④　造園工事（造園工事）

⑤　建築工事（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施設工事、解体工事）

⑥　木造建築工事（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、内装仕上工事、建具工事、解体工事）

⑦　電気設備工事（電気工事）

⑧　暖冷房衛生設備工事（管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事）

⑨　セメント・コンクリート舗装工事（舗装工事）

⑩　プレストレスト・コンクリート工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）

⑪　法面処理工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、防水工事）

⑫　塗装工事（塗装工事）

⑬　維持修繕工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、タイル・れんが・ブロック工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、解体工事）

⑭　河川しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）

⑮　グラウト工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）

⑯　杭打工事（とび・土工・コンクリート工事、解体工事）

⑰　さく井工事（さく井工事）
⑱　プレハブ建築工事（建築一式工事）
⑲　機械設備工事（機械器具設置工事、鋼構造物工事）
⑳　通信設備工事（電気通信工事、鋼構造物工事）
㉑　受変電設備工事（電気工事）
㉒　橋梁補修工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、電気通信工事、解体工事）

Ⅱ　港湾・空港工事
㉓　空港等土木工事（土木一式工事）
㉔　港湾土木工事（土木一式工事）
㉕　港湾等しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
㉖　空港等舗装工事（舗装工事）
㉗　港湾等鋼構造物工事（鋼構造物工事）

Ⅲ　農林工事
㉘　農林土木工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、水道施設工事、解体工事）
㉙　農林建築工事（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施設工事、解体工事）

〔注〕かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。

2　業種区分

測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、次に掲げるものとする。

①　測量
②　建築関係建設コンサルタント業務
③　土木関係建設コンサルタント業務
④　地質調査業務
⑤　補償関係コンサルタント業務

3　申請の時期及び場所

下記に定める提出場所において、持参、郵送又は電子メールにより、随時、申請を受け付ける。

提出場所

建設工事

〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２―１―１　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係（電話098―866―0031（内線2541）
メールアドレス
okisou-sikaku-kouji.n3a@ogb.cao.go.jp）

測量・建設コンサルタント等業務

〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２―１―１　沖縄総合事務局総務部会計課管理係（電話098―866―0031（内線81324）
メールアドレス
okisou-sikaku-consul.d3a@ogb.cao.go.jp）

なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であって、６に定めるところにより一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けていないものである場合においては、競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出したときに限り、申請を受け付けるものとする。

4　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。
https://www.ogb.go.jp/soumu/soumu_tyouta/008749

②　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。
https://www.ogb.go.jp/soumu/soumu_tyouta/008739

⑵　申請書の提出方法　申請者は、持参、郵送又は電子メールにより申請書を提出するときは、申請書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出部数は各１部とする。

（建設工事に係る申請書の添付書類）

①　営業所一覧表
②　申請者が経常建設共同企業体であるときは、共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書等
③　業態調書
④　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑤　申請者が、その設立から令和６年10月１日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、令和４年10月１日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類

⑥　申請者が、その設立から令和６年10月１日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

⑦　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

⑧　申請者が、⑦に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の希望工事種別（一般競争（指名競争）参加資格審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）に分割して申請するとき及び⑦に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高を一の希望工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表

⑨　申請者が経常建設共同企業体であって、客観的事項及び主観的事項について算定した点数の調整（沖縄総合事務局競争参加者資格審査数値算定方針（平成元年２月１日総会計第225号）第７条第１項第７号に規定する客観点数及び主観点数の調整をいう。）を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類

［注］

㈠　申請者が道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望する者であって建設業法第３条の規定による許可を受けていないものであるときは、規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第19条の８第１項の工事経歴書に準ずる書類を提出するものとする。この場合において、申請者が法人であるときは登記事項証明書又はその写しを提出するものとする。

㈡　申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者（「事業協同組合に係る総合点数

の算定方法等に関する特例要領の制定について」（昭和50年11月10日付け建設省厚発第473号の別紙）第２第２項又は「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」（昭和50年12月４日付け建設省営管第459号）第２第２項に規定する審査対象者をいう。以下同じ。）の④、⑦及び⑧に掲げる書類、６（建設工事）⑴①に掲げる事項について記載した書類、建設業の許可番号、住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、並びに役員及び組合員名簿を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。

（測量・建設コンサルタント等業務に係る申請書の添付書類）

①　業態調書

②　営業所一覧表

③　技術者経歴書

④　申請者が法人であるときは、登記事項証明書又はその写し

⑤　営業に関し、法律上必要とする登録証明書等又はその写し

⑥　申請者が法人であるときは、６（測量・建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表、個人であるときは、６（測量・建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

⑦　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

［注］申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって④及び⑤に掲げる書類並びに③及び⑥に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。

ⓐ　測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）第55条の５第１項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。）　測量法第55条の８に規定する書類の写し

ⓑ　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）　建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

ⓒ　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）　地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

ⓓ　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）　補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書等は、日本語で作成するものとする。

②　申請書等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。

５　競争に参加する者に必要な資格

（建設工事）

次の①から⑥までに掲げる者でないこと。ただし、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争（指名競争）に参加する者（以下「道路清掃作業参加者等」という。）については、①から④まで及び⑥に掲げる者でないこと。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者

②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

③　経営状態が著しく不健全であると認められる者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。）を受けていない者

⑥　経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤まで（道路清掃作業参加者等については、①から④まで）に該当する者を含む者

（測量・建設コンサルタント等業務）

次の①から⑤までに掲げる者でないこと。

①　予決令第70条に該当する者

②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

③　経営状態が著しく不健全であると認められる者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

６　競争参加者の資格審査

（建設工事）

５に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。前者以外の者については、⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる項目）及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与し、希望工事種別ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定し、等級の区分を設けていない工事種別については当該工事種別における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

⑴　客観的事項（共通事項）

①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は３年の各事業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高

②　経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日において建設業に従事する職員で経営事項審査の告示第一の三の１㈠から㈥までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員につき技術職員として申請できる希望工事種別の数は２までとする。）

③　経営事項審査の告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別ごとの年間平均元請完成工事高

④　経営事項審査の告示第一の一の２及び３、二並びに四に規定する項目

⑵　主観的事項（特別事項）

Ⅰ　建設工事

①　令和６年10月１日の前日までの４年間における沖縄総合事務局又は国土交通省（地方整備局又は大臣官房官庁営繕部）が発注した工事に係る希望工事種別ごとの工事成績（技術的難易度等を勘案したもの）

②　令和６年10月１日の前日までの４年間における沖縄県発注の工事に係る希望工事種別ごとの工事成績

Ⅱ　港湾・空港工事

①　令和６年12月１日時点における港湾工事用保有船舶能力（港湾土木工事及び港湾等しゅんせつ工事に限る。）

②　令和６年10月１日の前日までの４年間における沖縄総合事務局又は国土交通省（地方整備局）が発注した工事で希望工事種別ごとの工事成績等

Ⅲ　農林工事
①　令和６年10月１日時点における専門技術者数
②　令和６年10月１日の前日までの４年間における沖縄総合事務局が発注した工事で希望工事種別ごとの工事成績等

（測量・建設コンサルタント等業務）

５に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。前者以外の者については、⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

⑴　申請しようとする日の直前の事業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前２年の各事業年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高
⑵　審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額
⑶　審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数
⑷　審査基準日までの営業年数

7　資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。

8　資格の有効期間

資格認定の日から令和９年３月31日までとする。

9　その他

⑴　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる業務ごとに別に公示する。
⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、沖縄総合事務局長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。

⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、沖縄総合事務局長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者
⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

競争参加者の資格に関する公示

令和７・８年度において国土交通省の建設工事、測量等の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省地方整備局及び国土交通省北海道開発局を除く。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和８年３月31日

国土交通省大臣官房会計課長　黒須　　卓

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

1　業種区分及び発注する工事の種類

⑴　土木工事業
⑵　建築工事業
⑶　電気工事業
⑷　管工事業
⑸　鋼構造物工事業
⑹　舗装工事業
⑺　塗装工事業
⑻　防水工事業
⑼　内装仕上工事業
⑽　機械器具設置工事業
⑾　電気通信工事業
⑿　造園工事業
⒀　水道施設工事業
⒁　消防施設工事業
⒂　清掃施設工事業

注　工事の種類については建設業法第２条別表第１による区分とする。

2　業種区分及び発注する測量等の種類

⑴　測量：測量法第55条による登録を受け営む業務
⑵　建設コンサルタント：建設コンサルタント登録規程第２条に規定する建設コンサルタント業務（含：設計・監理）
⑶　地質調査：地質調査業者登録規程第２条に規定する地質調査業務
⑷　補償コンサルタント：補償コンサルタント登録規程第２条に規定する補償コンサルタント業務
⑸　その他の業種：その他登録を受けて営む業務

3　申請の時期

随時、申請を受け付ける。

4　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　当省所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事、測量等）」（以下「申請書」という。）は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。
https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/Index.html
⑵　申請書の作成方法　申請書及びその添付書類（以下「申請書類」という。）は、次のとおりとする。
①　建設工事
㈠　申請書
㈡　業態調書
㈢　営業所一覧表
㈣　総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）
㈤　国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の３）のいずれか
㈥　申請者が共同企業体等である場合には建設共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書
㈦　申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後５年未満の場合には当該事実を証明する書類
㈧　グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
㈨　行政書士等の代理申請による場合には委任状

② 測量等
㈠ 申請書
㈡ 技術者経歴書
㈢ 営業所一覧表
㈣ 登記事項証明書
㈤ 登録証明書
㈥ 財務諸表類
㈦ 国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の３）のいずれか
㈧ 行政書士等の代理申請による場合には委任状

⑶ 申請書類の提出方法　申請者（建設工事の申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）は、電子メール、郵送又は持参により申請書を提出するときは、次のとおりとする。
① 別記１に掲げる部局のうち１の部局のみを希望する場合には、当該部局の受付窓口に提出すること。
② 別記１に掲げる部局のうち２以上の部局を希望する場合には、国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室に提出すること。

⑷ 申請書類の作成に用いる言語
① 申請書類は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。
② 申請書類中の、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

⑸ 資格審査申請に関する問い合わせ先　国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室契約制度管理係　東京都千代田区霞が関２－１－３　中央合同庁舎第３号館５階　電話03―5253―8111　内線21834

5　競争に参加することができない者
（共通事項）
⑴ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第70条の規定に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵ 予算決算及び会計令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
⑶ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
⑷ 建設工事、測量等に関し、法律上必要とする資格を有していない者
⑸ 申請書及び添付書類（インターネット受付に係る申請データを含む。）の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者
（建設工事）
随時審査の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請にあっては経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。）を受けていない者

6　競争参加者の資格及びその審査
⑴ 競争に参加できる者の資格審査は、別記２・３の項目ごとの実数に基づき付与点数を算定し、その合計点をもって行う。
⑵ 競争に参加できる者の資格は、上記⑴の合計点により別記４の区分に基づいて格付けする。

7　資格審査結果の通知
「資格決定通知書」により通知（郵送）する。

8　資格の有効期間及び更新手続
⑴ 競争参加資格の有効期間　資格決定の日から令和９年３月31日までとする。
⑵ 有効期間の更新手続　上記⑴の有効期間の更新を希望する者は、令和８年10月中に令和９・10年度の資格審査の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

9　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
別記１に掲げる部局の閲覧窓口とする。

10　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い
建設工事及び測量等の一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下両手続開始の決定を受けた者を「更生手続等開始決定者」という。）は、各部局の長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争参加資格の決定を受けていないときは、一般競争において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。

別記１　申請書類の受付窓口及び有資格者名簿の閲覧窓口
⑴ 国土交通省大臣官房会計課
⑵ 各地方運輸局総務部会計課
⑶ 神戸運輸監理部総務企画部会計課
⑷ 航空局予算・管財室
⑸ 各地方航空局総務部経理課
⑹ 海上保安庁総務部政務課予算執行管理室
⑺ 海上保安大学校事務局会計課
⑻ 海上保安学校事務部会計課
⑼ 各管区海上保安本部経理補給部（総務部）経理課
⑽ 気象庁総務部経理管理官室
⑾ 気象研究所総務部会計課
⑿ 気象衛星センター総務部会計課
⒀ 各管区気象台総務部会計課
⒁ 沖縄気象台会計課
⒂ 国土技術政策総合研究所管理調整部管理課
⒃ 運輸安全委員会総務課会計室
⒄ 海難審判所総務課会計係

別記２　付与点数（建設工事）
総合評定値通知書の総合評点を総合数値とする。

別記３　付与点数（測量等）
⑴ 年間平均測量等実績高（評点Ａ）
年間平均実績高
60億円以上：60
40億円以上60億円未満：54
30億円以上40億円未満：49
20億円以上30億円未満：44
14億円以上20億円未満：40
９億円以上14億円未満：36
６億円以上９億円未満：32
４億円以上６億円未満：29
３億円以上４億円未満：26
２億円以上３億円未満：23
１億4,000万円以上２億円未満：21
9,000万円以上１億4,000万円未満：19
6,000万円以上9,000万円未満：17
4,000万円以上6,000万円未満：15
3,000万円以上4,000万円未満：13
2,000万円以上3,000万円未満：12
1,400万円以上2,000万円未満：11
900万円以上1,400万円未満：10
600万円以上900万円未満：９
400万円以上600万円未満：８
300万円以上400万円未満：７
200万円以上300万円未満：６
200万円未満：５

⑵ 経営規模（評点Ｂ）
① 自己資本額
12億円以上：15
６億円以上12億円未満：14
２億円以上６億円未満：13
１億2,000万円以上２億円未満：12
6,000万円以上１億2,000万円未満：11
2,000万円以上6,000万円未満：10
1,200万円以上2,000万円未満：９
600万円以上1,200万円未満：８
200万円以上600万円未満：７
120万円以上200万円未満：６
60万円以上120万円未満：５
20万円以上60万円未満：４
20万円未満：３
② 職員数
1,000人以上：５
500人以上1,000人未満：４
100人以上500人未満：３
30人以上100人未満：２
30人未満：１

⑶ 経営比率及び営業年数（評点Ｃ）
① 流動比率
113％以上：５
100％以上113％未満：４
100％未満：３
② 営業年数
20年以上：５
10年以上20年未満：４
10年未満：３

⑷ 総合数値＝評点Ａ＋評点Ｂ＋評点Ｃ

別記４　等級の格付け及び予定価格の範囲
〔掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲〕
⑴　土木工事（上記１⑴）
①　1,100点以上：Ａ
800点以上1,100点未満：Ｂ
800点未満：Ｃ
②　Ａは22,800万円以上、Ｂは2,300万円以上22,800万円未満、Ｃは2,300万円未満
⑵　建築工事（上記１⑵）
①　1,100点以上：Ａ
800点以上1,100点未満：Ｂ
800点未満：Ｃ
②　Ａは28,500万円以上、Ｂは2,300万円以上28,500万円未満、Ｃは2,300万円未満
⑶　専門工事（上記１⑶から１⑮まで）
①　700点以上：Ａ　700点未満：Ｂ
②　Ａは1,700万円以上、Ｂは1,700万円未満
⑷　測量等（上記２⑴から２⑸まで）
①　45点以上：Ａ　45点未満：Ｂ
②　Ａは500万円以上、Ｂは500万円未満

競争参加者の資格に関する公示

国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係。）及び国土交通省国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部（以下「地方整備局等」という。）の所掌する建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）に参加する者に必要な資格で、令和８年度末を有効期限とするものの申請方法等を次のとおり公示する。

令和８年３月31日
国土交通省大臣官房会計課長　黒須　　卓
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長
矢野　智義

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

１　工事種別
建設工事の工事種別は、次の①から㉒まで（国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌する建設工事については、①、④、⑤、⑦、⑧、⑫、⑯、⑲、⑳及び㉑）に掲げるものとする。
①　一般土木工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、水道施設工事、解体工事）
②　アスファルト舗装工事（舗装工事）
③　鋼橋上部工事（鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
④　造園工事（造園工事）
⑤　建築工事（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施設工事、解体工事）
⑥　木造建築工事（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、内装仕上工事、建具工事、解体工事）
⑦　電気設備工事（電気工事）
⑧　暖冷房衛生設備工事（管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事）
⑨　セメント・コンクリート舗装工事（舗装工事）
⑩　プレストレスト・コンクリート工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
⑪　法面処理工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、防水工事）
⑫　塗装工事（塗装工事）
⑬　維持修繕工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、タイル・れんが・ブロック工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、解体工事）
⑭　河川しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
⑮　グラウト工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
⑯　杭打工事（とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
⑰　さく井工事（さく井工事）
⑱　プレハブ建築工事（建築一式工事）
⑲　機械設備工事（機械器具設置工事、鋼構造物工事）
⑳　通信設備工事（電気通信工事、鋼構造物工事）
㉑　受変電設備工事（電気工事）
㉒　橋梁補修工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、電気通信工事、解体工事）
〔注〕かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。

２　業種区分
測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、次の①から⑤まで（国土交通省国土技術政策総合研究所の所掌する測量・建設コンサルタント等業務にあっては①から④まで、国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌する測量・建設コンサルタント等業務については①、②及び④）に掲げるものとする。
①　測量
②　建築関係建設コンサルタント業務
③　土木関係建設コンサルタント業務
④　地質調査業務
⑤　補償関係コンサルタント業務

３　申請の時期及び場所
申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。以下同じ。）の別記１に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記１に定める提出場所において、随時、申請を受け付ける。
なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であって、６に定めるところにより一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けていないものである場合においては、競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出したときに限り、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した国土交通省地方整備局の総務部契約課（国土交通省国土技術政策総合研究所の所掌に係る調達契約にあっては、国土交通省国土技術政策総合研究所総務部会計課、国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌に係る調達契約にあっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課）においても申請を受け付けるものとする。この場合において、提出場所は、別記１又は別記２に掲げるものとする。

４　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。
https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/chisei/index.html
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子メール、郵送又は持参により提出するものとする。申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出部数は各１部とする。
（建設工事に係る申請書の添付書類）
①　申請者が、⑨に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の希望工事種別（一般競争（指名競争）参加資格審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）に分割して申請するとき及び⑨に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高を一の希望工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表
②　業態調書
③　営業所一覧表
④　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し
⑤　申請者が経常建設共同企業体であって、客観的事項及び主観的事項について算定した点数の調整（共同企業体の資格審査要領（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）４に規定する客観点数及び主観点数の調整をいう。）を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類
⑥　申請者が、その設立から令和６年10月１日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、令和４年10月１日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類
⑦　申請者が、その設立から令和６年10月１日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

⑧　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑨　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

［注］

㈀　申請者が道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望する者であって建設業法第３条の規定による許可を受けていないものであるときは、規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第19条の８第１項の工事経歴書に準ずる書類を提出するものとする。この場合において、申請者が法人であるときは登記事項証明書又はその写しを提出するものとする。

㈁　申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者（「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について」（昭和50年11月10日付け建設省厚発第473号の別紙）第２第２項又は「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」（昭和50年12月４日付け建設省営管第459号）第２第２項に規定する審査対象者をいう。以下同じ。）の①、⑧及び⑨に掲げる書類、６（建設工事）⑴①に掲げる事項について記載した書類、建設業の許可番号、住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、並びに役員及び組合員名簿を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。

（測量・建設コンサルタント等業務に係る申請書の添付書類）

①　業態調書
②　営業所一覧表
③　技術者経歴書
④　申請者が法人である場合においては、登記事項証明書又はその写し
⑤　営業に関し、法律上必要とする登録証明書等又はその写し
⑥　申請者が法人である場合においては、６（測量・建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表、個人である場合においては、６（測量・建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
⑦　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

［注］申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって④及び⑤に掲げる書類並びに③及び⑥に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。

ⓐ　測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）第55条の５第１項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。）　測量法第55条の８に規定する書類の写し

ⓑ　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）　建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

ⓒ　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）　地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

ⓓ　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）　補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書等は、日本語で作成するものとする。

②　申請書等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。

５　競争に参加する者に必要な資格

（建設工事）

次の①から⑥までに掲げる者でないこと。ただし、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争（指名競争）に参加する者（以下「道路清掃作業参加者等」という。）については、①から④まで及び⑥に掲げる者でないこと。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。）を受けていない者
⑥　経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤まで（道路清掃作業参加者等については、①から④まで）に該当する者を含む者

（測量・建設コンサルタント等業務）

次の①から⑤までに掲げる者でないこと。

①　予決令第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

6　競争参加者の資格審査

（建設工事）

５に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。前者以外の者については、⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目（道路清掃作業参加者等については、これに準ずる項目）及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与し、希望工事種別ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定し、等級の区分を設けていない工事種別については当該工事種別における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

⑴　客観的事項（共通事項）

①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高

②　経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日において建設業に従事する職員で経営事項審査の告示第一の三の１㈠から㈥までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員につき技術職員として申請できる希望工事種別の数は２までとする。）

③　経営事項審査の告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別ごとの年間平均元請完成工事高

④　経営事項審査の告示第一の一の２及び３、二並びに四に規定する項目

⑵　主観的事項（特別事項）

①　令和６年10月１日の前日までの４年間における国土交通省地方整備局又は国土交通省大臣官房官庁営繕部発注の工事に係る希望工事種別ごとの工事成績（技術的難易度等を勘案したもの）

②　令和６年10月１日の前日までの４年間における都道府県発注の工事に係る希望工事種別ごとの工事成績

（測量・建設コンサルタント等業務）

５に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。前者以外の者については、⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

⑴　申請しようとする日の直前の事業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前２年の各事業年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高

⑵　審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額

⑶　審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数

⑷　審査基準日までの営業年数

7　資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。

8　資格の有効期間

資格認定の日から令和９年３月31日までとする。

9　その他

⑴　特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事、地域維持型建設共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる業務ごとに別に公示する。

⑵　復旧・復興建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　復旧・復興建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、別に公示する。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、地方整備局等の長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。

⑷　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、地方整備局等の長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者

⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

別記１　本店所在地及び提出場所

［掲載順序　本店所在地　提出場所］

⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県　国土交通省東北地方整備局総務部契約課（〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１仙台合同庁舎Ｂ棟（電話022―225―2171、メールアドレス　thr-82shikakushinsa@mlit.go.jp））

⑵　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県　国土交通省関東地方整備局総務部契約課（〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎二号館（電話048―601―3151、メールアドレス　ktr-shikakushinsa@mlit.go.jp））

⑶　新潟県、富山県、石川県及び長野県（長野市、松本市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市及び安曇野市並びに上高井郡、上水内郡、北安曇郡、北佐久郡、下高井郡、下水内郡、小県郡、埴科郡、東筑摩郡及び南佐久郡の町村に限る。）　国土交通省北陸地方整備局総務部契約課（〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１新潟美咲合同庁舎１号館（電話025―370―6647、メールアドレス　84zuiji@hrr.mlit.go.jp））

⑷　岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び長野県（岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市及び茅野市並びに上伊那郡、木曽郡、下伊那郡及び諏訪郡の町村に限る。）　国土交通省中部地方整備局総務部契約課（〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１名古屋合同庁舎第二号館（電話052―953―8138、メールアドレス　cbr-shikaku@mlit.go.jp））

⑸　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県　国土交通省近畿地方整備局総務部契約課（〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３－１－41大手前合同庁舎（電話06―6942―1141、メールアドレス　kkr-kinki86shikaku@mlit.go.jp））

⑹　鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県　国土交通省中国地方整備局総務部契約課（〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６―30広島合同庁舎第二号館（電話082―221―9231、メールアドレス　shikaku-zuiji@cgr.mlit.go.jp））

⑺　徳島県、香川県、愛媛県及び高知県　国土交通省四国地方整備局総務部契約課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎（電話087―851―8061、メールアドレス　skr-shikaku@mlit.go.jp））

⑻　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県　国土交通省九州地方整備局総務部契約課（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第二合同庁舎（電話092―471―6331、メールアドレス　qsr-shikakushinsa89@mlit.go.jp））

別記２　提出場所

⑴　国土交通省国土技術政策総合研究所総務部会計課（〒305―0804 茨城県つくば市旭１番旭庁舎（電話029―864―2211））

⑵　国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課（〒100―8918 東京都千代田区霞が関２―１―２（電話03―5253―8111））

競争参加者の資格に関する公示

国土交通省国土地理院の所掌する測量業務に係る一般競争（指名競争）に参加する者に必要な資格で、令和８年度末を有効期限とするものの申請方法等を次のとおり公示する。

令和８年３月31日

国土交通省国土地理院長　河瀬　和重

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　08

１　測量の業務種別

①　基準点測量

②　写真測量

③　地図調製

④　地理調査

２　申請の時期及び場所

下記に掲げる提出場所において、随時、電子メール、持参又は郵送により申請を受け付ける。

提出場所

国土交通省国土地理院総務部契約課調査係（〒305―0811 茨城県つくば市北郷１番（電話029―864―4405））

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

⑵　申請書の提出方法　申請者（申請者が経常測量共同企業体である場合においては、その代表者。）は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子メール、持参又は郵送により提出するものとする。申請書及び添付書類（以下「申請書類等」という。）の提出部数は各１部とする。

（添付書類）

①　業態調書

②　営業所一覧表

③　技術者経歴書

④　申請者が法人である場合においては、登記事項証明書又はこれの写し

⑤　測量法（昭和24年法律第188号）第55条の５の規定による登録を受けていることを証明する書類又はその写し（ただし、測量に関する調査研究のみを希望する場合を除く。）

⑥　申請者が法人である場合においては、申請する日の直前の事業年度終了日（以下「審査基準日」という。）の直前１年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表。個人である場合においては、審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

⑦　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑧　申請者が共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し

⑨　申請者が事業協同組合である場合においては、官公需適格組合証明書の写し、事業協同組合役員・組合員名簿等

［注］

⒜　申請者が一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に基づく一般社団法人若しくは一般財団法人又は、公益社団法人若しくは公益財団法人をいう。以下同じ。）であるときは、①、③及び⑤に掲げる書類、②及び⑥に掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出するものとする。

⒝　添付書類は、測量法第55条の８に規定する書類の写しをもって④及び⑤に掲げる書類並びに⑥に掲げる書類又はこれに準ずる書類に代えることができる。

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書類等は、日本語で作成するものとする。

②　申請書類等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。

４　競争に参加する者に必要な資格

次の①から⑦までに掲げる者でないこと。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者

②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

③　経営状態が著しく不健全であると認められる者

④　申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　測量法第55条の５の規定による登録を受けていない者（ただし、測量に関する調査研究のみを希望する場合を除く。）

⑥　測量の業務種別に応じ、別に定める測量業務種別資格基準に定める技術者を有していない者

⑦　共同企業体で、その構成員に①から⑤（ただし、測量に関する調査研究のみを希望する者については、①から④。）までに該当する者を含むもの

５　競争参加者の資格審査

４に定める資格を有しない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。それ以外の者については、⑴に掲げる客観的事項の項目及び⑵に掲げる主観的事項の項目について総合点数を付与し、希望業務種別ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業務種別における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

⑴　客観的事項

①　審査基準日の直前２年間における各事業年度の希望業務種別ごとの年間平均実績高

②　審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額

③　審査基準日における希望業務種別ごとの技術者（測量士又は測量士補）の数

④　審査基準日までの営業年数

⑵　主観的事項　令和４・５年度における希望業務種別ごとの業務成績

６　資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。

７　資格の有効期間

資格認定の日から令和９年３月31日までとする。

競争参加者の資格に関する公示

令和８年度を有効とする国土交通省北海道開発局（開発建設部を含む。）の所掌する建設工事又は測量等に係る一般競争（指名競争）に参加する者に必要な資格の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和８年３月31日

北海道開発局長　遠藤　達哉

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

1　工事区分及び業種区分

（建設工事）

建設工事の工事区分は、次に掲げるとおりとする（かっこ書きは、各工事区分に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に掲げる建設工事の種類である。）。

①　一般土木（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、解体工事）

②　建築（建築一式工事、大工工事､左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事）

③　舗装（舗装工事）

④　鋼橋上部（とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、解体工事）

⑤　ＰＳコンクリート（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）

⑥　しゅんせつ（しゅんせつ工事）

⑦　機械装置（鋼構造物工事、機械器具設置工事）

⑧　管（管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事）

⑨　電気（電気工事、鋼構造物工事、電気通信工事、消防施設工事）

⑩　塗装（塗装工事）

⑪　造園（造園工事）

⑫　防水加工（防水工事）

⑬　さく井（さく井工事）

⑭　グラウト（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）

⑮　維持（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、タイル・れんが・ブロック工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、解体工事）

（測量等）

測量等の業種区分は、次に掲げるとおりとする。

①　測量

②　土木関係コンサルタント

③　建築関係コンサルタント

④　補償関係コンサルタント

⑤　地質調査

2　申請の時期及び場所

申請者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記に掲げる提出場所（申請者が経常建設共同企業体である場合又は申請方法が電子メールによる場合においては、別記の⑴）において、随時、申請を受け付ける。

なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であって、５に定めるところにより一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けていないものである場合においては、競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出したときに限り、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した部局においても申請を受け付ける。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」､「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量等）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（経常建設共同企業体）」（以下「申請書」という。）は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、電子メール、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により各１部を提出すること。

（建設工事に係る添付書類）

①　営業所一覧表

②　業態調書

③　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

④　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

⑤　申請者が、④に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の希望工事区分に分割して申請するとき又は④に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高を一の工事区分に合算して申請するときは、工事分割内訳表

［注］

⒜　申請者が河川又は道路の清掃、除草及び除雪に関する単独工事の一般競争（指名競争）に参加を希望するときは、規則第19条の８第１項の工事経歴書に準ずる書類を提出すること。また、申請者が河川又は道路の清掃、除草及び除雪に関する単独工事のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望する者であって、建設業法第３条の規定による許可を受けていないものであるときは、④に掲げる書類に代えて、規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第19条の８第１項の工事経歴書に準ずる書類を提出すること。この場合において、申請者が法人であるときは、登記事項証明書又はその写しを併せて提出すること。

⒝　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、経常建設共同企業体基本協定書の写しを提出すること。また、経営的事項及び技術的事項について算定した点数の調整（北海道開発局共同企業体実施要領（昭和46年１月１日付け北開局工第３号）別紙５に規定する審査数値の調整をいう。）を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類を提出すること。なお、①から⑤に掲げる書類は不要である。

⒞　申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の審査数値の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者（「事業協同組合に係る総合審査数値の算定方法等に関する特例要領」（昭和50年12月22日付け北開局工第91号）第２条第２項に規定する審査対象者をいう。以下同じ。）の③、④及び⑤に掲げる書類、５（建設工事）⑴①に掲げる事項について記載した書類及び建設業許可番号、住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、役員名簿、組合員名簿及び共同企業体等調書を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。

⒟　申請者が協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法による企業組合をいう。以下同じ。）の場合は、当該組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類を提出すること。

（測量等に係る添付書類）

①　業態調書

②　測量等実績調書

③　技術者経歴書

④　営業所一覧表

⑤　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）
⑥　営業に関し、法律上必要とする登録証明書等の写し
⑦　財務諸表（法人にあっては、５(測量等)①に規定する審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び注記表。個人にあっては、これらに準ずる書類をいう。）
⑧　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税規則別紙第９号書式(その３)又は（その３の２)、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３)又は(その３の３)
　ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

［注］申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類により、②、③及び⑤から⑦に掲げる書類に代えることができる。
(a)　測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）第55条の５第１項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。）　測量法第55条の８に規定する書類の写し
(b)　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）　建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し
(c)　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）　地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し
(d)　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）　補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(3)　申請書及び添付書類の作成に用いる言語等
①　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
②　申請書及び添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

4　有資格者としない者
(建設工事)
　次の①から⑤までに掲げる者は、有資格者としないものとする。ただし、河川又は道路の清掃、除草及び除雪に関する単独工事のみにつき一般競争（指名競争)に参加する者については、①から④までに掲げる者は、有資格者としないものとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、かつ、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、その期間を経過しない者
③　不誠実な行為又は不健全な状態が明らかな者
④　申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査（経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。)を受けていない者
(測量等)
　次の①から⑤までに掲げる者は、有資格者としないものとする。
①　予決令第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、かつ、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、その期間を経過しない者
③　不誠実な行為又は不健全な状態が明らかな者
④　申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

5　一般競争（指名競争）参加資格の審査
(建設工事)
　一般競争（指名競争）参加資格の審査は、４の有資格者としない者以外の者については、(1)に掲げる経営的事項及び(2)に掲げる技術的事項の項目について総合審査数値を付与し、希望工事区分ごとに、総合審査数値の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事区分については高点順に等級を付して一般競争（指名競争）参加資格があると決定し、等級の区分を設けていない工事区分については､「有」を記して一般競争（指名競争）参加資格があると決定する。
(1)　経営的事項
①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は３年の各事業年度における希望工事区分の完成工事高により算定した「年間平均完成工事高」
②　経営事項審査の告示第一の一の２に規定する「自己資本の額」及び同３に規定する「利払前税引前償却前利益」
③　経営事項審査の告示第一の二に規定する「経営状況」
④　希望工事区分の経営事項審査の告示第一の三の１に規定する「技術職員の数」(ただし、１人の職員につき技術職員として申請できる希望工事種別の数は２までとする。)及び同２に規定する「元請完成工事高」
⑤　経営事項審査の告示第一の四に規定する「その他の審査項目」(社会性等)
(2)　技術的事項　令和２年10月１日から令和６年９月30日までにおける希望工事区分ごとの工事成績等
(測量等)
　一般競争（指名競争）参加資格の審査は、４の有資格者としない者以外の者については、①から④までに掲げる項目について審査し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の申請における希望業種区分をいう。以下同じ。)ごとに、一般競争（指名競争）参加資格があると決定する。
①　申請しようとする日の直前の事業年度の終了日（以下「審査基準日」という。)の直前２年の各事業年度における希望業種区分の実績により算定した「年間平均実績高」
②　審査基準日の直前の事業年度の決算における「自己資本額」
③　審査基準日における業種区分ごとの「有資格者の数」
④　審査基準日の前日までの「営業年数」(１年未満切捨て)

6　資格審査結果の通知
　「資格決定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間
　資格決定の日から令和９年３月31日までとする。

8　その他
(1)　特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事、地域維持型建設共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる業務ごとに別に公示する。
(2)　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。)は、北海道開発局長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
　なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争参加資格の決定を受けていないときは、一般競争において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。

⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、北海道開発局長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者

⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

別記　本店所在地及び提出場所［掲載順序　本店所在地　提出場所］

⑴　石狩振興局及び空知総合振興局管内　札幌開発建設部契約企画課　札幌市中央区北２条西19丁目（電話011―611―0309）

⑵　渡島総合振興局及び檜山振興局管内　函館開発建設部契約課　函館市大川町１―27（電話0138―42―7525）

⑶　後志総合振興局管内　小樽開発建設部契約課　小樽市潮見台１丁目15―５（電話0134―23―5129）

⑷　上川総合振興局管内　旭川開発建設部契約課　旭川市宮前１条３丁目３―15（電話0166―32―2451）

⑸　胆振総合振興局及び日高振興局管内　室蘭開発建設部契約課　室蘭市入江町１―14（電話0143―25―7026）

⑹　釧路総合振興局及び根室振興局管内　釧路開発建設部契約課　釧路市幸町10丁目３（電話0154―24―7135）

⑺　十勝総合振興局管内　帯広開発建設部契約課　帯広市西５条南８丁目（電話0155―24―2903）

⑻　オホーツク総合振興局管内　網走開発建設部契約課　網走市新町２丁目６―１（電話0152―44―6898）

⑼　留萌振興局管内　留萌開発建設部契約課　留萌市寿町１丁目68（電話0164―42―2367）

⑽　宗谷総合振興局管内　稚内開発建設部契約課　稚内市末広５丁目６―１（電話0162―33―1064）

⑾　北海道外、共同企業体　北海道開発局事業振興部工事管理課　札幌市北区北８条西２丁目（電話011―709―2311、メールアドレス　hkd-ky-koukankikaku@mlit.go.jp）

競争参加者の資格に関する公示

国土交通省の地方整備局（港湾空港関係。）が発注する建設工事、測量・調査及び建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）に参加する者に必要な資格で、令和８年度末を有効期限とするものの申請方法等を次のとおり公示する。

令和８年３月31日

国土交通省

東北地方整備局副局長　藤井　政人
関東地方整備局副局長　森　信哉
北陸地方整備局副局長　神谷　昌文
中部地方整備局副局長　中原　正顕
近畿地方整備局副局長　石原　洋
中国地方整備局副局長　吉田　敏晴
四国地方整備局次長　水口　幸司
九州地方整備局副局長　酒井　浩二

◎調達機関番号　020

◎所在地番号　04、14、15、23、28、34、37、401　工事種別及び業種区分

⑴　建設工事　建設工事（港湾空港関係）の工事種別は次の①から⑤に掲げるとおりとする。なお、かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。

①　空港等土木工事（土木一式工事）
②　港湾土木工事（土木一式工事）
③　港湾等しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
④　空港等舗装工事（舗装工事）
⑤　港湾等鋼構造物工事（鋼構造物工事）

⑵　測量・調査及び建設コンサルタント等業務　測量・調査及び建設コンサルタント等業務の業種区分は次に掲げるとおりとする。

①　測量・調査
②　建設コンサルタント等

2　申請の時期及び場所

申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。以下同じ。）の別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記に定める提出場所において、随時、申請を受け付ける。

なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であって、５に定めるところにより一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けていない者である場合においては、競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出したときに限り、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した国土交通省地方整備局の総務部経理調達課において申請を受け付けるものとする。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等）」（以下、「申請書」という。）は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/chisei/index.html

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子メール、郵送又は持参により提出するものとする。申請書及び添付書類（以下、「申請書等」という。）の提出部数は各１部とする。

（建設工事に係る添付書類）

①　営業所一覧表
②　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し等
③　業態調書
④　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑤　申請者が、その設立から５（建設工事）②に規定する特別事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、前回の特別事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類

⑥　申請者が、その設立から５（建設工事）②に規定する特別事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

⑦　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の四の１㈠に規

定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

⑧　申請者が共同企業体であって、客観的事項及び特別事項について算定した点数の調整（数値の算定及び等級の格付け要領（昭和55年12月１日付け港管第3722号）第６条⑶に規定する共同企業体の特例をいう。）を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類

［注］申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている者をいう。以下同じ。）の総合数値の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者の④及び⑦に掲げる書類、５（建設工事）①イに掲げる項目について記載した書類、建設業の許可番号、住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、役員名簿、組合員名簿を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。

（測量・調査及び建設コンサルタント等業務に係る添付書類）

①　業態調書
②　技術者経歴書
③　営業所一覧表
④　登記事項証明書（法人の場合）又はその写し
⑤　営業に関し、法令上必要とする登録証明書等又はその写し
⑥　財務諸表類
⑦　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

［注］申請者が次に掲げる者であるときは、次に定める書類をもって④及び⑤に掲げる書類並びに②及び⑥に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。

ⓐ　測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）第55条の５第１項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。）　測量法第55条の８に規定する書類の写し

ⓑ　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）　建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

ⓒ　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）　地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

ⓓ　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）　補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書等は、日本語で作成すること。
②　申請書等中の金額について、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

４　競争に参加することができない者

（建設工事）

次の①から⑥までに掲げる者。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。）を受けていない者
⑥　経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑤までに該当する者を含む者

（測量・調査及び建設コンサルタント等業務）

次の①から⑤までに掲げる者。

①　予決令第70条に該当する者
②　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
③　経営状態が著しく不健全であると認められる者
④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

５　競争参加者の資格及びその審査

競争参加者の資格審査は、下記の項目について点数を付与し算定した総合数値をもって行う。

（建設工事）

希望工事種別ごとに次の①に掲げる客観的事項の項目及び②に掲げる特別事項の項目について点数を付与する。

①　客観的事項

イ　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の１に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は３年の各事業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高

ロ　経営事項審査の告示第一の一の２に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。）において建設業に従事する職員で経営事項審査の告示第一の三の１㈠から㈥までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員に技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとする。）

ハ　経営事項審査の告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別ごとの年間平均元請完成工事高

ニ　経営事項審査の告示第一の一の２及び３、二並びに四に規定する項目（これらの規定中「審査基準日」とあるのを「客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいう。）

②　特別事項

イ　定期の資格審査を行う直前の10月１日（以下「特別事項の審査基準日」という。）の前日までの４年間に完成した工事成績等

ロ　定期の資格審査を行う直前の12月１日の港湾工事用保有船舶能力（港湾土木工事及び港湾等しゅんせつ工事に限る。）

（測量・調査）

次の①に掲げる客観的事項の項目及び②に掲げる特別事項の項目に点数を付与する。

①　客観的事項

イ　申請しようとする日の直前の事業年度の終了日（以下「測量等審査基準日」という。）の直前２年の各事業年度の測量調査の年間平均実績高

ロ　測量等審査基準日の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額
ハ　測量等審査基準日の前日における事業に従事する職員の数
ニ　直前決算における流動比率
ホ　直前決算における自己資本固定比率
ヘ　直前１年における総資本純利益率
ト　測量等審査基準日までの営業年数
② 特別事項　特別事項の審査基準日の前日までの２年間に完成した測量調査の業務成績等（建設コンサルタント等）
次に掲げる客観的事項の項目について点数を付与する。
イ　測量等審査基準日の直前２年の各事業年度の建設コンサルタント等の年間平均実績高
ロ　直前決算における自己資本額
ハ　測量等審査基準日の前日における事業に従事する職員の数
ニ　直前決算における流動比率
ホ　測量等審査基準日までの営業年数
6　資格審査結果の通知
「資格決定通知書（港湾空港関係）」により通知する。
7　資格の有効期間
競争参加資格の有効期間は、資格決定の日から令和９年３月31日までとする。
8　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所
別記に掲げる地方整備局の閲覧窓口とする。
9　その他
⑴ 特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる業務ごとに別に公示する。
⑵ 復旧・復興建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　復旧・復興建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、別に公示する。
⑶ 会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下、「更生手続等開始決定者」という。）は、各部局の長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。
⑷ 合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、各部局の長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。
① 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
② 親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④ 既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者
⑤ 営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

別記　本店所在地及び提出場所
［掲載順序本店所在地提出場所］
⑴ 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
東北地方整備局総務部経理調達課（〒980―8602 仙台市青葉区本町３―３―１仙台合同庁舎Ｂ棟（電話022―716―0013、メールアドレスpa.thr-tohokushikaku@ki.mlit.go.jp））
⑵ 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県
関東地方整備局総務部経理調達課（〒231―8436 神奈川県横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎（電話045―211―7413、メールアドレスpa.ktr-keichou@mlit.go.jp））
⑶ 新潟県、富山県、石川県、長野県及び福井県
北陸地方整備局総務部経理調達課（〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１―１―１新潟美咲合同庁舎１号館（電話025―370―6650、メールアドレスpa.hrr-hokurikushins@gxb.mlit.go.jp））
⑷ 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県
中部地方整備局総務部経理調達課（〒460―8517 愛知県名古屋市丸の内２―１―36ＮＵＰ・フジサワ丸の内ビル（電話052―209―6316、メールアドレスpa.cbr-keiyakukanri@mlit.go.jp））
⑸ 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
近畿地方整備局総務部経理調達課（〒650―0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地神戸地方合同庁舎（電話078―391―7576、メールアドレス　pa.kkr-keiyakukanri@gxb.mlit.go.jp））
⑹ 鳥取県、島根県、岡山県及び広島県並びに山口県（下関市を除く。）
中国地方整備局総務部経理調達課（〒730―0004 広島県広島市中区東白島町14―15ＮＴＴクレド白島ビル（電話082―511―3903、メールアドレスpa.cgr-choutatsu@mlit.go.jp））
⑺ 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
四国地方整備局総務部経理調達課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎北館（電話087―811―8304、メールアドレス pa.skr-skkc-i88s3@ki.mlit.go.jp））
⑻ 山口県（下関市に限る。）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
九州地方整備局総務部経理調達課（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第二合同庁舎（電話092―418―3345、メールアドレス kyusyusikaku-s89kk@mlit.go.jp））

招　請

意見招請に関する公示

次のとおりコンピュータ製品及びサービスの調達に係る検討の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和８年３月31日
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
セキュリティ・情報化推進部
部長　佐藤　正章

◎調達機関番号　587　◎所在地番号　13
○第 25―032 号
1　調達内容
⑴ 品目分類番号　71、27
⑵ 借入物品及び数量　2026年度　共通認証基盤IDaaS移行に係る検討
2　意見の提出方法
⑴ 意見の提出期限　令和８年４月20日12時
⑵ 提出先　〒305―8505 茨城県つくば市千現２丁目１番１　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構　セキュリティ・情報化推進部　情報化基盤課　山本　太　電話070―3117―4885
e-mail　yamamoto.futoshi@jaxa.jp
3　仕様書案の交付
⑴ 交付期間　令和８年３月31日から令和８年４月20日まで
⑵ 交付場所　上記２⑵に同じ。又はインターネット経由で送付
4　仕様書案の説明会
⑴ 開催日時　令和８年４月９日14時（要事前申込）
⑵ 開催方式　Web会議（Web形式）での開催を予定。詳細は別途連絡
5　Summary
⑴ Classification of the Products to be procured : 71, 27
⑵ Nature and quantity of the products to be procured : Considering migration of authentication system to IDaaS
⑶ Time-limit for the submission of comments : 12 : 00 PM 20 April, 2026

(4) Contact Point for the notice: YAMAMOTO Futoshi, Security and Information Systems Department, Japan Aerospace Exploration Agency, 2—1—1 Sengen, Tsukuba, Ibaraki, 305—8505 Japan TEL 070—3117—4885
e-mail yamamoto.futoshi@jaxa.jp

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
令和８年３月31日
独立行政法人環境再生保全機構
契約担当職　理事　田中　良典
◎調達機関番号　589　◎所在地番号　14
１　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　汚染負荷量賦課金徴収・審査システムの更改及び運用保守業務一式
２　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　令和８年４月21日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒212—8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番　独立行政法人環境再生保全機構　補償業務部業務課　吉見、室橋、天羽
電話：044—520—9545
E-mail : h-gyoumu@erca.go.jp
３　仕様書案の交付
⑴　交付期間　令和８年３月31日から令和８年４月21日まで
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
４　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 71, 27
⑵　Nature and quantity of the services to be required : Renewal and Operation／Maintenance Services for the Imposition on Pollution Load Collection and Review System, 1 set
⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　21 April, 2026
⑷　Contact point for the notice : Yoshimi, Murohashi, Amaha, Operation Division, Compensation Department, the Environmental Restoration and Conservation Agency of Japan, 1310, Omiya-cho, Saiwai-ku, Kawasaki, Kanagawa 212—8554 Japan
Tel 044—520—9545
E-mail h-gyoumu@erca.go.jp

随意契約

随意契約に関する公示

次のとおり随意契約について公示します。
令和８年３月31日
支出負担行為担当官
宮城刑務所長　山口　賢治
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　04
○第１号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量　令和８年度宮城刑務所都市ガス供給契約
２　随意契約の予定日　令和８年４月１日
３　随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由　ｂ「技術的理由による競争の不存在」
４　随意契約を予定している相手方の名称
仙台市
５　担当部門　〒984—8523 宮城県仙台市若林区古城２－３－１　宮城刑務所総務部用度課　電話022—286—3112　内線2301
６　Summary
⑴　Official acting in charge of disbursement of the procuring entity : Kenji Yamaguchi, Warden of Miyagi Prison.
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Natural Gas to be consumed at Miyagi Prison 1 set.
⑷　Expected date of the contract award : 1, April, 2026
⑸　Reasons for the use single tendering procedures as provided for in the Agreement on Government procurement : b “Absence of Competition for Technical Reasons”.
⑹　Contact point for the notice : Maintenance and Supplies Section, Miyagi Prison, 2—3—1 Furujiro, Wakabayasi-ku, Sendai-city, Miyagi, 984—8523, Japan TEL 022—286—3112 ext 2301

随意契約に関する公示

次のとおり随意契約について公示します。
令和８年３月31日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
財務契約部長　松本　尚也
◎調達機関番号　817　◎所在地番号　08
○第 07—1715— ２号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　8
⑵　購入等件名及び数量　ガラスファイバーカートリッジの製作　一式
２　随意契約の予定日　令和８年４月21日
３　随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由　ｂ「排他的権利の保護」
４　随意契約を予定している相手方の名称
日進技研株式会社
５　担当部局　〒319—1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地１　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　財務契約部　事業契約第２課　電話070—1407—4775
６　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 8
⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : Production of the glass fiber cartridge for the radioactive waste fluid processing, 1 set
⑶　Expected date of the contract award : 21 April, 2026
⑷　Reasons for the use single tendering procedures as provided for in the Agreement on Government Procurement : b “Protection of Exclusive Rights”
⑸　Contact point for the notice ; Contract Section 2, Financial Affairs and Contract Department, Japan Atomic Energy Agency, 765—1, Funaishikawa Tokai-mura Naka-gun Ibaraki-ken 319—1184 Japan. TEL 070—1407—4775

随意契約に関する公示

次のとおり随意契約について公示します。
令和８年３月31日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23
１　調達内容
⑴　品目分類番号　71
⑵　件名及び数量　工事広報に係る所要時間データ提供業務（2026年度）　１式
２　随意契約の予定日　令和８年４月28日
３　随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由　ｂ「排他的権利」
４　随意契約を予定している相手方の名称
株式会社デバンス
５　担当部局　〒460—0003 愛知県名古屋市中区錦２—18—19　三井住友銀行名古屋ビル　中日本高速道路株式会社　名古屋支社　総務企画部・契約課　電話052—222—1209
６　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 71
⑵　Nature and quantity of the services to be required : Services that provide the current travel time for the construction zone, 1 set
⑶　Expected date of the contract award : 28. April. 2026
⑷　Reasons for the use single tendering procedures as provided for in the Agreement on Government Procurement : b “exclusive rights”
⑸　Contact point for tender documentation : Contract division, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 2—18—19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460—0003, Japan TEL 052—222—1209

随意契約に関する公示

次のとおり随意契約について公示します。
令和８年３月31日
契約担当者
株式会社国際協力銀行
財務・システム部門　管理部長　石川　敬之

◎調達機関番号　129　◎所在地番号　13
○第１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　調達役務等件名及び数量　ＩＴ基盤における人事システム、給与システム及び人事Web勤怠システムＯＳバージョンアップ対応一式
2　随意契約の予定日　令和８年４月20日
3　随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由　c「互換性」
4　随意契約を予定している相手方の名称
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社
5　担当部局　〒100―8144 東京都千代田区大手町１－４－１　株式会社国際協力銀行　財務・システム部門　管理部第１課　安藤　翔大　電話 03― 5218― 9212　メールアドレス：chotatsu01@jbic.go.jp
6　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑵　Nature and quantity of the services to be required : Building IT infrastructure for OS version upgrades of the Human Resources, Compensation and Benefits, and Attendance Management systems, 1 set
⑶　Expected date of the contract award : 20 April 2026
⑷　Reasons for the use of single tendering procedures as provided for in the Agreement on Government Procurement : c “Interchangeability”
⑸　Contact Point for the notice : ANDO Shota, Division 1, Administration and General Services Department, Treasury and Systems Group, Japan Bank for International Cooperation ; 4―1, Ohtemachi 1-chome Chiyoda-ku Tokyo 100―8144 Japan, Tel 03―5218―9212 Email : chotatsu01@jbic.go.jp

随意契約に関する公示

次のとおり随意契約について公示します。
令和８年３月31日
日本放送協会　経理局長　金子　　豊

◎調達機関番号　325　◎所在地番号　13
○第 2025―１―482 号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　参照用動画配信システムの保守　一式
2　随意契約の予定日　令和８年４月20日
3　随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由　c「互換性」
4　随意契約を予定している相手方の名称
富士通株式会社
5　担当部局　〒150―8001 東京都渋谷区神南２－２－１　株式会社ＮＨＫビジネスクリエイト　TEL03―5455―5790
6　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑵　Nature and quantity of the services to be required : Maintenance of the reference video distribution system 1 set
⑶　Expected date of the contract award : 20 April 2026
⑷　Reasons for the use single tendering procedures as provided for in the Agreement on Government Procurement : c “Interchangeability”
⑸　Contact point for the notice : NHK Business Create INC., 2―2―1 Jinnan, Shibuya-ku, Tokyo 150―8001, Japan. TEL 03―5455―5790
○第 2025―１―483 号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　NHKイントラネット基幹設備運用の技術サポート　一式
2　随意契約の予定日　令和８年４月20日
3　随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由　c「互換性」
4　随意契約を予定している相手方の名称
日本電気株式会社
5　担当部局　〒150―8001 東京都渋谷区神南２－２－１　株式会社ＮＨＫビジネスクリエイト　TEL03―5455―5790
6　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑵　Nature and quantity of the services to be required : Technical support for intranetcore infrastructure operations 1 set
⑶　Expected date of the contract award : 20 April 2026
⑷　Reasons for the use single tendering procedures as provided for in the Agreement on Government Procurement : c “Interchangeability”
⑸　Contact point for the notice : NHK Business Create INC., 2―2―1 Jinnan, Shibuya-ku, Tokyo 150―8001, Japan. TEL 03―5455―5790

落　札

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。
令和８年３月31日　　支出負担行為担当官　日本学術会議事務局長　畠山　貴晃
（東京都港区六本木７―22―34）
［掲載順序］
①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　13
①71、29　②日本学術会議事務局ＬＡＮシステムにおける工程管理支援業務　一式　③購入等　④一般　⑤ 8. 1. 29　⑥株式会社ＳＨＩＦＴ（東京都港区麻布台１丁目３番１号）　⑦50,490,000円　⑧ 7. 12. 8　⑪総合評価
①71、29　②日本学術会議事務局ＬＡＮシステムの設計・構築並びに運用・保守等　一式　③購入等　④一般　⑤ 8. 2. 12　⑥富士通Japan株式会社（神奈川県川崎市幸区大宮町１番地５）　⑦282,590,000円　⑧ 7. 12. 17　⑪総合評価
①71、27　②独立行政法人向け財務会計等サービスの提供等業務　一式　③購入等　④一般　⑤ 8. 3. 4　⑥ＮＥＣ　ネクサソリューションズ株式会社（東京都港区芝３丁目23番１号）　⑦37,444,000円　⑧ 8. 1. 28　⑪最低価格

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。
令和８年３月31日　　支出負担行為担当官　関東管区警察学校庶務部会計課長　髙根沢　彰
（東京都小平市喜平町２－５－１）
［掲載順序］
①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　13
①26　②電気の供給　１式　③購入等　④一般　⑤ 8. 2. 19　⑥ゼロワットパワー株式会社　千葉県柏市若柴178番地４柏の葉キャンパスＫＯＩＬ　⑦58,185,242円　⑧ 7. 12. 13　⑪最低価格

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和８年３月31日

支出負担行為担当官　長崎県警察会計担当官　前田　勇太
（長崎県長崎市尾上町３－３）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　42

①26　②長崎県警察学校庁舎ほか２か所で使用する電気の調達　③購入等　④一般　⑤ 8. 2.17　⑥王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社　東京都千代田区霞が関三丁目２番５号　⑦14,470,933円　⑧ 7.12.22　⑪最低価格

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和８年３月31日

支出負担行為担当官　名古屋法務局長　土手　敏行
（愛知県名古屋市中区三の丸２－２－１）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　23

①６　②リサイクルＰＰＣ用紙の購入（単価契約）　③購入等　④一般　⑤ 8. 3.16　⑥株式会社大塚商会（東京都千代田区飯田橋２－18－４）　⑦247,266,536円　⑧ 8. 1.21　⑪最低価格

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和８年３月31日

分任契約担当官　陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部業務科長　加藤江利菜
（兵庫県伊丹市緑ヶ丘７－１－１）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　28

①23　②タイルカーペット　3,400ＳＨ　ほか４件　③購入等　④一般　⑤ 8. 3.16　⑥クリヤマプリージア株式会社　大阪府大阪市淀川区西中島１－12－４　⑦25,907,079円　⑧ 8. 2.12　⑪最低価格

①23　②タイルカーペット　624ＳＨほか13件　③購入等　④一般　⑤ 8. 3.16　⑥株式会社ユニコン　島根県松江市東朝日町29　⑦7,745,089円　⑧ 8. 2.12　⑪最低価格

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和８年３月31日

分任支出負担行為担当官　防衛装備庁調達事業部調達総括官　末田　　毅
（東京都新宿区市谷本村町５－１）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

①12　②旋盤　１台　③購入等　④随意　⑤ 8. 2.24　⑥株式会社インフィニティ　山口県岩国市藤生町３丁目１番５号　⑦16,238,310円　⑧ 7.12. 5　⑨ａ「不落」

①12　②小火器等部品表面処理用器材（パーカライジング処理装置用）　４式　③購入等　④随意　⑤ 8. 3.17　⑥日本パーカライジング株式会社　東京都中央区日本橋２丁目16番８号　⑦60,574,800円　⑧ 7.12. 5　⑨ａ「不落」

①12　②極厚物ミシン　30ＵＮ　③購入等　④一般　⑤ 8. 2.24　⑥有限会社小山ミシン商會　東京都台東区台東２丁目11番２号　⑦41,188,389円　⑧ 8. 1. 9　⑪最低価格

①12　②厚物ミシン　11ＵＮ　③購入等　④一般　⑤ 8. 2.24　⑥有限会社小山ミシン商會　東京都台東区台東２丁目11番２号　⑦5,354,789円　⑧ 8. 1. 9　⑪最低価格

①12　②ブルドーザＤ６型１号　２ＥＡ　③購入等　④一般　⑤ 8. 2.24　⑥日本キャタピラー合同会社　東京都千代田区内幸町１丁目２番２号　⑦60,456,000円　⑧ 8. 1. 9　⑪最低価格

①12　②スキッドステアローダ，ホイール型　１ＥＡ　③購入等　④随意　⑤ 8. 3. 9　⑥帝國繊維株式会社　東京都中央区日本橋２丁目５番１号　⑦68,090,000円　⑧ 8. 1. 9　⑨ａ「不落」

①24　②ポータブル液中微粒子測定器　５ＳＥ　③購入等　④一般　⑤ 8. 2.24　⑥株式会社池田理化　東京都千代田区鍛冶町１丁目８番６号　⑦24,459,600円　⑧ 8. 1. 9　⑪最低価格

①13　②空気調和装置　４ＯＴ　③購入等　④随意　⑤ 8. 3.12　⑥株式会社守谷商会　東京都中央区八重洲一丁目４番22号　⑦3,355,000円　⑧ 8. 1.13　⑨ａ「不落」

①13　②無給油式高圧空気圧縮機，２型　１ＥＡ　③購入等　④一般　⑤ 8. 2.25　⑥シーブレックス株式会社　神奈川県横須賀市田浦町４丁目６番　⑦30,800,000円　⑧ 8. 1.13　⑪最低価格

①13　②フォークリフト2.5ｔ（電気式）　２ＥＡ　③購入等　④一般　⑤ 8. 2.26　⑥住友ナコフォークリフト販売株式会社　東京都港区芝大門二丁目11番８号　住友不動産芝大門二丁目ビル13Ｆ　⑦7,018,000円　⑧ 8. 1.13　⑪最低価格

①12　②ショベルローダ（教習用）　６両　③購入等　④一般　⑤ 8. 2.26　⑥日本キャタピラー合同会社　東京都千代田区内幸町１丁目２番２号　⑦91,080,000円　⑧ 8. 1.13　⑪最低価格

①12　②ショベルローダ（バックホー無）小型　１両　③購入等　④一般　⑤ 8. 2.26　⑥株式会社原商　島根県松江市穴道町白石81番地10　⑦7,439,300円　⑧ 8. 1.13　⑪最低価格

①12　②油圧ショベル小型　２ＥＡ　③購入等　④一般　⑤ 8. 2.26　⑥株式会社原商　島根県松江市穴道町白石81番地10　⑦5,236,000円　⑧ 8. 1.13　⑪最低価格
①13　②天井クレーン　10ｔ　２式　③購入等　④一般　⑤ 8. 2.27　⑥双信商事株式会社　東京都新宿区舟町１番地18　⑦50,127,000円　⑧ 8. 1.13　⑪最低価格
①13　②天井クレーン　５式　③購入等　④一般　⑤ 8. 2.27　⑥双信商事株式会社　東京都新宿区舟町１番地18　⑦61,006,000円　⑧ 8. 1.13　⑪最低価格
①13　②空気調和装置　１ＯＴ　③購入等　④随意　⑤ 8. 3.17　⑥株式会社守谷商会　東京都中央区八重洲一丁目４番22号　⑦96,965,000円　⑧ 7. 1.13　⑨ａ「不落」
①13　②フォークリフト２ｔ（ディーゼル式・サイドシフト付）　15ＥＡ　③購入等　④一般　⑤ 8. 2.27　⑥住友ナコフォークリフト販売株式会社　東京都港区芝大門二丁目11番８号　住友不動産芝大門二丁目ビル13Ｆ　⑦46,761,000円　⑧ 8. 1.13　⑪最低価格
①13　②フォークリフト３ｔ（ディーゼル式・サイドシフト付）　５ＥＡ　③購入等　④一般　⑤ 8. 2.27　⑥株式会社斗山ボブキャット　神奈川県横浜市港北区新横浜３丁目17番地５号　⑦22,000,000円　⑧ 8. 1.13　⑪最低価格
①13　②フォークリフト3.5ｔ（教習車）　２ＥＡ　③購入等　④一般　⑤ 8. 2.27　⑥住友ナコフォークリフト販売株式会社　東京都港区芝大門二丁目11番８号　住友不動産芝大門二丁目ビル13Ｆ　⑦10,450,000円　⑧ 8. 1.13　⑪最低価格
①13　②フォークリフト２ｔⅠ型　１両　③購入等　④一般　⑤ 8. 2.27　⑥住友ナコフォークリフト販売株式会社　東京都港区芝大門二丁目11番８号　住友不動産芝大門二丁目ビル13Ｆ　⑦3,271,400円　⑧ 8. 1.13　⑪最低価格
①13　②渦流探傷器　１ＥＡ　③購入等　④一般　⑤ 8. 3.17　⑥株式会社守谷商会　東京都中央区八重洲一丁目４番22号　⑦2,750,000円　⑧ 8. 2. 3　⑪最低価格
①13　②空気調和装置Ｎ－ＨＤ－214　１式　③購入等　④一般　⑤ 8. 3.17　⑥株式会社カナデン　東京都中央区晴海一丁目８番12号トリトンスクエアＺ棟　⑦8,756,000円　⑧ 8. 2. 3　⑪最低価格

落　札　者　等　の　公　示

次のとおり落札者等について公示します。
令和８年３月31日
分任契約担当者　国立研究開発法人科学技術振興機構　契約部長　近藤　章博
（東京都千代田区四番町５番地３）

［掲載順序］
①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　813　◎所在地番号　13
①71、27　②令和８－９年度　ＪＳＴプレプリントサーバ（Jxiv）システム運用業務　一式　③購入等　④一般　⑤ 8. 2.17　⑥株式会社ウィシェア（東京都豊島区西池袋三丁目30番４号Ｋ＆Ｈビル７Ｆ）　⑦16,940,000円　⑧ 7.11.27　⑪総合評価

落　札　者　等　の　公　示

次のとおり落札者等について公示します。
令和８年３月31日　経理責任者　独立行政法人国立病院機構米沢病院長　髙橋　利幸
（山形県米沢市三沢26100－１）

［掲載順序］
①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　06
①75　②院内清掃業務委託　一式　③購入等　④一般　⑤ 8. 2.17　⑥㈱東武　仙台市青葉区立町１－２　⑦83,600,000円　⑧ 7.12.26　⑪最低価格

落　札　者　等　の　公　示

次のとおり落札者等について公示します。
令和８年３月31日　国立研究開発法人国立がん研究センター理事長　間野　博行
（東京都中央区築地５－１－１）

［掲載順序］
①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　819　◎所在地番号　13
①309　②建物・設備等総合維持管理業務　一式　③購入等　④一般　⑤ 8. 1.28　⑥富士通Japan株式会社　神奈川県川崎市幸区大宮町１－５　JR川崎タワー　⑦8,035,390,000円　⑧ 7.11.28　⑪総合評価

落　札　者　等　の　公　示

次のとおり落札者等について公示します。
令和８年３月31日
契約事務責任者　独立行政法人農畜産業振興機構　総括理事　得田　啓史
（東京都港区麻布台２－２－１）

［掲載順序］
①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　569　◎所在地番号　13
①71、27　②機構ネットワークに係る無停電電源装置の更新及び保守業務　③購入等　④一般　⑤ 8. 3.11　⑥アライドテレシス株式会社（東京都品川区西五反田七丁目21番11号　第２ＴＯＣビル）　⑦40,700,000円（税込）　⑧ 8. 1.20　⑪最低価格